

令和 7 年第 1 回定例会

# 河 津 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 4 日 開会

令和 7 年 3 月 13 日 閉会

河 津 町 議 会

令和七年第一回〔三月〕定例会

河津町議会 会議録

令和七年第一回〔三月〕定例会

河津町議会 会議録

## 令和 7 年 河 津 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (3月4日)

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| ○議事日程                       | 1 |
| ○出席議員                       | 1 |
| ○欠席議員                       | 1 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者 | 1 |
| ○事務局職員出席者                   | 1 |
| ○開会の宣告                      | 2 |
| ○開議の宣告                      | 2 |
| ○議事日程の報告                    | 2 |
| ○会議録署名議員の指名                 | 2 |
| ○会期の決定                      | 3 |
| ○散会の宣告                      | 3 |
| ○署名議員                       | 5 |

### 第 2 号 (3月5日)

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ○議事日程                       | 7  |
| ○出席議員                       | 7  |
| ○欠席議員                       | 7  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者 | 7  |
| ○事務局職員出席者                   | 7  |
| ○開議の宣告                      | 8  |
| ○議事日程の報告                    | 8  |
| ○諸般の報告                      | 8  |
| ○町長の施政方針及び行政報告              | 11 |
| ○一般質問                       | 21 |
| 桑 原 猛 君                     | 21 |
| 北 島 正 男 君                   | 29 |
| 遠 藤 嘉 規 君                   | 44 |

|           |    |
|-----------|----|
| 渡 邊 昌 昭 君 | 57 |
| ○散会の宣告    | 69 |
| ○署名議員     | 71 |

### 第 3 号 (3月6日)

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| ○議事日程                          | 73  |
| ○出席議員                          | 74  |
| ○欠席議員                          | 74  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者    | 75  |
| ○事務局職員出席者                      | 75  |
| ○開議の宣告                         | 76  |
| ○議事日程の報告                       | 76  |
| ○一般質問                          | 76  |
| 大 川 良 樹 君                      | 77  |
| 正 木 誠 司 君                      | 91  |
| ○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 108 |
| ○同意第1号～同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 110 |
| ○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 117 |
| ○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 120 |
| ○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 121 |
| ○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 123 |
| ○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 126 |
| ○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 128 |
| ○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 131 |
| ○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 134 |
| ○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 136 |
| ○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 138 |
| ○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 139 |
| ○議案第21号及び議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 141 |
| ○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 144 |

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| ○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………           | 145 |
| ○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………           | 154 |
| ○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………           | 157 |
| ○議案第 2 7 号～議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託…………… | 160 |
| ○散会の宣告……………                              | 181 |
| ○署名議員……………                               | 183 |

#### 第 4 号 （3月13日）

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| ○議事日程……………                               | 185 |
| ○出席議員……………                               | 185 |
| ○欠席議員……………                               | 185 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者……………     | 185 |
| ○事務局職員出席者……………                           | 186 |
| ○開議の宣告……………                              | 187 |
| ○議事日程の報告……………                            | 187 |
| ○議案第 2 7 号～議案第 3 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決…………… | 187 |
| ○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………             | 192 |
| ○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………             | 193 |
| ○日程の追加……………                              | 195 |
| ○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………           | 196 |
| ○議員派遣の件……………                             | 198 |
| ○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件……………              | 199 |
| ○閉会の宣告……………                              | 199 |
| ○署名議員……………                               | 201 |
| ○議案等審議結果一覧……………                          | 203 |

第 1 日

3 月 4 日（火曜日）

## 令和7年河津町議会第1回定例会会議録

### 議 事 日 程（第1号）

令和7年3月4日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

---

### 出席議員（10名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 正 木 誠 司 君 | 2 番  | 北 島 正 男 君 |
| 3 番 | 大 川 良 樹 君 | 4 番  | 桑 原 猛 君   |
| 5 番 | 渡 邊 昌 昭 君 | 6 番  | 遠 藤 嘉 規 君 |
| 7 番 | 上 村 和 正 君 | 8 番  | 渡 邊 弘 君   |
| 9 番 | 稲 葉 静 君   | 10 番 | 宮 崎 啓 次 君 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

|                     |           |             |           |
|---------------------|-----------|-------------|-----------|
| 副 町 長               | 木 村 吉 弘 君 | 教 育 長       | 鈴 木 弘 光 君 |
| 総 務 課 長             | 川 尻 一 仁 君 | 企画調整課長      | 島 崎 和 広 君 |
| 町民生活課長              | 鈴 木 亜 弥 君 | 健康増進課長      | 土 屋 典 子 君 |
| 福祉介護課長              | 中 村 邦 彦 君 | 産業振興課長      | 稲 葉 吉 一 君 |
| 建 設 課 長             | 臼 井 理 治 君 | 防 災 課 長     | 村 串 信 二 君 |
| 水道温泉課長              | 友 田 佳 伸 君 | 教 育 委 員 会 長 | 土 屋 勉 君   |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長 | 渡 辺 音 哉 君 | 事 務 局 長     |           |

---

### 事務局職員出席者

|         |         |     |       |
|---------|---------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 山 本 博 雄 | 書 記 | 土 屋 翔 |
|---------|---------|-----|-------|

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

---

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） これより令和7年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名をいたします。

3番、大川良樹議員、4番、桑原猛議員の両名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、2月27日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日から3月14日までの11日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は会議録署名議員の指名、会期の決定。

5日は、諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告、一般質問4名をお願いしたいと思います。

6日は、一般質問2名、人事案件、条例案件、単行議決、指定金融機関の指定、指定管理者の指定、規約関係、補正予算、令和7年度予算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への委員会付託をお願いしたいと思います。

7日から13日午後3時までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査をお願い、13日午後3時から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の報告と議員発議の件などの審議をお願いしたいと思います。

なお、14日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から14日までの11日間と決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（渡邊 弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和    年    月    日

議            長

議            員

議            員

第 2 日

3 月 5 日（水曜日）

## 令和7年河津町議会第1回定例会会議録

### 議 事 日 程（第2号）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町長の施政方針及び行政報告

日程第 3 一般質問

---

### 出席議員（10名）

1 番 正 木 誠 司 君

2 番 北 島 正 男 君

3 番 大 川 良 樹 君

4 番 桑 原 猛 君

5 番 渡 邊 昌 昭 君

6 番 遠 藤 嘉 規 君

7 番 上 村 和 正 君

8 番 渡 邊 弘 君

9 番 稲 葉 静 君

10 番 宮 崎 啓 次 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 岸 重 宏 君

副 町 長 木 村 吉 弘 君

教 育 長 鈴 木 弘 光 君

総 務 課 長 川 尻 一 仁 君

企画調整課長 島 崎 和 広 君

町民生活課長 鈴 木 亜 弥 君

健康増進課長 土 屋 典 子 君

福祉介護課長 中 村 邦 彦 君

産業振興課長 稲 葉 吉 一 君

建 設 課 長 白 井 理 治 君

防 災 課 長 村 串 信 二 君

水道温泉課長 友 田 佳 伸 君

教 育 委 員 会 長 土 屋 勉 君

会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長 渡 辺 音 哉 君

---

### 事務局職員出席者

事 務 局 長 山 本 博 雄

書 記 土 屋 翔

開議 午前 10 時 00 分

### ◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席していますことをご報告申し上げます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本定例会が開催されるに当たり、令和6年第4回定例会以降の諸般の報告をいたします。  
議会議長会の事業について。

1月20日、賀茂郡町議会議長会臨時総会及び議長会議が開催され、出席しました。

2月18日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が開催され、出席いたしました。

町議会活動について。

町議会議員活動。

12月4日、議員説明会が開催され、順天堂大学医学部附属静岡病院直通バス事業、非常勤特別職の報酬について説明を受けました。

12月24日、森林環境譲与税活用事業及び森の力再生事業に係る合同勉強会が静岡県庁で開催され、出席しました。

1月8日から9日、議員視察研修を行い、長野県宮田村、伊那市を視察いたしました。

1月20日、議員説明会が開催され、令和6年人事院勧告への対応について説明を受けました。

同日、第1回臨時会が開催され、出席いたしました。

1月30日、議員説明会が開催され、お出かけ支援タクシー実証実験、まちづくり事業説明会について説明を受けました。

同日、河津町議会・東伊豆町議会議員交流会を開催いたしました。

2月25日、議員説明会が開催され、低所得世帯支援給付事業、物価高騰対応重点支援事業、学校給食費補助事業等について町から説明を受けました。

同日、議会全員協議会を開催し、第1回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

12月25日、令和6年11月分出納検査報告書を受領いたしました。

1月31日、令和6年12月分出納検査報告書を受領いたしました。

2月21日、令和7年1月分出納検査報告書を受領いたしました。

監査報告。

2月3日、公金の収納または支払事務に関する監査結果報告書を受領いたしました。

同日、行政監査結果報告書を受領いたしました。

議会運営委員会。

2月27日、議会運営委員会を開催し、令和7年第1回定例会の日程を協議いたしました。

河津町議会改革特別委員会。

12月20日、1月15日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議をいたしました。

常任委員会関係議員活動。

12月9日、第1常任委員会を開催し、福祉法人・児童・老人関連の今後について福祉介護課より説明を受けました。

12月10日、第3回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席いたしました。

12月17日、第2回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席いたしました。

12月18日、第2常任委員会を開催し、防災士との今後、議員月例会、伊豆縦貫自動車道要

望活動について協議をいたしました。

12月19日、1月7日、1月14日、広報常任委員会を開催し、議会だより第104号の作成・発行を行いました。

12月26日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、出席いたしました。

同日、東京都台東区において中学校体育館へのエアコン整備事業の施設見学が開催され、第2常任委員長が出席いたしました。

1月20日、第1常任委員会を開催し、保育園の現状と今後の課題について、わかば保育園園長・同理事により説明を受けました。

1月28日、第1常任委員会を開催し、観光産業活性化のためのライドシェア等有償運転の可能性について商工会と勉強会を開催し、意見交換を行いました。

1月30日、第2常任委員会を開催し、4月期議員月例会、伊豆縦貫自動車道要望活動について協議をいたしました。

2月7日、一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会、県地域交通課とライドシェアに関するウェブ会議が開催され、第1常任委員長が出席しました。

2月13日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、出席いたしました。

2月19日から25日、商工会と第1常任委員会で共助型ライドシェア「河津ザクライド」の実証実験を行いました。

2月27日、広報常任委員会を開催し、広報紙の作成について協議をいたしました。

3月3日、第4回河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、第4回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席いたしました。

一部事務組合等について。

1月17日、東河環境センター議会議員研修会が開催され、組合議員が出席いたしました。

2月3日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会議案等事前説明が行われ、広域連合議会議員が出席いたしました。

2月17日、下田地区消防組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席いたしました。

同日、下田メディカルセンター議会全員協議会が開催され、組合議員が出席いたしました。

同日、下田メディカルセンター議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月18日、伊豆斎場組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月19日、東河環境センター議会第1回定例会議が開催され、組合議員が出席いたしました。

議長に要請のあった諸会合等。

12月13日、年末交通安全県民運動街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

1月15日、新春産業経済懇話会「新年賀詞交歓会」が開催され、議員とともに出席いたしました。

1月23日、国道414号整備促進期成同盟会下田土木事務所要望活動が行われ、出席いたしました。

1月29日、河津駅前広場管理運営委員会が開催され、第2常任委員会委員長と共に出席いたしました。

1月31日、国道414号整備促進期成同盟会及び沼津・土肥間道路整備促進期成同盟会県庁要望活動が行われ、副議長が出席いたしました。

2月1日、第35回河津桜まつりオープニングセレモニーが開催され、議員とともに出席いたしました。

2月4日、令和6年度静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が開催され、副議長とともに出席いたしました。

2月8日、伊豆縦貫自動車道国道414号河津下田道路（Ⅱ期）第2トンネル着工式が開催され、出席いたしました。

町の行事について。

1月5日、消防団出初式。

1月12日、二十歳の集い。

上記行事が開催され、議員とともに出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、町長の施政方針及び行政報告をお願いいたします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本日ここに令和7年第1回河津町議会定例会を召集し、令和7年度当

初予算をはじめ関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和7年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

昨年は、1月1日の能登半島地震をはじめ8月の日向灘を震源とする地震、さらには9月の能登豪雨など、国内では大きな地震や集中豪雨等の大規模な自然災害が頻発している状況にあります。中でも、気象庁が初となる南海トラフ地震臨時情報を発表したことや、能登豪雨の被害の甚大さは記憶に新しいところであり、日頃の備えの重要性を再認識したところがあります。

本町においては、少子高齢化や人口減少に伴い、生活に欠かせない公共交通や医療、教育、産業、地域コミュニティの維持、地震や豪雨災害などに備えた防災減災対策など、多くの課題を抱えております。令和7年度の予算編成に際しては、これらの課題解決に向け、限られた財源を最大限に有効活用し、既存事業の廃止、縮小、再構築による歳出の徹底をした見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民と共につくり上げていく共創のまちづくりを基本目標としてチェンジ、変化からサステナブル、持続性へ新しい時代のコンパクトで魅力あるにぎわいのまちづくりに取り組むべく、3つの重点テーマの下、各施策に取り組んでいくこととしました。

1つ目の重点テーマ「誰もが安心をして暮らせるまちづくり」では、治山事業、橋梁長寿命化事業、木造住宅耐震補強助成事業、非常備消防事業、防災情報伝達システム整備事業などに取り組んでいきます。非常備消防事業では、消防団の第1分団の消防ポンプ車を更新いたします。

2つ目の重点テーマ「豊かさをみんなで創るまちづくり」では、伊豆縦貫自動車道の早期完成、商工振興事業、観光振興事業などに取り組んでいきます。商工振興事業では、小規模事業者の事業継続や強化を図るための支援を行っていきます。

3つ目の重点テーマ「未来を創る人が育つまちづくり」では、放課後児童クラブ使用教室等修繕事業、子供インフルエンザ予防接種事業、高校生通学費補助事業などに取り組んでいきます。引き続き小中学校に学習支援員や外国語講師を配置するとともに、新たに不登校支援員を配置をし、教育環境の拡充強化、子供たちの健全育成と学力の向上に努めてまいります。

以上が令和7年度の主要施策であります。

令和7年度予算の概要について申し上げます。

令和7年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は69億3,919万4,000円となりました。そのうち、一般会計当初予算は46億2,000万円、前年度比2億3,300万円、4.8%の減となりました。

健全な財政運営を堅持しつつ、町民と共につくり上げていく共創のまちづくりとして、民間の力も活用しながら、新しい時代のコンパクトで魅力あるにぎわいのまちづくりに取り組み、次世代へのアプローチとする予算編成をしております。本町のさらなる発展と振興を図るべく、本予算を提案いたします。

総務課関係事業について申し上げます。

令和7年度は機構改革を実施いたします。企画調整課の事務室移転に伴い、企画調整課秘書交流係を交流係とし、秘書業務を総務課総務係へ移し、事務の効率化を図ります。

静岡県との職員人事交流事業は、令和7年度で5年目を迎えます。これまで4人の若手職員をそれぞれ1年間県へ派遣し、県職員を受け入れてきました。今後も幅広い知識と広い視野を養うために継続をしていきます。

そのほか、各種団体による研修や賀茂地区1市3町の広域研修、また自己啓発研修費補助金により、職員の資質の向上と研さんを図ってまいります。

企画調整課関係事業について申し上げます。

地域づくり推進事業につきましては、特別交付税を活用した事業として農業振興や空き家対策、移住定住促進業務を行う地域おこし協力隊を採用します。また、地域活性化起業家事業者と協力をして、DXに特化したまちづくり、地域づくりに取り組んでまいります。オール河津という町民の一体感の醸成や、地域で育つ子供たちの夢や地元愛を育むことを目的に、河津町スポーツ等活躍未来人応援補助金を創設をし、地域づくりを進めてまいります。

交流事業につきましては、町内一次産業事業者と協働で、生活価値体験ツアーの実施など地域資源を活用した新しい人流の獲得を行い、働き手不足対策と関係人口の増加に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、高齢者等お出かけ支援タクシー実証実験を実施します。4月7日から7月4日までの間、平日の月、水、金曜日、8時から17時まで運行しますので、町民の皆様にご利用いただき、今後の町内交通施策に反映をしてまいります。

ふるさと納税推進事業につきましては、民間事業者、地域おこし協力隊と連携をして、引き続き返礼品の開拓と寄附の増進による財源確保を目指してまいります。

DX推進事業につきましては、国が進めるシステム標準化・共通化を実施をし、ガバメン

トクラウドへの移行を8月18日に予定をしております。関係する部署と連携をして進めてまいります。

町民生活課事業について申し上げます。

戸籍窓口事業につきましては、戸籍法の改正に伴い、戸籍に氏名の振り仮名が記載をされます。記載する予定の振り仮名を郵送で照会し、整備を図ります。

税務関係事業につきましては、固定資産税において土地建物の適正課税のための航空写真共同撮影業務を賀茂1市5町で実施をします。国民健康保険税においては、国民健康保険財政を安定的に運営するため、税率の見直しを行う予定です。本定例会に条例改正を上程しましたので、ご審議のほどお願いいたします。

申告の電子化など納税事務のデジタル化が一層進みます。このようなことから、引き続き制度の周知及び情報提供に努めてまいります。

健康増進課関係事業について申し上げます。

救急医療対策事業につきましては、町内の公的病院である伊豆今井浜病院の運営助成を引き続き実施をし、あわせて災害時医療、救護体制の整備について病院及び関係機関等と連携をして取り組んでまいります。

がん検診事業につきましては、受診率の向上を図り、早期発見、早期治療につなげてまいります。

健康増進事業につきましては、令和2年度に策定しました第2次健康増進計画の中期評価見直しを行い、町民の健康づくりを推進をしてまいります。

予防接種事業につきましては、令和7年度に新たに定期化される带状疱疹予防接種を含め、各対象者の接種に努めるとともに、带状疱疹任意予防接種及び子供のインフルエンザ予防接種に対して、その接種費用の一部を助成し、疾病の発症、重症化の予防、経済的負担の軽減を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健診の受診率向上、重症化予防に努め、引き続き被保険者の健康維持に取り組み、医療費の削減につなげてまいります。

福祉介護課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、令和7年度計画始期とする河津町こども計画に基づき、教育・保育及び地域の子育ての持続的支援体制を整えるとともに、現在小学校の体育館2階で実施をしている放課後児童クラブの小学校校舎への速やかな移転に向け、改修等準備を進めてまいります。

高齢者福祉事業につきましては、介護保険制度の適正な運用に引き続き取り組むとともに、高齢者を取り巻く状況の変化に対応すべく、地域包括支援センターを中心とした重層的支援体制の構築を継続してまいります。

産業振興課関係事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、令和7年度は津波浸水想定区域である見高地区舟戸の番屋付近から民宿船長付近の0.05平方キロメートルを実施予定です。令和6年度に現地立会いを実施をした見高地区七子トンネル付近から舟戸の番屋手前の0.10平方キロメートルについては、測量成果の閲覧を行います。

有害鳥獣対策事業につきましては、有害鳥獣捕獲に対する助成制度による報奨金とともに、電気柵等の設置補助を継続し、有害鳥獣被害の軽減に努め、農業者の耕作の維持につなげてまいります。

治山事業につきましては、大鍋地区星原における土砂流出被害に対して、令和5年度から引き続き県の補助事業により下流域約120メートルを計画的に整備をしています。令和7年度は県道湯ケ野・松崎線道路下から大鍋川へ約42メートルを流路工として整備をします。

農村整備事業につきましては、峰地区菩提寺頭首工の魚道改修工事を県事業として令和6年度からの2か年で行っています。また、見高地区においては、伊豆縦貫自動車道建設発生土を活用した優良農地の創出に向けた基盤整備事業を計画しており、国、県と連携し調整し、令和8年度事業採択に向け事業を進めてまいります。

商工振興事業につきましては、地域経済の活性化を図るため、引き続き商工会へ小規模事業者事業継続支援事業に補助を行います。また、再生可能な資源である木材を使った住宅建設を促進し、定住環境の充実と地域経済の振興を図るため、木造住宅建築等助成制度補助金を引き続き交付をいたします。

観光施設整備管理事業につきましては、老朽化により観光協会が指定管理を受けている今井浜海の休憩所の屋根等の大規模修繕を実施をします。

さくら振興事業につきましては、河津桜の保護育成を推進するため、河津桜の所有者または管理者に対し、河津桜の維持管理等に関する費用の一部を助成する制度を創設いたします。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕及び補修工事を計画に実施し、道路機能の維持に努めてまいります。

道路改良事業につきましては、継続的に実施をしている浜・笹原地区の側溝改修工事を実

施をしてまいります。

橋梁事業につきましては、道路法に基づく定期点検として34橋の点検を実施をするほか、2か年で計画をしている天川橋の撤去工事を引き続き実施をいたします。また、逆川地区の中田橋、中村橋の補修工事を実施いたします。工事に伴い、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

河川事業につきましては、沢田川の越水対策として一部の護岸かさ上げを実施をしてまいります。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、河津下田道路（Ⅱ期）2号トンネル着工式が2月8日に挙行されるなど、順調に事業が進められていますが、さらなる事業推進並びに早期全線開通に向け、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会などの構成団体と連携を図り、引き続き積極的な要望活動を行ってまいります。

防災課関係事業について申し上げます。

防災対策事業につきましては、近年頻発する台風、集中豪雨や、昨年に発生をした能登半島地震の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震等に対応するため、防災減災対策の強化充実が喫緊の課題であると考えております。事業最終年度となる同報系防災行政無線のデジタル化整備事業では、難聴エリアの縮減及び情報伝達手段の強化を図るほか、継続をして災害用備蓄品の整備、家具の固定の推進等、防災対策の強化充実に努めます。また、防災士会においては、自助・共助の原則の下、地域防災力の向上に向け活動を強化します。

大規模災害に対しては、小規模自治体単独での対応には限界があるため、国、県、近隣市町と連携をし、広域的な避難や早期復旧などを検討し、さらなる防災対策に努めます。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、長野朝日台配水池更新工事の準備として、進入路などの附帯工事を実施をします。また、今井浜1,000トン配水池の耐震診断に基づく補強劣化対策の検討や、各水道施設の耐震補強対策、料金改定を見据えた経営戦略の改定に取り組むとともに、県の道路工事に併せ水道管の更新を順次行い、安定給水の維持に努めてまいります。

温泉事業につきましては、各配湯所設備及び峰2号源泉周辺の設備更新や、温泉メーターの計画的交換を実施をし、安定給湯に取り組んでまいります。

教育委員会関係事業について申し上げます。

不登校児童生徒への対応として、校内教育支援センターを小学校に配置をし、支援員を配置をして支援に努めてまいります。

学校ＩＣＴ教育の推進を図るため、地域活性化起業人制度を活用した教育ＤＸアドバイザーを配置をし、各校に派遣をして授業のＩＣＴ化、校内業務の効率化等を図ります。１人１台端末についても国補助金等を活用し、児童生徒分の端末購入を行います。また、中学校生徒に配付をしている端末を活用した非認知能力成長支援システムを導入し、学力テスト等ではかる認知能力だけでなく、テストではかれない個人の特性を把握し、指導に生かしていきます。

中学校の部活動の在り方については、昨年に引き続き部活動地域移行推進協議会で協議を進めていきます。

学校施設の維持管理、安全対策につきましては、さくら幼稚園で流出をした園庭の土を補充し、園庭改修を実施をします。中学校については、既存の和式トイレの一部を洋式トイレへ改修をします。

国の指定天然記念物に指定されている杉鉾別命神社の大クス、新町の大ソテツについて、今後の保存対策に資するための調査を行います。

令和７年度の主な事業については以上です。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

高齢者等お出かけ支援タクシー実証実験について申し上げます。

地域交通の確保とバスの利用が困難で外出を控えている町民の外出促進策として、貸切タクシーを利用したお出かけ支援タクシーの実証実験を11月18日から12月20日までの間で平日25日間、８時から17時まで実施をしました。利用登録された町民は123人で、そのうち20人から延べ84回の利用がありました。実験結果を検証し、引き続き地域交通の確保に取り組んでまいります。

姉妹都市等交流事業について申し上げます。

3月1日に、河津町出身の選手が所属する男子プロバレーボールチーム東京グレートベアーズの応援ツアーを行いました。多くの町民が参加をし、地域住民の一体感の醸成が図られました。

また、1月16、17日に、白馬村児童スキー交流を行い、河津小学校5年生46人が参加をしました。白馬南小学校5年生による歓迎会やスキー教室での指導補助など、有意義な交流を行うことができました。

関係人口創出事業について申し上げます。

12月1日に、TOPPAN株式会社と協働で生活価値体験ツアーの実証実験として町の資

源を活用した新たな人流の獲得を目指し、伊勢海老のエビ網漁業体験を行いました。7月に実施をしたわさび田の環境整備体験を含めると、述べ20人の参加があり、地域の一次産業従事者と作業を通じて交流を図りました。

まちづくり事業説明会について申し上げます。

2月3日、令和7年町政懇談会・まちづくり事業説明会を開催し、令和7年度に予定をしている主要事業の概要について説明をしました。昼と夜の2回、延べ13人の町民の参加がありました。なお、当日出席できなかった方のために、町のホームページや広報かわづで内容を公表しました。また、河津有線テレビや町公式ユーチューブで動画の配信をしております。

ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税の状況は、1月末現在で1億4,400万円と、対前年度同月比で11.4%の増額となっています。さらなるふるさと納税額の増額を図るため、12月にアマゾンふるさと納税、2月に一休ドットコムふるさと納税への掲載を開始しました。ふるさと納税は、特産品の情報発信など多面的効果が期待できますので、返礼品にご協力いただいている関係者の皆様には引き続きご支援をお願いいたします。

住民向けスマートフォン教室について申し上げます。

誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指し、総務省デジタル活用支援推進事業地域連携型を活用し、令和6年9月2日から令和7年1月29日まで対面によるスマートフォン教室を開催いたしました。全13日間、39講座に1講座当たり平均5人、延べ194人に参加をいただきました。スマートフォンの基礎的な使い方から、安全にインターネットを楽しむ方法や河津町LINE公式アカウントの登録方法などを学びました。町全体のDXを推進するためには、住民のデジタルスキル向上も重要となりますので、引き続きデジタル化へのご理解、ご協力をお願いいたします。

旅券（パスポート）交付申請について申し上げます。

令和7年3月24日の申請受理分から、偽装・変造対策を大幅に強化する目的で顔写真ページがプラスチック基材となります。そのため、申請から交付までの日数が土日祝日を除き、現行の8日間から11日間へ延びることとなります。海外へ旅行や出張など予定されている方は、お早めの申請をお願いいたします。

また、発給手数料については現行の一律の手数料から、書面申請は300円の増額、オンラインによる電子申請については100円の減額となります。

生活支援体制整備事業について申し上げます。

町が社会福祉協議会に委託をしている生活支援体制整備事業として、12月21日から1月20日までの26日間、スクールバスの空き時間を利用した無料の福祉バス、つなげる支援バスの実証実験を行いました。延べ利用者は176人、1日平均6.7人、最大1日17人の利用があり、終了後には継続の要望や感謝の声が多く寄せられ、来年度は運行時間やコースを見直し、再度実証実験を行う予定です。

12月18日には、夜の時間帯に食事とゲームで交流を楽しむ夜の高齢者サロン、ナイトサロンSHOUJINを保健福祉センターで初開催をしました。参加者から大変好評で、今月12日には第2弾を開催予定です。今後も新しい高齢者時代の変容に応じていけるよう、情報提供や社会資源の活用に取り組んでまいります。

プレミアム付商品券事業について申し上げます。

商工会が実施をするプレミアム付商品券事業を補助することにより、町内の個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図りました。

6月15日より開始をしましたプレミアム工事券の使用期限が12月14日をもって終了いたしました。工事券の購入者は154人で、販売金額4,000万円、工事券額面にして4,800万円となりました。

9月14日より開始をしましたプレミアム商品券の使用期限が12月29日をもって終了いたしました。商品券購入者は1,552人で、販売金額5,793万円、商品券額面にして8,689万5,000円となりました。

両事業ともに来年度につきましては、地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援事業として実施予定です。本定例会に補正予算並びに繰越明許費を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

第35回河津桜まつりについて申し上げます。

開催に当たり、1月16日に山梨県内のテレビ局、1月24日に渋谷区のNHK放送センター、1月28日には静岡県内の各テレビ局に対しトップセールスを行いました。また、2月1日に始まりました第35回河津桜まつりでは、能登復興を支援するため、2月15、16日、22日から24日の計5日間、河津桜観光交流館前にて出張輪島朝市を開催をしたほか、2月28日から3月2日までの3日間は、自主参加にて開催をされました。今年は河津桜の開花が遅れたため、渋滞対策等社会秩序維持のため、3月9日までまつり期間を延長しております。

学校教育事業について申し上げます。

中学校周辺における文教施設整備の検討を行うため、文教施設整備検討委員会に諮問をし

ていた事項は、2月17日に答申をいただきました。答申内容は、教育形態は中学校と小学校の連携を深めた小中一貫型小中学校、学校施設形態は施設一体型とし、既存の河津中学校を活用しながらの整備を検討し、幼稚園についても河津中学校付近に整備をするというものです。今後は、この答申内容に基づき条件を整理し、方針を策定していきたいと考えております。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日の元旦マラソン大会につきましては、好天に恵まれ、1.5キロメートル、3キロメートル、5キロメートルのコースに計230人と多くの方々にご参加をいただきました。

1月12日に開催した二十歳の集いにつきましては、該当者61人のうち、47人が出席をしました。式には、恩師や来賓の方々にご列席をいただき、二十歳を祝うことができました。

1月19日に開催をされた第53回下田・河津間駅伝競走大会につきましては、36チームの参加がありました。大会運営にご協力とご尽力をいただきました関係者皆様、大会に出場いただいた各チームの皆様、また沿道で声援を送っていただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

主な入札結果について申し上げます。

令和7年1月27日に実施をした令和7年度河津町可燃ごみ収集運搬業務委託は、株式会社栄協が落札し、2,937万円で契約をしました。この事業は、河津町内に設置をされているごみステーションの可燃ごみの収集を行い、エコクリーンセンター東河へ運搬するものであります。

その他入札結果につきましては、別紙を参照してください。

以上、令和7年度の施政方針と12月以降の行政報告となります。

限られた財源を最大限に有効活用し、健全な財政運営を堅持しつつ、掲げた3つの重点テーマを軸に課題解決に向けて取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、私の報告といたします。

○議長（渡邊 弘君） これで町長の施政方針及び行政報告は終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎一般質問

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、一般質問に入ります。

なお、質問は一問一答とするか、一括質疑とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問の回数は一問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は次の順序により、これを許します。

4番、桑原猛議員、2番、北島正男議員、6番、遠藤嘉規議員、5番、渡邊昌昭議員。

---

◇ 桑 原 猛 君

○議長（渡邊 弘君） それでは、4番。桑原猛議員の一般質問を許します。

4番、桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

令和7年第1回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、不登校支援についてをお伺いいたします。町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。それでは質問に移ります。

先ほどの施政方針に、不登校児童生徒への対応として、校内教育支援センターを小学校に設置し、支援員を配置して、支援に努めていくとありました。具体的な支援内容についてお伺いしていきます。まず不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的によるものを除いたものを定義しております。2023年度、全国公立私立小中学校で、不登校と判断された児童生徒は約35万人。前年度比約16%増で、11年連続で増え続けている現状で

ございます。

不登校を問題行動と捉えるのではなく、当該児童生徒の自立を支援し、学校に通うことだけをゴールとせず、将来のことを考えつつ、自己肯定感を高めていく支援が重要とされておりますが、当町の不登校支援の取組について伺いたします。

まず最初に3点ほど確認させていただきたいです。

1、本町の不登校児童生徒の現状と課題、支援の取組を。

2、児童生徒や保護者の相談体制はどうなっているのか。

3、学校や家庭以外に安心して過ごせる居場所づくりが必要と考えているのか、伺いたします。

○町長（岸 重宏君） それではただいまの桑原猛議員の不登校支援についてのご質問にお答えしたいと思います。3つほどあったと思いますがまず、私から一括してご答弁差し上げます。まず少し私の考えを述べさせていただきたいと思います。この問題につきましては、近年急速に進行しているものと私も考えております。実は私が町長になる前は役場職員だったわけですが、そのときはまだそれほど人数的に多くなくて、まれであったような、そんな印象がございます。私も現在町長になって、毎学期ごとに、幼稚園ですとか、小学校、中学校の学校訪問を行っているわけがございますけれども、現状を校長先生などから聞いておりますが、確かに増えている現状であるというのは認識をしております。

中でもいろいろ聞きますと、全く学校に来られないですとか、あるいは来ても教室に入れない、また先生、教科によって、授業を受けられない児童生徒、いろいろなケースがあると聞いております。以前聞いた学校の話ですと、学校に来られない児童、子供については、担任の先生が、定期的に家庭に伺って状況把握や指導に当たっているという話も聞きました。私としてはそのような子供に対して、先生方も対応に苦慮しているんだなと、そういうふうな感じがしました。また人口の少ない河津町でも、実情としては増加をしております、もっと規模の大きい市町はさらに大変ではないかと感じておりまして、県内でも、先進的な市町では、インターネットを通じた該当児童生徒への相談事業なども、いろんな対策を行っている、ということも聞いております。

先ほど議員がお尋ねのように、国でも、このような実態を受けまして、文部科学省では、2025年、来年度から不登校の小中学生に向けて校内の学習環境を整備する市町村の支援の強化を予定をしております。先ほど議員から少しありましたが具体的な、空き教室などを利用した校内教育支援センターに学習支援員を新たに配置する費用を補助するものであ

ります。この事業により、学校やクラスへ入りづらい子供の居場所を確保して、不登校の未然防止や不登校の児童生徒の登校へつなげるものであります。私はやはりこの不登校については、小さいときからの本当は小学生以前からも大事じゃないかと思っておりますので、そういうことで、国も動き始めたなという印象を持っております。

またこども家庭庁でも不登校児童生徒の対策として、新たに専門の支援員を自治体に配置をし、学校だけではなく地域全体で不登校の子供を支援する事業を考えているとのことでもあります。先ほど申しましたが町でも、このような状況から新年度予算において、文部科学省の助成ですとか、国の助成ですとか、県の助成を受けて、不登校支援の設置予算の計上をしたところであります。不登校児童生徒を1人でも少なくするよう努めていきたいと思っております。お尋ね3点については教育長から答弁差し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私のほうからはまず、不登校の定義についても一度再確認をしたいと思います。先ほど議員のほうからもありましたが、文部科学省では、不登校を何らかの心理的情緒的身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しています。したがって、統計で発表される数字には、1学期は30日以上欠席していましたが、2学期からはほぼ毎日登校できている児童生徒や、1週間のうち数日休むがあとは朝から登校できている児童生徒なども含まれます。

また逆に出席はしているが遅刻して登校しその後早退する児童生徒や、登校するが保健室や支援室などで学習を進めている児童生徒はその数字には入っていません。このようなことをご理解頂いた上でお聞きしたいと思います。

まず現状と課題についてです。当町でも全国的な傾向と同様に、登校や教室で生活したり、学習したりすることについて、学校と家庭とで考えていくことが必要な児童生徒が年々増加傾向にあります。そのような子供たちの要因や背景は様々で、学校生活に起因するもの、家庭生活に起因するもの、本人の問題に起因するもの、また、これらが複合したもの、要因や背景が特定しにくいものがあります。このことは対応する上での課題の一つであります。また、このような要因には、このような支援手だてをという明確なものもありません。このことも課題です。

次に、支援の取組についてですが、学校では、担任の先生を中心に学年部や生徒指導、校長、教頭、カウンセラー、指導主事などと協力しながら、児童生徒の状況や思い、保護者の

気持ちや願いを知るために、支援が必要な児童生徒やその家庭と面談や相談、また電話連絡、放課後の家庭訪問等を行っています。学習面ではプリントの提供や、丸つけ、タブレットの活用、登校した際には、補習などを行うなど、児童生徒の実態に鑑み、個別に対応しております。

次に、相談体制ですが、まず、登校や教室での学習に心配事や不安を抱えている子供たちの状況や、気持ちを把握、理解し、早期に支援するために、例えば中学校では、教育相談を行っています。1学期は担任が担当クラスの生徒全員と行い、2学期は11月頃になりますが、希望者が希望する先生と行います。

また、小中学校にスクールカウンセラーが配置されていますが、スクールカウンセラーも一人ひとりの児童生徒の理解、不登校の未然防止の観点から、できるだけ多くの児童生徒との面談の機会を設定しています。面談や学校生活の様子などで心配な表れのある児童生徒とは別に個別面談を行い、保護者が希望する場合は、保護者面談も行っています。教育委員会でも希望する保護者に保護者教育相談も実施しております。学校への登校に不安を持ったり登校できなかつたりする要因は様々であり、ケースによっては、スクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、関係機関と連携し対応する場合があります。基本的にはいろいろな状況も含め、不登校、これはいろんな状況がありますが、問題行動として捉えるのではなく、あくまでも当該児童生徒の自立を支援し、教育的な関わりとして、児童生徒を支援していくことと捉えております。

登校することや、授業に参加することを性急に求めず、校内の相談室や支援室等を選択的に利用した学習や自立支援の取組を進めています。

次に居場所づくりです。本来全ての子供が安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験をすることが子供の成長に望ましいと考えています。その居場所の一つが学校です。ただ、教室に入ることが難しかったり、登校できなかつたりする児童生徒について、その間に幾つかのステップとなる場所をつくってやることも必要です。

先ほど町長も触れておりましたが、来年度、河津小学校体育館2階に小中学生を対象とした校内教育支援センターを設置し、支援員の配置を計画しております。登校はするのですが、教室に入りづらい児童生徒が相談をしたり、一時的に学習を進めたりしながら、教室に足が向くように支援したり、登校できない児童生徒にとっては、まず支援センターで安心して過ごしながら学校生活や学習のリズムを取戻し、教室で過ごすことへステップアップできるような支援するものです。保護者等の相談支援も行いたいと考えております。

また、子供たちの小さな変化や予兆を捉え学校が生徒にとって安心して過ごせる居場所となるような一つの手段として、中学校では、非認知能力成長支援システムの導入を計画しております。学力テスト等ではかる認知能力ではなく、学力テストでははかれない、個人の特性、例えば、物事に関する考え方とか、取り組む姿勢とか、行動面等について、生徒に配布しているタブレットを使用して測るものです。年間を通していろいろな行事の前後で行ったり、回数にとらわれず、行うこともできる。一方、児童生徒の表情や会話行動等の変化を先生が感じて、職員室で先生同士が言葉のやりとりをすることがとても大切で、先生方が余裕を持ってそういう話に関われる環境をつくっていくことも重要だと考えています。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 4 番、桑原議員。

○4 番（桑原 猛君） 丁寧な答弁ありがとうございます。本当に今、河津町では、これだけ子供の教育に目を向けていらっしゃるんだな。これ、当たり前前に不登校の子供たちに限った取組ではなく、様々な子供の個性、そういうのを把握していくために取り組んでいる内容だとは感じました。

それで、不登校の生徒の現状ということは、いろいろ把握するに要因は、多様過ぎて把握するには至らないけれども、それに対して、多方面で面談やいろいろなことを尽くして、原因、それに寄り添う環境を整えていくという姿勢がよく分かりました。また保護者への対応についても、やはり児童生徒の特性を見いだしながら保護者と一緒に動いているというふうな様子で、お伺いいたしましたので、それで最後に、今回支援センターを南小の体育館の場所に設置するということで、大変これ本当に、確かに家庭でしか動けない子供もいるかもしれないんですけども、そこを一步外に出す、出ていただくというステップアップのためになる施策だと思いますので、これはもう充実していただけたらと思います。

またそれで支援に、ソーシャルワーカーの方など、カウンセラーの方、そういう方々が入っていただくというのは本当に大事だと思います。これ欲を言えば、私は以前から言っていますけれども、そのカウンセラーの方を町に常駐していただきたいと、そういう思いはずっと持っておりますので、誰を取りこぼすこともなく、普通に学校に来ている子供もやはりそういう場所があれば何かと相談しやすいと思いますので、そういうところもまた検討頂ければと思います。

今、教育長からもありました。様々な理由があり、不登校になってしまう現状が今実際あります。学習環境の整備、先ほどプリントを持っていったり、個別に対応していくというこ

とありますが、まださらに学びの場の提供というのは、いろいろ難しい問題があるかと思っています。先ほどは全国の数値を申しましたが、静岡県内の公立の小中学校での不登校の状態にある子供の人数も年々増えております。2018年度には5,690人でしたが、2023年度には1万1,500人余りと初めて1万人を超えました。

こうした中、2025年度から、インターネット上の仮想空間、また、メタバースというところではありますが、子供たちの学びの支援をする新静岡バーチャルスクールが始まります。この取組は、不登校の児童生徒だけではなく、病気等で長期欠席している児童生徒も、ICTを活用したオンラインでの交流、学習、体験を通して、学ぶ喜びや、人とのつながりを実感し、社会的自立を目指すことを目標に行われています。

この静岡バーチャルスクールへの参加推進のお考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長

○町長（岸 重宏君） この制度につきましては県のほうで実施を、県の教育委員会のほうで、今年度試行期間を経て4月から正式にやるということだと思います。詳しいことは教育長からお答えします。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） まず、学びの場の提供についてですが、現在のところは先ほどお話ししました校内学習支援センターの設置を考えております。また、静岡バーチャルスクールも一つの学びの場であると思います。これは不登校や病気等で長期欠席している児童生徒がICTを活用したオンラインでの交流、学習、体験を通して、学ぶ喜びや、人とのつながりを実感し、社会的自立を目指すことを目的として、静岡県教育委員会が令和7年1月6日から3月14日まで試行し、令和7年4月から本格運用を行うものです。試行の段階では、定員150人のところ応募者が350人あったということを聞いております。

この静岡バーチャルスクールでは、メタバースと言われる仮想空間を活用して交流、学習ができ、3つのポイントが紹介されています。ポイントの1つ目です。参加者は好きなアバターを選んでログインし、スタッフや、空間内の仲間とテキストチャットやボイスチャット、モーションでコミュニケーションを行い交流ができます。ポイントの2つ目です。国語、社会、算数・数学、理科、英語に加え、プログラミングなど、自主学習ができるオンライン教材のアカウントが配布され、自分に適したペースで学習を進めることができます。ポイントの3つ目、社会とのつながりを大切にしたいような、体験プログラムがメタバース空間内に準備され、体験することにより、実社会につながるきっかけをつくります。1月から3回ほど

行われているようです。

試行の段階での利用の流れは、まず学校より保護者に実施要項の案内を紹介し、それを受け、参加を希望する場合には、保護者が参加申込書を学校に提出し、校長確認のもとで、町の教育委員会から県の教育委員会に提出します。それを受けて県教育委員会では、仮想空間上の学びの場による支援が適当であるか審議を行い、適当であると認められた場合は、まず、体験をしてもらいます。体験後に利用希望の場合は、参加者の保護者にIDとパスワードが送付されます。

4月からの本格運営について、まず試行での参加者の継続利用を確認後、新規の利用希望者を募集するようです。詳細については、今後説明があるようです。本町においては、試行の段階では希望者はおりましたが、支援の一つの場として引き続き活用してはどうかと思われる児童生徒、保護者に対し周知を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原議員。

○4番（桑原 猛君） 静岡バーチャルスクールの取組、教育長からも詳しく説明いただきました。こういう取組を静岡県がやっているというところを今回お試しのときには希望者がなしだったということなんですけれども、またこれ支援センターが置かれることによって、そういう支援センターの場所でも、そういうものがあれば、これは、なるべく外に出てもらいたいという私の思いもありますので、家庭ではなく支援センターでこういうものをやっていただければいいかなと感じております。

そこに、やはりちょっとこれ、私の勇み足かもしれませんが、メタバースを使った、バーチャルスクールなんですけれども、これ、大分今の端末でちょっと厳しいのじゃないかと。端末のこれからそういうものを取り組んでいかれる場合、その端末の容量と、そういうあとWi-Fiの整備、そこら辺はやってあると思うんですけれども。光回線の充実したもので、端末の容量を大きくしていただいて、バーチャルの人形というんですか何だっけアバターが大分動きますんで、そういうのが容量を食う要素になると思いますのでそこら辺も、検討を進めていってこの取組を推進するような形をとっていただきたいと思います。それで、オンラインの学校というか、インターネットバーチャルスクールの活用などもあります、先ほど来、子供の日々の生活、子供の個々に持っている特性に合わせた学びの場を提供する第一歩と、これも考えます。

特別なことではなく、ただ教育を受ける選択肢と捉えるように理解していただきたいです。新しい取組が始まり、児童生徒を取り巻く環境も変化が起こるかもしれません。保護者の子

供に対しての向き合い方や、地域での関わりなども変わっていくかもしれません。教育現場では、児童生徒の個性を重んじる教育をしているところだと思います。保護者や周りの大人の人たちに、多様化する個性の理解を深めるための勉強会や講演会など開催する考えはございませんか。お伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長

○町長（岸 重宏君） 今のお尋ねの点につきましては教育長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） いろいろな個性があること、いろいろな考えがあること、いろいろな生活習慣があることなど、学校生活の様々な場面で学ぶとともに、お互いを認め合い、共によりよく生活していくために、保護者も含め、自分の持つ、考える常識について振り返り、考える機会や多様化する個性について理解を深める機会を持つことはとても大切なことだと考えます。

ゲストティーチャーを呼んでの事業や講演会なども一つの方法だと思います。学校への登校に不安を感じ登校できなかったり、教室になかなか入れなかったりする子供たちの支援などに関わる講演については、指導主事が講演会等に参加し、検討した内容の報告を受けております。幅広い方に理解を深めていただく手段としては、講演会の開催も一つの手段と考えますが、要因や状態が様々で、当事者となっている保護者の聞きたい内容も多岐にわたると考えています。講演会を開催する体制を整えるよりも現状では、個別対応する体制を強化したほうがよいと考えております。多くの方々に理解を深めていただくことは重要だと思いますが、講演会を開催し、多くの人を集めることは、年々なかなか難しくなっている状況であります。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原議員。

○4番（桑原 猛君） 講演会などでは、大ざっぱなことしか、皆さんに周知できないのでそれはそうだと思います。ですけれどもやはり、今子供たちを取り巻く環境が大分変わってきて、町全体で子供を育てる、そういう思いを持っている町だと思いますので、ですのでやはりご近所の方、例えば子供が昼間ふらふらしているよと。そういう子がもしいたとしたら、その子を温かく見てもらえる、そういう町、それがその子の個性なんだということをみんなで把握するような、そういう町全体に、例えばですけれどもね、そういう町全体で子供を育てるという大きな目を見ていただく環境を整えていただきたいと思います。

また先ほど中学校では、特性を把握するための取組をしているということですので、小学

生にはちょっと自分の特性を自分で把握するというのは難しいと思いますが、中学生になれば、自分の特性を自分で感じて、自分はどこの方向の性格、例えば性格を分けるとしたら、こういう性格なんだって自分で自分の取扱い説明を感じるということが大事かと思いますので、そういうところ、もし小学生でも、かみ砕いた自分の取扱い説明を自分で把握するような取組もしていただければと思います。

またこの質問なんですが、賀茂郡下、議員一斉にやらせてもらっております。ですので賀茂郡下の議員みんな、子供のことを考えて、不登校の子供たちのすくい上げ、教育環境の整備を皆さん考えておりますので、その点また賀茂のほうの話合い等ありましたら、河津でもこういう話があったということをお伝えしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問は終了します。

○議長（渡邊 弘君） 4 番。桑原猛議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 3 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、9 番、稲葉静議員より早退の報告がございましたので、皆様に報告をいたします。

---

◇ 北 島 正 男 君

○議長（渡邊 弘君） 2 番、北島正男議員の一般質問を許します。

北島正男議員。

〔2 番 北島正男君登壇〕

○2 番（北島正男君） 2 番、北島正男です。

令和 7 年第 1 回の定例会に一般質問の通告をしたところ、議長からお許しをいただき一問一答にて質問させていただきます。

私の質問は、令和6年度最後の月として振り返った課題について3件と、ほかもう一つ1件質問させていただきます。

町長、副町長、教育長、ご担当課長にお尋ねしていきます。よろしくお願いします。

では、令和6年度の総括的な質問として、河津桜まつりに関してです。

河津桜発見から70年、第35回河津桜まつりは、会期を延長して現在も開催中ですが、町長、観光協会長はじめ主催関係者の県庁や放送局、台湾でのPRプロモーション、近隣の山梨県山梨放送でラジオの出演、東京渋谷区やNHKなど積極的なトップによるPR戦略を実施していただきました。

今年の河津桜まつりは、前夜祭のキャンドルに始まり、今まで1時間で終えていたオープニングもほぼ一日かけた歓迎ムードのステージで大きく変わりました。復興を願っての輪島朝市、浅草・鎌倉での人気の人力車、音声ガイドサービス、栖足寺の御朱印と甘茶など新しい取組もたくさんありました。

また、地域連携として、伊豆半島の市町のブース展開もにぎわいに一役買っていたのだと思います。夜のタクシーも走ってくれました。

さらに、ならんだの里仏像群や涅槃堂の甘茶、甘酒、和楽器の演奏などは、回遊性に貢献してくれたと思います。おもてなしも恒例の逆川の皆さんの大人気の餅つきと、その振る舞い。駐車場の提供。児童生徒さんによる様々なおもてなしと観光客との交流。企業による清掃活動など、町民や民間も素晴らしい協力をしてくれました。もちろん年間を通じての桜守人を中心に花の会、ふるさと案内人による桜の管理ボランティアもなくてはならない活動です。

会期を延長して、あと4日ありますが、今年の町民や民間企業の皆様の取組と協力に対する感謝の評価とベーシックな部分の来訪者数の予測、回遊性による消費拡大や長年の課題であるトイレ、駐車場、渋滞などの解決度合いを含んだ評価、そして、実行委員会さんの新たな取組を含めた総体的な評価と、もし課題を残したことがあれば、それは何かをお尋ねします。

それらの評価とともに、以前この場で申し上げました河津桜まつりの実施報告と収支報告の開示を実施していただくようお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の質問にお答えします。

1つ目は、河津桜まつりの総体的な評価とさらなる改善点はということで、何点かござい

ますので、順を追ってお答えしたいと思います。

まず、冒頭に、今年は河津桜が発見されて70年、河津桜まつりが第35回を迎えることから、これまで以上に記念イベントをはじめ実行委員会や観光協会での誘客宣伝に努めてきたところでございます。今年は開花の遅れでまつりが延長されて、結果が出ておりませんが、まず、幾つかの点について私からお答えします。

まだまつり期間中だということで、私も今日ピンクのネクタイをしてさらなる誘客に努めるつもりで今日来ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、1つ目の町民や民間企業の協力や貢献に対し、感謝を込めた評価についてのお尋ねですので、お答えします。

ここまでおまつりが続けられてこれ、そして、多くの人が河津町を知り、訪れるようになったのは、多くの町民の方が植栽や保護育成に関わり大事に育ててこられた結果であると思っております。現在でも河津桜守人の会の皆様には、河津川堤の河津桜を中心とした管理を定期的に行っていただくなど、大いに感謝を申し上げます。また、このたびの開会式で寄附金に対して感謝状を差し上げましたキリンビール様やこれまで協賛くださった多くの民間企業の皆様にも感謝を申し上げます。

開会式のときにも申し上げましたが、この節目に当たり、これからも多くの皆さんの協力によりまちの木である河津桜の保護育成に努めていきたいと思っております。

2つ目の基本的な来訪客のデータや長年の課題の解決度合いの評価についてお答えします。

これまでの来訪者のデータについては、ここ数年来のコロナ禍での落ち込みがあり、徐々に回復をしているものの現状ではコロナ前には戻っておらず、回復すべく観光協会などと協力をして、国の補助金なども積極的に取り入れて取り組んでいるところでございます。

入り込みや周辺状況データなども独自ではなかなか把握できない面もあり、DMOであります美しい伊豆創造センターが行っている2月期の前年状況の比較なども参考にはしております。

課題の解決案につきましては、開花映像など情報の発信がインターネットや個人の携帯などにより多く発出をされまして、来誘客が一時期に集中する傾向がございまして、以前にも増して拡大しているようになってきており、駐車場や車の渋滞、トイレ不足などの課題がなかなか解決できない状況であります。

駐車場については、先日実行委員会から資料を頂きましたけれども、前年より60台増えております。これは旧南中学校が使えなくなったにもかかわらず、町の公共施設等を利用した

り、民間の方たちを含めまして60台ほど増えてございます。できるだけ町や実行委員会とも協力をして、駐車場については民間の協力を得たり、町でもできるだけ公共の駐車場を開放したりして協力しております。その結果であると思っております。

根本的な問題として、車の進入ルートの問題、交通手段の問題なども視野に入れながら考えていかなければならないと、そういう問題であると思っております。

3つ目でございますが、実行委員会の新しい取組を含んだ総体的な評価についてお答えします。

今回は、記念大会ということで、町でも実行委員会に特別な補助を行いイベントなど多くの試みを行いました。観光協会が行った前夜祭のキャンドルナイトイベントは、町内の保育園や幼稚園、小学校の子供たちの願いを書いてもらい、能登の復興を願い行ったもので、互いの心のかけ橋となり、寒い中でしたが、大変好評であったと思っております。

また、実行委員会で行ったオープニングセレモニーの「GO KAWAZU」や講談の披露や終了後のフェスタでも踊りや演奏、パフォーマンス、人力車の運行など、今までにない新鮮なイベントで好評であったように思っております。

また、今回のテーマであり、復興支援、広域観光の連携についても出張輪島朝市の招聘や伊豆半島の8市町のPRブースの開設など大変有意義なイベントであったと思っております。

4つ目でございます。

河津桜まつりの実施報告と収支の報告についての開示ができるかについてでございます。

既に実行委員会事務局をお願いをして、形はどうなるか分かりませんが、開示については特に問題なく行われているものと伺っております。私も実際実行委員会のホームページを見てみましたが、昨年のものについては、もう開示をされております。決算が開示をされておりました。ですから、今年度についても同じように開示されるものと思っております。

私から質問に対して幾つかについて申し上げましたけれども、問題解決についての取組は、実行委員会で行った幾つかの取組の評価につきまして、まだまだまつりの期間中ではっきりしていない面もありますが、担当課長より補足説明をさせます。

私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、私からは、その他の課題解決に向けた取組などについて説明をさせていただきたいと思います。

渋滞対策でございますが、伊豆急行の協力を得まして、パーク＆トレイン事業の実施や伊

豆バスの県補助事業で三島駅、富士山静岡空港からの直行バス事業等を行っていただいております。また、見学時間の平準化を図るという観点から、伊豆急行に夜桜ビール列車も実施いただき、好評であったと聞いております。

河津桜まつりの延長により評価については、まだ難しいとは思いますが、各部会や実行委員会の場で評価、次回に向けての課題について協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町長のお話の中で、町民の力がなくてはならない。35回続けられたというところで。そこが一番大きいのかなと思います。渋滞とかトイレの問題も毎年課題になるので、それは少しずつ改善されているんだろうなと思います。僕が知っている河津桜まつり、もう10年も前だけれども、このような渋滞ではなくて、もっと激しい渋滞があったかと思うんで、少しずつ改善されているので、いいと思います。

進入のルートの考察とか、駐車場が民間とか、今年は中学校の校庭とかも週末は開放されていたようなことでしたので、少しずつよくなるといいと思います。ただ、お客様が集中してしまうんで、どうしてもピークのときはある程度はしょうがないというところはどうしても出てくると思います。これは観光地の使命だと思いますけれども。何とぞ引き続きいろんなことで頑張っていただけるといいと思います。

町長から話がありました河津桜まつりの実施報告が閉幕後速やかに町民と来訪者に対して感謝を込めて実施してほしいと。これは今までも出ていたんだよというお話でした。失礼しました。これってどんなイベントも基本なので、それはちゃんとしてほしいと。収支についても収支がまとまった時点を出していただけると、町民についても理解が図られるんじゃないかと思っています。

近隣市町の地域連携、とてもよかったと思います。まだ会期中ですけれども、できればブース展開だけではなく、以前この場でもお話ししましたがけれども、パークアンドライドの場所の提供であったり、きれいなイベントになじむきれいなトイレの提供だったり、近隣市町で組織した観光ツアーで来てくださるとか、そういうような物的な提供によるさらなる連携が図れるといいなと思っています。

河津桜まつりにしてもう一つ質問します。

世界最大の河津桜まつり、その経済波及効果はすごく大きい。近隣の市町への波及もそうですが、有料道路への波及も非常に大きい。修善寺の方面の200円道路や東名小田原厚木道

路などの有料道路の往復は、少なくとも単純に計算しただけですけれども、10億円を超える売上げが県や公団の収入に増えるのではと思われます。であるのに、国や県が管理する河津近辺の道路回りは、一部すごくきれいにしてくださった歩道もありますが、多くは雑草が伸びたままできれいにしてくれないことも気になります。これって、自分で言って補足するのも何ですけれども、修善寺の200円道路が直前になって無料が撤廃されたときに、賀茂郡の議員たちに対して県が説明会を開いたことがあるんですけども、河津町の議員が主だったんですけども。そのときに無料を撤廃する代わりに伊豆方面の道路はちゃんときれいに管理しますという話をされていたんですけども、だから、この町にとって一番重要なこの時期にやっぱり雑草がぼうぼう伸びている、枯草がいっぱいあるというのは、やってくれないんだなというふうに思いました。

さらに、河津川の工事では、大きな黒い土のうの山積みと大型重機の存在、また日によっては、工事を実施していて、大きな音を立てたりしています。観光客は、桜と川・山・滝・海、そして町全体の景観を楽しみに来られます。桜守人の手入れも町民・民間のおもてなしや清掃活動の全てが来訪者の皆様に河津はすばらしいと感じていただくための活動のはずです。その思いに相反するのでは。河津町の一番大事な時期にやむを得ず工事をする物理的な要因は、多くあるのでしょう。特に今年のように大規模な工事は融通が利かないのだろうなとは思いますが、今年に限らず、過去にもこの時期に何らかの河川の工事はあったと思います。工事自体は、川の氾濫を防ぐ、町民の命を守る、生物の育成、海を汚さないなどみんなは感謝に値すると理解するも、それでも国や県に対して1月中に全ての工事が終わるように要請をできないものなのかなと思います。町の人たちも1月中に工事が上がるんでしょうと思っていた。地元の建設会社による浜の交差点の工事は、工事の期間途中でもちゃんと中断してくれています。ちなみに熱海近辺では、県として3月は観光客の増加を予測して、工事を抑制すると言っています。

町民みんなの頑張りに対し、景観に無配慮なことは極力避けなければなりません。河津桜まつりは県にとっても大切なおまつりなのに、なぜそのようなことが防げないのか、お聞きします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目のご質問で、特に河津川の工事の関係について桜まつり期間中の工事の関係についてのお尋ねですので、お答えします。

確かに景観は大事ですが、今回のケースは、これからも起きることもありますので、

内容についてお答えいたします。

数年前の集中豪雨の際に、河津川は氾濫寸前のところで越水等の水害を回避をされました。その後の調査で、河津川の堤防は、狩野川台風から60年余りがたちまして、堤防の何か所かで河床の洗掘が見られ、このままでは護岸が崩壊する危険もあります。このような状況を受けて何とか早急にその対応を河川管理者である県当局の下田土木事務所や本庁であります静岡県庁に私も直接出向き、陳情をした経緯があります。その結果、踊り子温泉会館の下流部は既に工事が終わり、一昨年からの宮橋下流で工事が行われて、一部終了して今回継続して工事が行われており、さらに今後も継続して橋の近くでも行われる予定であります。

私としては、一日でも早く町民の安全確保をしてほしいという思いもありますし、県の予算の関係もあり、継続をして行っている工事であり、水害対策の一環で河津川のしゅんせつも含めて検討して、対応してくれて感謝をしているところでございます。

さて、工事の関係でございますが、工事中は河川の形状も変わり、景観上は望ましい状況ではないかもしれませんが、工事期間や雨水の渇水期への配慮、当然河津桜まつりの配慮などを考慮して事業が行われているものであります。

町民の皆様にも議員の皆様にも重要性を考えていただければ、分かっているものと思っております。災害はいつ来るか分かりません。今後も町民の安心・安全を考えたときには、できるだけ早く工事を完了してほしいというのが私の思いであります。

お尋ねの件については、河津桜まつりは十分配慮した上で県当局も行っているもので、詳細については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは河川工事についてお答えいたします。

静岡県内の河川工事は、11月から5月までの非出水期にしか原則施工することはできません。工事期間がどうしても河津桜まつりの期間とかぶります。この護岸工事は3月21日が工期となっており、本来であれば、河津桜まつり期間中の2月も川に入り施工を行わないと工期的に厳しくなるところですが、2月に川を濁らせないようゾーン内での施工にすると、下田土木事務所には河津桜まつりにご協力をいただいております。また、道路工事におきましても、河津桜まつり期間中の工事を抑制し、ご協力いただいております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろ対応してくださった結果、そういうふうになるのはやむを得ないということだと思います。

雨の量も河津町の長期の統計を見ると、12月と1月が一番少ない。そういう時期にしか河川の工事をやらないと、いろいろ不都合があるとよく分かりますけれども、何とかそれを景観を保つような方法があれば一番いいし、建設課長がおっしゃるように、水を濁らせないような配慮にしてくださっているということで、それもととても重要なことだと思うんですけれども。ただ、ちょっとだけ怖い景観があそこにあるというのが、気になる人たちが町民には結構いるということです。

この工事について、この時期を絶対避けられないというのが、今ご説明にありましたが、そのことを町民の皆さんにスピークしたほうがいいです。多分やっていらっしゃる部分はあると思うんですけれども、例えば実行委員会のサイトや回覧板などを活用して、河津桜まつりの今年取組とか町民の皆様の協力が必要だよというようなことのコメントとともに、エクスキューズとして、まつり期間中に工事をやらざるを得ないんだよというようなデメリットのお知らせをしたほうがいいと思います。工事はどうしてもない理由があるんだと、町の人たちに理解してもらう努力が必要だと思います。せめて町長や役場や工事を請け負った建設会社さんに矛先が向かないようにすべきだと僕は思います。僕にあれは何ですか、あの工事はと聞かれても、1対1で答えるしかないわけけれども、もっと広くに告知をしていて、言葉悪いけれども、割を食わないようにしたほうがいいと思います。町民がそれを理解して川を守るためにやってくれているんだな、この時期しようがないんだなというのは、町の人々が理解しないと、役場は何やっているのかなという話になるから、それはPRどんどんしていったほうがいい。広報をかけていったほうがいいと思います。

失礼しました。

では、令和6年を振り返って、質問の2つ目です。

閉校した2つの小学校の現状とこれからについて。

閉校した東と西の2つの小学校の有効活用策は現在どのような状況でしょうか。

昨年5月末に公共施設整備計画推進委員会からの答申は、避難所及び防災備品の保管機能を有することを優先しつつ、西小学校は文科省のみんなの廃校プロジェクトに参加して、広く事業提案を求める。東小学校は、ドローンを活用し、今後のまちづくりに寄与する民間企業に貸し付ける。いずれにしても町民のグラウンドや施設利用に配慮すべきとありました。議会の第1常任委員会においても、待ちの姿勢ではなく、町の関連のある事業との検討や業

種を絞った可能性、また、動線の道路の改修負担など、物件にメリットをつける検討など能動的な行動をしてほしいと調査をまとめました。それに関するアクションプランはどうでしょうか。

また、下田市のように、公的機関の一部機能の移転活用の可能性はどうでしょうか。公共施設整備計画推進委員会の答申から10か月たちましたが、問合せや提案・プロポーザルなどの進行と併せ現状をお尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員の2問目の閉校した2つの小学校の有効活用策の状況はということで、主に状況について説明いたします。

ご存じのように、全国的な規模で各市町で廃校の活用が検討されておりまして、活用についてなかなか民間の活用が図られていないように見受けられ、多くは公民館などの集会施設などの公共的な活用が図られているのが、多くの現状じゃないのかなとそういうふうに認識をしております。

そのような状況の中でも、河津町は有効利用を図るために民間活用を模索しているわけがあります。旧東小学校、旧西小学校の跡地活用については、これまでも議員説明会や一般質問でも方針についてお話をしていますが、既定方針に従いながら、募集内容の要項の検討なども進めております。廃校プロジェクトの問合せ内容も含めて検討を進めております。

それから、議員が議会の第1常任委員会からの調査報告書の件でございますが、議員も承知のことと思いますが、調査結果については、令和6年9月に議長宛てに提出されたものであると思います。あくまでも議長宛ての報告書でありまして、その後の議会についての対応については、町は承知をしておりません。正式に町が内容について答えることはできません。結果として、町に提出されたものではなく、議会内部での資料であり、その後のアクションについての一般質問の内容として答弁を求めることは、適当でないと考えますので、お答えできません。

現実の状況については担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、委員会の答申に対する現状といったものについて、少し説明をさせていただきたいと思います。

まずは、旧西小学校のほうでございますが、こちらのほうにつきましては、文部科学省の

ポータルサイト、みんなの廃校プロジェクトに掲載させていただき、2件の事業者から問合せがありました。1件につきましては、東京の事業者から宿泊施設、もう一件は、福井県の事業者からドローンスクールとのことでした。

事業者には、今後公募要項を公表する段階でご案内する旨を伝えてございます。

また、この2月からは教室の一部を教育委員会の分室として町史編さん作業で使用しております。

旧東小学校につきましては、公共施設整備計画推進委員会からの答申に沿いまして、持続可能な循環型社会の実現に向け、新技術を活用した新たなイノベーションとしてドローン等を活用した取組をすることを条件に指定管理者の公募要項を作成中でございます。

要項案がまとまりましたら、議員の皆様にお示しするとともに、意見をお伺いしたいというふうに考えております。最終的には指定管理者選定委員会にて協議を重ね、公募を開始したいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 2件の問合せがあったということと、それから教育委員会の機能の一部がもう既に使っていらっしゃるという回答で、なかなか簡単にはいかないことはよく承知しているんですけども、今後もしろいろ努力をしていただければと思います。

第1常任委員会についての質問については大変失礼いたしました。

町民への事業説明会、町長の事業説明会でですけども、過日行われました。小学校を心配する声として校舎の設備を使わなければ老朽化が早いよとか、西小学校は温泉活用の特色を生かすべきだよというような町民の声がありました。町の人たちも2つの小学校の今後の活用について非常に注目しているというふうにとれます。

答申にもあったように、体育館やグラウンドや教室は町民個人やサークルが使えるように、もう少し簡単に使えるようにしてくれればいいなと思っています。そういう声もあります。そういうことによって、町民の新しいサークルや文化スポーツクラブが発足し、まちのにぎわいに大いに役に立つ、町が設備を提供し、町民が活用するという町長がおっしゃっている共創であり、コミュニティーに力がつくことだと思いますので、その辺もご配慮いただければと思います。

では、次、令和6年を振り返って質問の3つ目です。

ふるさと納税の成果について。

河津町のふるさと納税は、先ほど町長より報告がありましたけれども、1月末で1億4,400万、対前年比11.4%増で推移して、窓口もAmazonや一休のサイトからの窓口も増やしたということで、非常によい傾向だと思います。

寄附額が増えているんですけれども、新しい返礼品の取組などはさらに増えていくのでしょうか。

ふるさと返礼品は、役場の担当チームと地域おこし協力隊のご努力と民間事業者の商品の提供力で、単品での魅力ある返礼品は河津町のブランド向上に役立っている。宿泊施設の返礼品、すなわち宿泊利用権利は河津町に来訪するという意味では、経済波及に期待できるわけだと思います。

また、飲食と宿泊をセットにした返礼品など今後できたらいいなと思います。この飲食と宿泊をセットというのは、いわゆる観光地に進みつつある泊食分離で、ある一定の旅館さんは夕食を提供しない。1泊朝食つきプランとして町で夕食をとという形を取ります。従業員の不足に対応して、部屋の稼働率を上げていく、町全体の活性化の考え方のようです。

本題に戻って質問します。

去年のふるさと納税の成果は、金額的なものは町長からご報告いただきましたが、ラインナップの充実度並びに河津町から他の市町に流出している河津町民のふるさと納税の額をもし把握していたらお尋ねします。お願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員からふるさと納税の状況等についてお尋ねですので、お答えします。

ふるさと納税の成果については、納税額は年度途中ですが、確定はしておりませんが、先ほど議員がお尋ねのように、現状では、昨年よりも多いと予想はしております。

他市に流出している納税額は、調査をしておりませんが、分かる範囲で、またラインナップ等については、それぞれ担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 他市に流出している納税額ですが、ふるさと納税は、寄附額のうち2,000円を超える部分について所得税及び個人住民税から控除が受けられます。個人住民税においては、ふるさと納税を行った6年度の住民税から控除されます。令和6年度町の個人町民税における所得税控除のうち、ふるさと納税に係る寄附金額は2,052万4,850円で、

個人町民税から寄附金税額控除された額は809万5,726円でした。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは、今年度の寄附額と返礼品のラインナップについて答弁させていただきます。

先ほど2月末現在の寄附額が分かりましたので、新しい情報で答弁させていただきます。

昨年同月対比115.5%で、2,001万3,800円増の1億4,918万3,500円となっております。

返礼品のラインナップは、宿泊施設や飲食店でその場で申込み可能な現地決済型のものや宿泊券、鹿やイノシシなどのジビエ、ゴルフレッスンなどの体験チケットなどを新たに追加し360件から424件となっております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

なかなか順調に推移しているし、商品のラインナップもいろんなジャンルのものが増えていて、とてもいいと思います。さらに進んでいくといいと思います。

これに関連した提案と質問をお許しいただいてさせてもらいます。

返礼品アイデアとして、河津桜の植樹の権利はどうでしょうか。河津町と河津桜のファンづくりのブランディングです。河津桜植樹に寄附してくれた方は、桜の成長とともに節目ごとに河津町に訪れ、宿泊・飲食の消費につながり、河津桜ファンクラブを組織していきます。

以前このようなことを役場にご相談しましたが、返礼品のルール上、事業者からの申込みが必要だよということでご指導いただきまして、したがって、その準備を進めておりますが、植える場所も町有地が駄目なら、区の保有地があるとか整備が始まっている城山はどうかとか声をかけてくれます。これから造る広域避難所の多目的公園も可能であれば、そういうので植樹のエリアとして提供いただければいいと思います。管理は、桜守人の会がやってくれるでしょう。ふるさと納税の返礼品でブランドロイヤルティーをつくれるなんてよくないでしょうか。有名な奈良の吉野山や陸前高田の桜もやっています。ほかにも多くの市町で植樹の返礼品があります。河津町のそれがたとえ寄附の対象にあまり選ばれないとしても、河津桜発祥のまちとして、桜の植樹返礼品はあってしかるべきだと思っていますが、町長はどのように思われますか。お尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問でございますけれども、新たな品目として河津桜植樹権はいかがかというご質問だったと思います。お答えします。

お尋ねの河津桜植樹権の件でございますが、アイデアとしては大変よいと思います。ただ、議員もご心配のように植栽場所の問題ですとか、以後の管理問題を考えたときに、やはり植樹が、公共用地が確保することが、まず、私は先決ではないのかと思っております。区で管理をしている桜があるわけですが、現実的にはなかなか管理が大変だということも聞いておりますし、実際自分も私の住んでいる地区の山の管理なんかも参加をしましたけれども、なかなかやっぱり各地区でも管理するのは大変だなということもありますし、現在も当町でも今まで区でやっていた桜の管理がなかなかできなくて、町のほうにお願いしますよという例もございます。そういう意味で、今度は来年度新たに個人の管理についても補助制度をつくっていかうということで、少し考えを変えたところもありますけれども、とにかく桜は植えることはいいんですけれども、その後の管理の問題がやっぱり一番大きいと思いますので、今後特に私は、防災公園などが適しているのかなという感じがしますんで、その辺も含めて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

やることに大体的には異存はないということで、場所の問題とか長い期間の管理体制とかが整えば、よろしいかなというお話だったと思います。大きな異存がなければ、河津桜植樹返礼品の事業体を進めていこうと思います。

では、最後の質問です。

令和6年の振り返りとは別件の質問を1つさせていただきます。

町のキャラクターの件、今年の河津桜まつりのオープニングでは、バガテル公園のキャラクター、バラのガッテルくんが来ておもてなしと和みのダンスを演じてくれて、場を和やかにして小さなお子様が駆け寄ったりしていました。キャラクターや着ぐるみは様々なメリットがあり、町の公認キャラクターや着ぐるみが欲しいと思います。

そのことについて以前この場で提案いたしましたが、ある町の組織が河津町出身のデザイナーに依頼し、選考やネーミングは町のみんなで決めてもらおうという河津桜のキャラクターと着ぐるみの実施案を計画しましたが、実行に移りませんでした。役場としてそのようなプランを後押ししてくれない理由はどこにあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、議長にお願いしたのが、ちょっと質問の趣旨で分からないところがあるものですから、反問権を行使したいと思いますので、許可いただけますでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） ただいま町長より反問権の行使を要求について要望がございましたので、許可をいたします。

事務局はこれより時間を停止してください。

じゃ、町長。

○町長（岸 重宏君） 質問の趣旨についてお尋ねいたします。

議員がお尋ねのように、河津桜のキャラクターと着ぐるみの実施計画について実施をできなかったと。そして、なぜ町はできなかったということなんですけれども、どういう団体が、どんなことをして、どのような形で町に要望してきたのか。それについてお伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島議員。

○2番（北島正男君） 私の知っている範囲でお答えしますが、前回、前々回のところで私がここで町の公認のキャラクターが欲しいですねというお話をしました。その後に、具体的にある組織と僕が言ったのは、観光協会長ですが、僕のところに、何かの機会のときにお話があって、そういうことを考えている。河津町出身のデザイナーに河津桜のキャラクターを考えてもらうという話がありました。それで、その後、大分時間が過ぎたので、どうなりしましたかとお聞きしたところ、町に相談したけれども、それは実行に移すことができなくなりましたというお話があったので、ここでお聞きしようと思ったまでです。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今のお話を聞きました。

昨年の9月に議員からお尋ねがあったと思います、この件については。当然議事録はご存じかと思いますが、私としては、個人的にはなかなかイメージが湧いてこない状況であるというそういう答弁をしておりますし、ただ、イメージのキャラクターについては、必要だということはお答えしましたけれども、ただ自分としては、現状では、いろんなことを考えて、すぐやるつもりはありませんよというような回答をしたかと思うんですが、その後、特に町としては、そういう動きがあったことを承知をしておりませんし、観光協会から私自身としては個人的に要望を受けたこともございませんので、答える必要はないかと思っていたんですが、考えとしては、前回の答弁と変わりませんので、お答えします。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島議員。

○2番（北島正男君） では、何か私の質問の情報が欠けていたのかもしれませんが。大変失礼しました。

ということでは、前々回の定例会で、今町長がお話しいただいたように、町の公式なキャラクターをつくるというイメージが湧かないということで、それは、だから、もうやらないというお考えでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 反問権を終了いたします。

○議長（渡邊 弘君） 反問権を終了してください。時間を。

町長。

○町長（岸 重宏君） 前回の昨年9月にもご答弁してあると思うんです。イメージキャラクターを進めることについては、一つの提案としてお受けしますという答えをしたと思うんですよ。ただ、私としてはなかなか着ぐるみ等のイメージは湧きませんねというそういう質問をしたと思うんです。

その中で、私は、これからは着ぐるみだけではなくて、いろんなイメージキャラクターを考える必要があるなということは申し上げたかと思います。その中の一つだという考えがございます。駄目ということではなくて、ただ、決めるにも、やはり町民から支援・支持されるようなキャラクターじゃなくはないかと思っていますし、またこれからは、着ぐるみだけではなくて、アニメであったり、いろんなイメージキャラクター、イメージを決めるものが、キャラクターとして登場すると思いますので、そういう意味を含めて、考えていきたいということで答弁しましたので、今はその考えは変わっておりませんので、お答えします。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） じゃ、この件に関しては、自分としても町の人たちと一緒に再考してみたいと思います。

ご存じだと思いますが、近隣では、町長が今おっしゃったように、アニメキャラクターというような話もありましたが、南伊豆町のキャラクターは、石廊崎灯台のいろう男爵ってありますよね。その擬人化のコミックキャラまでつくっていろいろ展開しています。東伊豆町では、新聞に出ていましたよね。温泉むすめとしてキャラクターをデビューさせました。つるし飾り、カーネーション、どんつく祭りをデザインしたキャラクターで早くも缶バッジやシールの販売をしているとのこと。

キャラクターがあることで商品開発はもちろん、いろいろな展開ができることはどなたでも分かることです。ぜひ河津桜のキャラクターを前向きに、私たちも再考しますので、もう一度提案ができる機会がありましたら、ご検討いただけるようによろしくをお願いします。

私の質問は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 2 番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

1 時55分まで休憩いたします。

暫時休憩。

休憩 午後 1 時 4 3 分

再開 午後 1 時 5 5 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（渡邊 弘君） 6 番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

遠藤嘉規議員。

〔6 番 遠藤嘉規君登壇〕

○6 番（遠藤嘉規君） 6 番、遠藤嘉規でございます。

令和7年第1回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は、次の2点でございます。

1 件目、広域避難所（体育館）のエアコンの設置の検討について。

2 件目は、孤立予想集落への対応について。

以上、2 件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

1 件目の広域避難所（体育館）のエアコンの設置についてということでお伺いをいたします。

広域避難所の環境整備の一環として、エアコンの設置が国の方針の下で全国的に検討が進められつつございます。昨年12月10日の記者会見におきまして、文部科学大臣は、体育館の空調設備は災害時の避難機能強化を目的に、2035年までに95%の整備を目指すということ进行を名言されております。2024年の補正予算でも、避難所となる全国の学校体育館の空調設備加速化のため779億円を計上して、新たに臨時の特例交付金を設け、設備の進捗ペースを倍増を目指すということで、目的達成に近づけたいという発言もございました。

学校体育館のエアコンの設置状況は、静岡県では20.5%ということで、全国平均が18.9%ということになりますので、若干静岡県は高いのかなというふうに思いますが、新設される学校では、体育館のエアコンの設置というのは標準装備になりつつあります。既存の体育館でも改装して設置をするということを検討されている自治体が増えつつあります。

広域避難所になっている体育館は、有事の際多くの方が避難する可能性がある施設ということで、観光立町である河津町では、場合によっては、多くの観光客の方が避難する可能性がございます。しかし、現状において、河津町の体育館を鑑みますと、平時においても、特に夏場などは、生徒児童が、学校の授業に使うにしても、体育館の気温がとても高いということで、使用を制限するような状況にあります。そのような状況の中で、いざ避難をしましょうといったときに、高齢者の方や子供が避難所としてそこに滞在をするというのは、かなり厳しい状況であるというふうに言えるのですが、学校体育館、広域避難所のエアコン設置の有用性に対しての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤嘉規議員の質問にお答えいたします。

1つ目として広域避難所（体育館）のエアコン設置の検討で、有用性の認識はということでお尋ねですので、お答えします。

体育館のエアコンの必要性については、議員がおっしゃるように、特に広域避難所になっている点も踏まえたときには、これまでも必要を感じておりましたし、国が積極的に補助事業として考えてきておりますので、今後活用したいと考えております。

ただ、河津町の学校施設の今後の計画を考えたときに、現在の体育館にエアコンを設置した場合に、近い将来に移転や改築などの可能性もあるので、二重投資になる可能性もあり、慎重にならざるを得ません。今後は小学校の移転、中学校体育館の改築が予想されます。そのときにはぜひとも設置を検討したいと思っております。

現状での代替的な可能性としては、既に中学校の武道場については、エアコンが設置済み

でございますので、利用面積は体育館に比べると狭いのですが、畳を敷くことができますので、避難所として優先的な活用をする考えでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6 番、遠藤嘉規議員。

○6 番（遠藤嘉規君） 回答いただきました。

必要性に関しては認識をしているけれども、今後のことを考えると慎重に判断をしたいというようなことだったと思います。

国の進める案件ということで、補助制度があるよというような話もあるんですけども、国・県の補助の仕組み、現状提案されている補助の仕組みでしたり、予算枠、河津町がもしやるとしたときの負担率というような財源の構成などについては、どのようになっているのか、情報があれば、お願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 国の行う補助制度の関係でございますけれども、補助制度に当たっては、いろいろな仕組みといたしますか、要件があるかと思っておりますので、その辺の内容につきましても教育委員会事務局長より答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、私から体育館の空調設備整備事業の国補助金についてご説明をさせていただきたいと思っております。

国の補助金については、空調設備整備臨時特例交付金という名称で趣旨は子供たちの学習、生活の場であるとともに、災害時には、避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、対災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校・体育館等への空調設備を加速するというのが趣旨となっております。

補助金の算定割合につきましては、対象工事費の2分の1となっており、対象工事費の上限額は7,000万円となっております。

対象工事内容は、冷暖房設備の設置工事、断熱性確保のための工事となっております。

補助要件としては、避難所に指定されている学校であること、断熱性が確保されることが条件となっております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6 番、遠藤嘉規議員。

○6 番（遠藤嘉規君） 7,000万円がかつ2分の1というようなことなんですけれども、学校

の体育館の設置、国が進めるということで、今後加速度的に全国の各自治体の公立学校の体育館等々整備が進んでいくのかなというふうに思います。

G I G Aスクール構想のときに全国の学校で、1人1台パソコンを配備しようというようなことがあったときに、当然自治体ごとの計画がいろいろあって、予算組みがありますので、学校に1人1台パソコンを配備するというのに多大なお金がかかる中で、その優先順位が後回しになった自治体というのが全国で見るとかなりありまして、そういった自治体なんかでは、河津はものすごい早い段階でパソコンに関しては手当てをしていましたので、それなりの機種を選んで、それなりの大手有名メーカーのパソコンを子供たちに1人1台配備をしたということでかなり河津町は先手を取ったなというふうに認識をしているんですけども、後手に回った自治体に関しては、全国で一斉にパソコンを求めたので、市場からパソコンが減ってしまって、中国製のかかなり粗悪なパソコンを生徒たちに配布をして、1年もしない間にそれらが壊れてしまって、代替品を入れることもできない、パソコンを使った授業ができないというようなことで、とある県では、大きな問題になったというようなことがございました。

今回のエアコンの設置の動きも同じようなことが言えるんじゃないのかなというふうに思われます。県内の動きですとか、周辺自治体の対応、こういったものは、現状どうなっているのか。

また、町内の体育館にエアコンを設置するといったときの是非の判断。実施するとすれば、その時期といったものが、具体的なものがあれば、回答いただければと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員から2つの質問だと思います。

周辺自治体の状況ですとか、あるいは実施時期についてのご質問だと思います。

まず、設置の是非については、先ほどの答弁のとおりなんですけれども、先ほど事務局長から説明があったように、2分の1の要件のほかに、耐熱性が確保されていることということでございます。これは熱を遮断する壁を造らないとならないことだと思うんですけれども、それを本当に幾らぐらいかかるのかなと大変心配であります。上限7,000万なんですけれども、2分の1以上のお金がかかった場合に、町としてどうするのかということもあります。耐熱性がどこまで求めていくのか、あるいは体育館の中で、どういう形で断熱をしていくのかというのが、私としては、まだ心配な点は、その辺がでございます。

そういう中で、2分の1の補助がありますけれども、上限7,000万で本当にいいのか、そ

の辺も含めたことについては、基本的にはやりたいということは答弁のとおりでございますけれども、今後そういう面で心配な点もあるということをお含みおき願いたいと思っております。

時期については、今後の学校の建設計画などによるものでありますので、現状では未定でございます。議員お尋ねの他の自治体の例ですとか、その辺の対応については、担当課長であります教育委員会事務局長より答弁させます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、私からは、県内や近隣の自治体の対応状況についてご説明させていただきたいと思います。

先ほど議員も述べられたように、令和6年9月1日現在の文部科学省の調査では、静岡県の設置率は20.5%となっており、令和4年度の同様の調査結果が1.9%、令和2年度が1.3%となっており、この数値については、スポットクーラーも含んだ数値ですが、県内では、課題となっている熱中症対策のため、空調設備の設置が進んできているものと考えております。

賀茂地域の状況については、スポットクーラーで対応していたりですとか、今後スポットクーラーを設置するといった市町が多くて、今のところ、固定式のエアコン設置予定の市町はないようです。

河津町においては、中学校の武道場に固定式エアコンが設置されておりますので、こちらを夏場等有効に最大限活用していきたいと考えております。

小・中学校の体育館エアコン設置については、文教施設整備を念頭に置きながら、当町においても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） やらないということではなくて、前向きには考えているけれどもということなんだと思うんですけども。

断熱に体育館、お金が、全部の建物を屋根まで含めて断熱をしていくという話になると、かなりのお金がかかってくるという話で懸念だというような話なんですけれども、昨年12月に東京で実際に既にやっている既存の体育館にエアコン設置をしたという事例の視察に行ってきた際に、現地の職員の方等ともお話を少しさせていただいた中で、断熱材を建物全体に巻いて、屋根にも巻いてというようなそこまでのことではなく、遮熱というような形で、外

部からの太陽の入りを遮ることによって、中の気温の上昇を抑えるとかというような現状よりも中の気温が上がらなくなるような取組というようなものでも対応が可能だというようなお話をそのとき伺った記憶がございますので、詳細に関しては、当然文科省のほうの詳細のほうを読んでいただいて対応を検討していただいたほうがいいのかなというふうに思うんですが、思った以上に断熱に対しての敷居は低いのかなというふうな認識を僕はそのときの質疑応答の中で持ちましたので、ちょっとそのあたりをまた文科省のほうと話をしてみたいとくと新たな解決の糸口もあるのかなというふうに思います。

新しく学校・体育館等含めて新設するというような可能性があるのですが、時期としては未定ということですが、なるべく早めに対応していただけたほうがいいのかなというふうに思います。実際気温がこの昨今の夏、ちょっと尋常ではない気温で、体育館で授業ができないよなんていうような、体育館どころかグラウンドに出るのも制限をしているよというような話も聞きますので、当然災害はいつ来るか分からないというようなところも加味して、有事の際にも使えて、平時の際にも有効活用できるような施設だと思いますので、2分の1それで補助がいただけるというのも決して悪くない話かなというふうに思いますので、ぜひ具体的などころの、どこまでやらなきゃ補助が成立しないのかということも含めて、聞いていただいて検討を進めていただけたらありがたいのかなというふうに思います。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

孤立予想集落への対応ということで質問をさせていただきます。

昨年1月1日発生しました能登半島地震で、半島地域の特性ということで、多くの道路が寸断されてしまって、各自治体、その中にある各集落が孤立して、救助活動・救援活動に大きな支障が出たというのは、記憶に新しいところかなというふうに思います。それを受けて2月には、孤立する可能性がある集落というものが新聞報道によって調査の結果明らかになったと。河津町で見えますと、町内23地区ある中で、縄地地区、梨本地区、大鍋地区、小鍋地区、この4地区が孤立する可能性があるということでピックアップがされておりました。あれから1年ほど過ぎたわけですが、どのような対応がされているのか。また新年度予算も含めて行った対応等があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の孤立予想集落への対応について。その後検討したことということでお尋ねですので、お答えします。

能登半島地震から同じ半島である伊豆半島も同じような状況が考えられて、各方面でい

んな検討が叫ばれております。そういう中で、昨年、県の地域局のほうで、孤立予想集落については、県が調査を行いまして、河津町では4つの議員おっしゃるように集落で孤立する可能性が高いと言われております。

議員のお尋ねの件でございますが、まず、私は、この後の質問でもあるかと思うんですけども、やはり集落の情報をいかにつかむかが大変大事でありまして、特に情報伝達について確実に連絡取れる方法などについて、特に衛星電話や無線の受信状況の確認や検討をその後進めてきております。

新年度予算では、具体的な対策はありませんが、全庁的な空き家対策を実施をしまして、その活用と倒壊などの危険性の危惧についても調査をしていきたいと思っております。

また、孤立集落への道路確保対策として、前々から私も言っているんですけども、県道事業の推進ですとか、伊豆縦貫自動車道の建設時の工事用道路の活用による新たな避難路の整備やヘリポート場の確保なども進めなければならないとそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） 情報通信が肝だということで町長からお話がありましたが、情報通信についてもちょっとこの後お伺いしたいなというふうに思いますが、空き家対策であったり、道路の整備であったりというようなことについて取り組まれていくというようなことございました。

空き家対策に関しては、能登半島で実際に空き家が被災をして、持ち主が今現在住まれていなくて、その空き家の権利を持っている方が孫とかで、もう何人も全国に散らばっていて、壊すこともできないというような状況の空き家がかなり多くあって、それもすごい問題になっているというような話もございますので、そのあたりも今後いろいろと考えて進めていきたいかなというふうに思います。

近隣の町なんですけれども、南伊豆町の議員さんと少し以前お話しさせていただいたときに、南伊豆町では、河津は4地区だけということなんですけれども、南伊豆町では孤立する集落というのが、かなりの数に上ると。大多数の地区が孤立の可能性ありというようなレベルになるんだというような話を伺いました。そのような中で、各地区の備蓄を強化していかなきゃいけないというようなことの取組として、その各地区の全住民が5日間暮らせるだけの保存食と飲料水をもう各地区で配備完了していると。管理を各地区が行っているというような話を伺いました。

河津町でも、当然孤立することが指摘をされている中で、能登半島地震では、支援が入るまでにかなり日数がかかっているところが多いんですよね。当然道が駄目になってしまったので、陸路が使えない。津波が、被害があったので、海路も使えないというような流れの中で、ヘリコプターを使っただけの空路でのみの支援ということだったんですけども、ヘリコプターでの支援ってある程度のグラウンド等の広さがないと、離発着して物資を運ぶことができない中で、広域避難所と言えるようなグラウンドがあるようなところまでは物資が来ますけれども、そこから地区ごとに物資を運ぶというのが、町内の道路が寸断していたりなんていう話になると、かなり厳しいということで、各地区で物資の備蓄をするというのはかなり重要なのかなというふうに考えます。それによって、各地区の生存能力を向上させて、外部からの支援が来るまでの時間を稼ぐというところで重要なのかなというふうに思います。町内で孤立することが指摘されている4地区はもちろんのこと、各23の地区全てにある程度しっかりと備蓄をする必要があるのかなというふうに思われます。

現状の備蓄状況で何日分程度を備蓄できて、確保できているのか。また、南伊豆町では5日分というような話を伺ったんですけども、今後河津町内でも5日分等の明確な目標値を掲げた上で、備蓄の強化をする予定があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの備蓄の関係につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、何日分程度確保しているかということでお答えします。

現時点で各地区に配布してある非常食、こちらの在庫で約3日分程度確保しております。ただ、この4地区に備蓄してある非常食は、サバイバルフードといって、賞味期限が20年から25年といったものが配布していたため、令和4年度からは、非常食のおかゆも配布しております。非常食については、今後も継続的に配布をしていく予定で考えております。飲料水については、昨年質問の中でもお答えしましたが、ろ水器を配備してあるわけですが、飲料水についても今後は配布の検討をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

次に、明確な数値目標ですが、現時点では、明確な数値目標は設けておりません。南伊豆町のように5日分というような数字は設けておりませんが、各家庭におかれましては最低3日分、できれば7日分の備蓄を継続してお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6 番、遠藤嘉規議員。

○6 番（遠藤嘉規君） 現状では3日分ということで、従来だったらサバイバルフーズということは、乾パンとかそういったものが主力になるのかなということで、昨今だと実際にあった話だと、乾パンが硬くて食べにくいといって、小さなお子さんがなかなか食べられなかったなんていうような話がある中で、今回令和4年からおかゆなども含めて配備を進めているということで、高齢の方多い地区、当然河津町内どこもかしこもみんなそんな状態ですので、そういったところにもちょっと気を遣っていただいて、これから進めていただけたらありがたいかなというところで。ろ過器が配備されている。ろ過器ってすごく有効だなというふうに僕も思っていて、水源さえあれば、そこで幾らでも水が作れるということなので、そういう道具が孤立予想される集落に配備されているというのは、とても先見の明があって、すばらしい取組だなというふうに思いますが、ぜひ備蓄水というもののほうが、やっぱりろ過器あればあったでありがたいですけれども、そもそも水運んで来なきゃ使えないというようなものでもありますので、備蓄水も含めて備蓄計画を立てていただいて、進めていただきたいかなというふうに思います。

明確な数値目標を現状特に設けていないということですが、基本的には各ご家庭で備蓄されているものを食べて消費していただいて、その後各地区の避難所等に備蓄されているものを消費をして合わせて1週間であったりというような話ですけれども、国は5日とか言ったりしますが、静岡県は1週間と言いますよね。防災士会なんかの話で伺うと、この賀茂郡の南部に関しては、10日以上備蓄が必要だというような話がよく出ます。なので、各ご家庭の備蓄プラス各地区での町での備蓄を含めて10日以上が求められるのかなというふうに思いますので、ある程度明確な数値目標を設けて各地区で備蓄食料を管理してもらえるような体制が必要なかなというふうに思いますので、多分町が全部、それ、防災課の方々が現地に行ってこれは何年何月までの消費だというようなことを管理するというのは無理だと思いますから、渡したら、各地区で管理をするというような仕組みをつくっていただかないと、町も大変ですし、各地区も自分のところに何が備蓄されているのか分からないというようなことでは話にならないので、そういった仕組みを含めてちょっと検討をしていただけたらありがたいのかなというふうに思います。

先ほど一番最初の質問のときに町長のお話からありましたが、情報伝達が肝なんだというので、これ、僕もすごい共感できる話で、能登半島地震で発生した事案で、やっぱり情報が途切れたというものが多々ございました。そもそも河津の場合、縦貫道が天城より南に来て

いないというような状況において、河津町自体が、町ごとごっそり国とか県から孤立する可能性が高いのかなというふうに思われます。さらに、その上で、町内の23地区が孤立する。さらに、その中で、23地区のうち4地区は、完全に孤立する可能性が高いというようなお話なので、そこの孤立をした状況というのって、一番困るのはやっぱり情報の伝達で、県と町が情報がうまくやり取りができない。町と各地区の情報のやり取りができない。当然各地区の避難状況も分からない。被災状況も分からない。町が分からないんだったら県も分かりませんし、県が分からないということは、国も分かりませんし。結果として、県も被害状況が把握できない。国も被害状況が把握できない。救援・救助をする広域救助隊も被害状況が把握できないというような話で、なかなかスムーズに活動できないというような状況に陥ったというふうに認識をしています。孤立する可能性が指摘されている地区との連絡手段の充実というのが、これ、やっぱり必須だなというふうに思います。

そのような中で、賀茂郡のある町では、携帯電話が通じない、防災無線が通じないというような地区があるそうで、そのような中で、スターリンクの活用を現在検討しているというようなお話を伺いました。

スターリンクというのは、低軌道衛星を利用した衛星通信サービスといわれているもので、Space X、イーロンマスクの。Space Xが、ファルコン9というロケットを3日ほど前にも打ち上げて、一段部分が落っこちたなんてニュースになっていましたけれども、そのSpace X社が、小さな人工衛星を打ち上げて提供しているというような代物です。今回3日前に打ち上げたやつは、Direct to Cellというスターリンクの新しい衛星が投入されていて、これに関しては、スマートフォンから直接スターリンクに接続ができるというような人工衛星なんだそうです。このスターリンクは、インターネットが途絶したような被災地でも通信手段が確保できて、大容量インターネットでも使えるということで、災害時のBCP対策にかなり有効だというふうに言われています。どの程度災害に強いのかというと、今現在ウクライナ戦争の中でも、通信が途絶しているようなところで、現在進行形で使われているというぐらいかなり強い力を持った通信能力を持った道具かなというふうに認識をしています。

このスターリンクの活用というのを周辺市町でも考えているということなんですけれども、河津町でも、第2、第3の通信手段ということで、こういったものを検討する余地があるのかどうか。

また、通信機材が配備されても、使い慣れていない機材というのは、なかなか使うことが

できないということがよくございます。今回スターリンクちょっと出させてもらったのは、手持ちのスマートフォンで使えるというところが、日頃使い慣れている道具で通信ができるというので、有効かなというふうに思ったんですけれども、既存で配備している通信アイテムの訓練の状況ですとか、資機材の利用頻度、こういったものはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員の連絡手段の充実についてお答えします。

先ほど答弁したとおり、連絡手段の確保が、私、まず第一であると思っております。これは初期対応の救急救命の部分でもその状況が分からないとなかなかそういう救援・救命の部隊を送る際にも、状況がつかめないと混乱をしますので、そういう意味でも連絡手段が必要ですし、その後の救難救助に関しても、やっぱり連絡手段というのは重要であることは考えております。特に孤立集落については、そのようなことが予想されますので、特に重要なことだと思っております。

議員がいろいろと具体的にお尋ねをしておりますので、その対応策のほうにつきましては、担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうからスターリンクの活用の件と、あとは、既存の通信設備の訓練、利用状況についてお答えさせていただきます。

スターリンクの活用について、当町が現状で特に検討はしておりませんが、今後国・県、近隣市町の動向を見ながら、スターリンクとは別に衛星携帯電話等の活用を含めて今後検討していかなければならないのかなと考えております。

ただ、スターリンクについては、現時点では、他のインターネット回線のサービスと比べてかなり割高なんて話も聞いておりますので、その辺も加味しながらになるのかなと考えております。

現在災害時の通信手段として、移動系デジタル無線、そちらを配備しております。これは、4地区以外にも全ての地区に配備をしておりますが、この移動系のデジタル無線の月1回の更新テストのお願いを各地区にしております。

また、防災訓練での無線機を使つての通信訓練、こちらのほうを行っている状況になっております。

このテスト、訓練等通じて電波状況の悪い地区には、公民館のほうへアンテナを増設しておりますので、公民館であれば、町との通信は確実にできるというような状況となっております。

また、現在整備中の同報無線、デジタル化への更新をしている同報無線、こちらについては、一部子局には、子局と町のほうにある親局で通信することができるアンサーバック機能、こういったものがついております。ですので、非常時の通信手段の一つとして活用することもできると考えております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 6番、遠藤嘉規議員。

○6番（遠藤嘉規君） まず、第一に、町長が有事の際の情報通信がとても重要だという大前提を深く理解をされているということで大変安心をいたしました。

県・国の動向を見てということで、当然河津町だけ持っている資機材じゃ、双方持っていないと通じないというようなこともありますので、そのあたりを見て、常に最善の選択をしていただけたらありがたいかなというふうに思います。

衛星携帯電話をもう配備をしているところがあるということなんですけれども、僕も以前衛星携帯電話、災害ボランティアの訓練の中で一度使わせてもらったことがあるんですけれども、保存してある箱から出して、起動をしてスイッチを入れてとって、動かしても使えなかったんですね。県の職員の方がそこ、横にいて、こういうふうにやるんだと言っても、やっぱり動かなくて、使えないねという話になったら、原因は南側に建物があって、電波が届かなかったとかというような話もあったんで、衛星携帯電話、真上が開いていれば使えるかと思ったら使えないというようなこともまあまああるので、そのあたりもちょっと加味した上で、ものとして使えるのか、バッテリーとして使えるのか等々しっかりと管理しながら使っていただきたいなというふうに思います。

デジタル無線、これ町内23地区全部配置済みで、アンテナも増強しているということで、いつでも使えることになっているというのが大変心強いというふうに思います。月に1回の訓練と防災訓練のときの情報伝達を行っているということですのでけれども、やっぱり区長さんとかが持っていてとかとって、定期的に人が代わっていくと使えないというようなタイミングもあったりするのかなというふうに思いますので、どういうふうに機能として、それぞれがいろいろ機能があると思うんですけれども、しっかりと使えるような人間がいる体制というのを組んでいただきたいなというふうに思います。

スターリンクに関しては、かなり高価だというような話もあって、これから使う使わないは別として、そういったものが携帯電話からも使えるようになるということに今後なっていくかなというふうに思いますので、常に新たな通信手段、確実に通る通信手段というのを複数用意しておいていただいて、町の i P a d を使って防災室の画面に出すような機能を持っているじゃないですか、河津って。あの機能を持っているのって賀茂郡で河津だけなんですよ。かなり進んだ取組をされているというふうに認識をしていますが、あれをもっと有効活用するためには、各地区からの情報があそこに映し出される、職員が行かなくても。というような状況になると、かなり正確な情報、写真つき、場所の G P S データつき、音声つき、かなり正確な情報が役場で一括で取得できるのかなというふうに思いますので、そういった既存のものもしっかりと使えるように通信体制、相互通信技術というのを検討していただきたいなというふうに思います。

あと、現在整備中の同報無線、これが相互通信できるということで、ちょっとびっくりするような話なんですけれども、使ってください。あっても使ったことがないと、多分有事の際使えないというふうに思いますので、定期的に使って、その周辺の人たちが使えるようになっていくと心強いのかなというふうに思いますので、ぜひ資機材の習熟というところにもちょっと目を向けていただいて取り組んでいただけたらありがたいかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問閉じさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 6 番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

14時45分まで休憩をいたします。

暫時休憩でお願いします。

休憩 午後 2 時 3 4 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（渡邊 弘君） 5 番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5 番、渡邊昌昭議員。

〔5 番 渡邊昌昭君登壇〕

○5 番（渡邊昌昭君） 5 番、渡邊昌昭です。

令和 7 年第 1 回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は、1 件目、空き家対策について、2 件目、旧東小、西小についての 2 問です。町長、担当課長の答弁を求めます。

1 問目、空き家対策についてです。

住民の減少が進み、町内においても空き家が目立つようになりました。空き家が増えるということは、管理する方が不在であることから、風景が悪化する、環境が悪くなる、危険性が増大するなど、休耕地の、休耕作地と同様に多くの弊害が発生しております。一言で空き家といっても、売買の対象になっている建物や貸借のための建物、別荘などの二次的住宅として活用している空き家、これらはまだいいのですけれども、住民の方が高齢化などの理由により施設に入所したり転出した家族と同居するため、その家を離れたり、また相続手続きが終わらず、管理する者が決まらないまま、そのまま放置されている空き家も年々増加しているのではないのでしょうか。

このような管理をされていない放置された空き家かと思われる空き家、廃墟と思われるような空き家が点在する町内の様子については、心配する次第であります。町の進める移住や定住を促進するためにも、まず移住してくる方、移住して生活するのに必要な移住希望者の方の好みに合った売り家や賃貸用の空き家、これも一定数が必要かと思います。

実際、どのぐらいの数があれば移住定住の希望者を受け入れるだけの余裕ある空き家数が確保できるのか。募集するのであれば、海に近い場所がいいとか、畑のある庭付きの住宅や平屋がいいとか、二階建てがいいとか、いろいろなパターンが必要になってくると思いますけれども、空き家自体は少ないほうがいい、このように考えます。移住者等を受け入れるためにも、ある程度は必要かと思いますが、町は、どの程度確保しておけば、その空き家があればいいのかなと思いますので、ちょっとその辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

令和 5 年に総務省が住宅土地統計調査、これを実施して、昨年 10 月ですか、住宅及び世

帯に関する基本集計が発表されております。国の統計では、空き家は年々増加しているところで、全国で900万2,000戸と過去最多、空き家率も13.8%と過去最高となっております。その中で、静岡県の空き家率は16.7%と全国平均よりも高くなっております。

先ほど言ったように、統計の上で空き家とは、いろんな分類があって、売却用、賃貸用、別荘などの二次的住宅、その他とされていますけれども、私の心配するところでは、実際の空き家とされているのは、その他の空き地と分類されている部分であり、県下のその他の空き家、これについては5.91%とされております。空き家とは名ばかりで、廃墟と言ってもいい空き家もあります。

不動産ガイダンスというところの発表では、熱海市が非常に高くなっているということですけれども、別荘やマンションが多い地域では、その数が必然的に多くなるそうです。その他の空き地という、その分類になると10%を超えてくるというのがその問題だそうです。河津町の空き家率というのは、国の調査結果からある程度分かってくるのかと思いますけれども、私の調べではちょっと分かりませんでしたので、分かっている範囲でお教えいただけたらいいかと思います。

一言で空き家といっても、それは個々の、個人の資産であることですから、建物ですから、行政である町が一方的にこれこれこうしなさいというようなことは指導するわけにはいかない、これは分かりますけれども、その空き家について減少させる方策、これらについての考え方はあるのでしょうか。お答えを願います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の空き家対策についてお答えします。

実態をとということでございます。実際の空き家率というのは、私どもはつかんでおりません。そういう中でご質問にお答えしたいと思います。

空き家については、まず全庁的に調査を行うべく、来年度、令和7年度に予算を計上しております。まず、調査を行った上で、活用について、空き家バンク登録などを所有者に促していきたいと思っております。空き家の状況にもよりますが、倒壊等の危険が予想される場合には、特定空家の協議会等の設置について検討をし、撤去等の措置につなげることができればよいと思っております。

お尋ねの一定数につきましては、空き家調査により現状把握と多くの物件を把握することがありますので、間口が広がると思って考えておりまして、特に数については、一定の数は考えておりません。

また、個人資産である空き家を減少させる方策としては、空き家調査により把握することと、空き家バンク等を通してできるだけ空き家の利用を進めることが大事であり、減少対策になるものと考えております。

今後の予定等について、空き家の状況、方策等については、それぞれ担当課長より答弁いたします。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは、国の調査結果で河津町の状況ということについて説明させていただきます。

住宅土地統計調査の結果は、市、区及び人口1万5,000人以上の町村に限り公表されており、河津町の結果は公表されないため、分からないのが現状となっております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） すみません、私のほうから、先ほど町長が答弁した空き家の調査について補足説明させていただきます。

この調査の目的は、町内における空き家と思われる物件の実態を調査して、使用可能な空き家、倒壊のおそれがあるなどの特定空き家などの把握をまず行います。そういった上で空き家台帳を作成し、作成した台帳を基に、空き家の利活用や固定資産税の住宅用地の特例、こういったものへ反映することができる調査となります。新年度予算に委託料として171万6,000円を計上しております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 来年度の予算にこの空き家調査というのが入っているということを聞いて、非常によかったなと考えております。空き家調査が進めば、それなりの活用方法とかもさらに浮かんでくると思いますので、その辺、状況をしっかり把握していただいて、今後の空き家対策につなげていっていただきたい、このように考えますけれども、昨年の第4回の定例会、10月末時点の町税の収納率、これについて町長が発表されておりました。

町税収納率、10月末の時点で60.3%で、前年比0.4ポイントの減ということをおっしゃっていましたが、実際に先ほどから言っているような高齢者世帯が増える中で、町外に子供と同居するなどの理由で空き家になる家もあると思いますけれども、世帯主が亡くな

って相続が登記されず、固定資産税が未納になっていて、それでなかなか収納ができないよと、固定資産税が減収をしていると、このような問題があれば、今後、このような問題というのはずっとつながっていくと考えますので、荒廃した別荘の固定資産税の収納状況、これについてはどうなっているのでしょうか。相続の手続が終わっていない荒廃した家屋に対しての行政からの指導、これはあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの関連した質問の固定資産税等の収納状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 固定資産税についてお答えします。

1 月末現在の固定資産税の徴収率は78.69%、前年度同月比0.63%の増でした。ご質問の世帯主が死亡した場合ですが、固定資産税の納税義務者である所有者がお亡くなりになった場合、ご遺族に河津町税条例に基づき、地方税法に規定する現所有者を申し出ていただき、この方を相続人代表者として固定資産税の賦課、徴収、還付に関する書類を受領することとして届け出ていただいております。

登記には時間を要するため、相続登記が完了するまでの間は、この相続人代表者の方に納付書などを送付しておりますので、登記が完了するまでの間、納められずに未納になるということはありません。また、相続人代表、登記とも確認が取れない場合には、相続人調査を行っております。

次に、別荘の状況ですが、固定資産税の家屋においては、課税上はいわゆる別荘という区別はしておりません。一般の住宅と同じ専用住宅として課税し、納めていただいております。

また、荒廃した家屋に対しての指導についてですが、固定資産税は3年ごとに価格を見直す評価替えを行っております。家屋の評価については、家屋の建築後の年数の経過によって通常生じる損耗状況により原価等を表わした補正率を乗じる仕組みになっております。課税上、家屋の有無などによる現況について調査やお問合せをさせていただくことはございますが、家屋の状態への指導は行っておりません。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） 固定資産税の収納状況、これについては下がっていることはないんだよということで、支払う方も特には問題なく来ているという話ですので、その辺については

一安心はしますけれども、それらについてどんどん相続とか、その辺がはっきりできるような仕組みがうまくできていけばいいのかなと考えます。

空き家の販売や賃貸に対して、不動産会社、これが普通関わるわけですが、町内でもありますけれども、NPO法人の空き家バンク、これがあります。この空き家バンクの登録状況について質問していくわけですが、町が紹介する空き家バンク、これについての登録物件、これ実際にはどのくらいあるのでしょうか。

見ている中で、町内を歩いてみればかなりの空き家があると思うんですが、町のホームページの空き家バンク、これの情報を見れば、約100件くらいの情報がありまして、50件くらいが既に成立していると、20件の登録が取消しとなっておりまして、これが移住の促進に実際につながっているのかなと考え、まだまだ足りないのかなとも考えます。

空き家の売買や賃貸に精通しているのは不動産会社、これなんだろうけれども、空き家バンクがこれらの不動産会社と連携、これは実際にはできているのかなということは疑問に思いますし、使用されていない空き家というのは、少なければ少ないほうがいいと思いますけれども、少しでも空き家が減るように、空き家に関して、バンクに登録するなどの指導が実際には行われているのかなということは疑問に思いますので、質問したいと思います。

そして、空き家バンクの物件というのは、空き家バンクだけで探して、河津町と探せば出てくるわけですが、河津町の情報を調べるために、河津町の役場のホームページ、これからどんどん入っていけるというのが空き家バンクになっているんですが、行政が紹介しているということであれば、非常に信頼性、移住希望の方が信頼してこれを見るわけです。そんな中で信頼性が高い、この役場が関与してくれているというところで、これを契約するとか、そういう立ち会って、役場の方が立ち会っているのか、それらについて、その契約に関してトラブル、空き家バンクに関してのトラブルというのはないのか、その辺についても伺いたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の空き家バンクの活用状況について、担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 空き家バンクの登録状況と登録の指導について、まずお答えさせていただきます。

河津町では、空き家バンク制度を開始した平成28年6月28日から現在までの登録件数は

100件で、成約件数は65件となっており、登録の取消しもあるため、現在の登録物件数は15件となっております。

また、登録の指導ということですが、指導ではなく、4月に固定資産税の納税通知書に空き家バンクの案内を同封させていただき、制度の周知を図っているところです。

また、契約時の立会いやトラブルなどはないかということですが、河津町空き家情報バンク制度実施要綱第1条に、町長は、利用希望者と物件登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとなっており、町は立ち会いません。契約交渉に係る仲介については、業務委託先のNPO法人伊豆の田舎暮らし支援センターがサポートすることができます。

次に、トラブルについてですが、同条第2項に、契約等に関する一切のトラブルについては当事者間で解決するものとなっております。また、これまでに問題となるようなトラブルは発生しておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 最後の課長の言葉に、これまでに町が関与した中ではトラブルはないということですので、その辺についてはほっとしておりますけれども、移住者の中にはいろいろな方がいらっしゃいますので、町の思うこの辺の常識と違うことが出てくるのかなと思ってそのようなことを質問したわけですが、そのようなトラブルはないということ聞いてよかったと思います。

これがこれだけ今、空き家がたくさんある中で、空き家バンクに登録しているのがまだ100件くらいということで、少ないなと感じております。もっとこれを多く登録していただいて、少しでも空き家が解消することをよろしく願いして、少しでもにぎわいのある町ができることを希望しまして、次の質問をさせていただきたいと思います。

2問目の質問は、廃校となった旧東小、西小の活用についてということで質問させていただきます。

先ほどの同僚議員の中にも質問ありましたが、廃校となって2年が間もなく経過しようとしている両校の跡地であります。この2校の跡地も、先ほど質問した空き家というか空き物件と言えるのかなと思います。学校が廃校となり、子供たちの声が聞こえず寂しく感じている町民や、その跡地利用については強い関心を持っている方たちも多くいるものと思います。先日行われたまちづくり事業説明会でもこのような質問がありましたけれども、跡

地利用について質問したいと思います。

昨年の7月25日に議員説明会があって、その中で、説明会では、町として公共施設整備計画推進委員会の答申に沿った事業展開を進める、このような話でした。

旧東小学校については、ドローンを活用した事業により指定管理者を募集するとのことでした。先ほどの同僚議員の質問に対して、公募要綱をまとめるとのことですが、いまだにまだ募集は始まっていないのでしょうか。募集の進展状況についてお伺いしたいと思います。

そして、旧西小学校は、みんなの廃校プロジェクト、これに応募し、事業提案型プロポーザル方式により事業者を決定するとのことでしたけれども、廃校プロジェクトの応募状況はどうなっているのでしょうか。先ほどの回答では、2件の問合せがあったということですが、みんなの廃校プロジェクトの一覧表を見ると、中部地区の中で西小学校の個表というんですが、その表示が一番中部の下にあって、だっと下にこうスクロールしていくと一番最後に出てくるのが西小で、非常にいい位置にあるのかなと考えますけれども、これでもたったの2件、これしか応募がないのかなと、問合せがないのかなと、このように考えます。

これについて、どうにかしなきゃいけないのかなと思って、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、ここの西小学校の利点である温泉が活用できるよというようなことは前回の説明会のときにも私、質問したと思うんですが、取りあえず廃校プロジェクトに登録するんだよ、まだ財産区との話合いができていないからということでしたけれども、財産区との話合いとか、その辺をうまく進めてどんどん利点であるところを、アピールすべきところをアピールして、多くの企業の方にプロジェクトに応募をしていただくような方式を取っていけないのかなと考えております。

そして、この2つの学校については、建築基準条例というんですか、これに係る接道の問題、これがあったと思うんですが、この辺の問題というのはどうにかクリアできないのかなと考えております。これについては、話の中では、何かできるんだか、できないんだかという話も出ているんですが、それがはっきりしないところで話を進めるのも難しいと思いますので、ご回答をよろしくお願いしたいと思います。

そして、この前までメルカリで、学校の備品も町内の公共施設の中で使いたいところがあれば使って、それでも残ったものについてはメルカリで販売するというような方策も取られたようで、非常に好評だったということで、想定の10万円を超えた金額を売ったよということでした。まだ全部が全部売れたわけではないんですが、今後、処分する中で、処分

計画、これについてはどのように考えているのかを聞いてみたいと思ひまして質問します。

そして、平常の維持管理、質問いっぱいになってすみません、維持管理ですけれども、平常時の維持管理、校庭の草取り、遊具の管理、校舎内の電気や水道の点検、これは誰がどのくらいの頻度で実際に行っているのか。そして、その両校をどのように今、使っているのか。何も使わないで空き家状態にしているのかということをお聞きしたいと思います。

両校の使用実績については、避難施設としてということをこれまでも言っているんですけども、これまで、昨年の夏ぐらいにも大雨警報とか出たときには各公民館なんかで、避難警報が出ると公民館を開放するというか、そういう形であったし、役場も避難施設として開放しましたという広報に流れたりもするんですけども、それらのときに旧小学校を開放して使ったという実績は実際にあるのでしょうか。

そして、今後、西小学校、選挙の投票所としての計画があるということですけども、これについてはいろいろなことを考えるところもあるんでしょうけれども、投票施設としてこれらを使うことによって、応募する方の縛りになるという言い方をしたら失礼なんですけれども、借上げを希望する方の負担になってしまうのではないかなということも考えております。今現在、西小学校は、町史編さんの作業に使っているということですけども、今後も、なかなか町史編さんが終わっていないんですけども、まだまだしばらく使っていくのかなと考えておりますので、その辺についても回答していただければ幸いです、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大きな2問として、廃校となった旧東小と西小の活用についてでございます。

これについては、さきの議員の質問にも答えておりますし、昨年の議員説明会でも基本方針等については伝えてございます。お尋ねの具体的な点の状況につきまして、また備品等の処分の状況と今後については、それぞれ担当課長より答弁させます。

また、今後の計画でございますけれども、平常時の維持管理の状況、利用実績などについて担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから何点か説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、旧西小学校の廃校プロジェクトの応募状況と、それから道路問題をクリアできたのかといったことについて、まず初めに説明をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど同僚議員からも質問、他の議員から質問があったとおり回答させていただきますが、重複した回答となりますが、よろしく願いをしたいと思います。

旧西小学校にあっては、2件の事業者からの問合せがあり、1件については、東京の事業者からの宿泊施設、もう1件は、福井県の事業者からドローンスクールということでした。事業者には、公募要綱を公表する段階でご案内する旨を伝えてございます。

それから、道路関係ですが、使用する用途により異なり、県条例の規定に該当しない施設として、宿泊施設、それから介護施設、陸上養殖、ドローン養成学校等がございまして。不特定多数の見解ということにつきましては、利用目的により、その都度、県に確認しなければ判断できないということでございます。

それから、2つ目でございますが、廃校プロジェクトの個表に温泉の活用可能等の特徴が記載されていないということで、関心を持たれるのにそちらを記載したらどうかというようなお話でございますが、現在は、文科省のみんなの廃校プロジェクトに記載をし、事業者から意見聴取している段階です。公募要綱を策定する段階で、温泉所有者である上河津財産区との協議が調えば、温泉活用について記載することになるかと思います。温泉を活用した事業をするのか、しないのかというのは事業者のほうであると思いますので、その点について可能かどうかといったことについての記載は、可能かというふうに思っております。

それから、旧東小学校のドローン施設の借上げの進捗状況といったことでございますが、旧東小学校につきましては、公共施設整備計画推進委員会の答申に沿った形で、持続可能な循環型社会の実現に向け、新技術を活用した新たなイノベーションとしてドローン等を活用した取組をすることを条件に公募要綱を作成中でございます。要綱案がまとまりましたら、議員の皆様にお示しするとともに、意見を伺いたいというふうに思っております。最終的には、指定管理者選定委員会で協議を重ねて公募開始となります。ですので、まだ公募を開始してございませんので、公募があるということはありません。

それから、次でございますが、今後の計画といったことの中で、平常時の維持管理の状況といったことは、誰がどの頻度で行っているのかというご質問でございますが、こちらにあっては、職員が旧学校のほうへ行く場合につきましては、外観等を見ていただくといった形の作業を行って、何かあれば報告をいただくといったことも行っております。それから、校舎内等、それから遊具等のものにつきましては、電気や水道設備等の点検につきましては、3

か月に一度、細かいところまでチェックを総務課の職員が行って行っております。

それから、両校の使用実績ということで、避難施設として警報等発令時の開放使用実績とかといったことと、それから投票所の計画といったことですが、こちらにつきましては、閉校となってから現在まで、避難施設としての利用実績は特にございません。投票所のほうにつきましては、当面、現状の内容で使いたいというふうに考えております。

それから、避難所や選挙の投票所が借上げの希望者の負担になるのではないかとといったご質問ですが、こちらにつきましては、今後、利用事業者との協議となりますが、防災関係から言いますと、地域防災計画において災害時の避難場所、それから避難所となっておりますので、地域住民の避難行動等にご理解をいただきたいというふうに、事業者が決まった場合、そちらのほうにご理解をいただきたいというふうに考えておりますが、それは今後の協議という形になりますので、町の意向は伝えた中で、なるべく避難ができる体制というのは確保したいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、私からは、備品等の処分結果と今後の処分計画についてご説明させていただきたいと思います。

小学校統合により備品の整理を行い、学校で使用しない備品については、町の事業や公共的な事業で使用する備品については、各課と調整を行った上で受渡しを行いました。その後、町内各地区の希望を伺い、調整後、必要な備品については、昨年8月に引渡しを行いました。

昨年10月よりメルカリショップで販売を開始しております備品の処分につきましては、現在のところ、213件売却を行いまして、売上金額が50万5,000円、手数料を引いた販売利益は45万4,500円となっております。当初の見込みから考えると、かなり幅広い備品を売却することができました。

また、備品については、まだまだ今後に残っていますし、備品によっては、町外、県外からも問合せ、購入した商品の受け取り等、来ていただいているような状況もありますので、今後も引き続き行っていきたいと考えております。

また、メルカリショップでの売却につきましては、学校備品以外にも教育委員会等でも事業の見直し等により使用しない備品が現在ございますので、今後、検討を行いながら、どのように処分していくか行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） かなり多くの備品が販売されたということで、これについては無駄なく次の活用方法が見つかったということで、よかったのかなと思います。

小学校の使用実績については、まだ災害時の避難場所としては使われていないということですが、災害時には素早く逃げられるという場所を考えれば、どんどん積極的に活用していただければいいのかなと思っております。その辺も検討していただければ幸いです。

そして、この両校の跡地、これについては、そんなに活用されていないのかな、今まで、これまで活用されていないのかなと思っておりますけれども、両校に対して、進入路が狭いということで、今までも言われていたことなんですけれども、大型の車が入っていけないと。これ卵が先か鶏が先かの話になってしまうんでしょうけれども、これが、道が広くなれば、大型車も通行ができると、先ほどの建築基準条例の条例も回避できるということであれば、その辺がうまく回っていくのかな、公募しても応募が増えるのかなとも考えますので、これについて、町道の拡幅というのは全然考えていないのかなということをお聞きしたいと思うのが1点であります。

そして、議員説明会の中の資料でもフローを見せていただきますと、答申内容のフローの図で、最初の募集を開始してからおおむね5年が経過しても施設利用が見込めない場合、施設の維持管理の削減、売却または解体撤去の検討ということで表示されているんですけれども、このように校舎の解体、このようなこともうたわれているわけなんですけれども、解体について、これについて考えは今のところあるのでしょうか。その辺について、町長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員から2問お尋ねですので、お答えします。

まず、町道の拡幅の関係でございます。これは何度も言っているように、両校については、進入路が狭いのが大きな問題であります。さきに説明をしてありますが、旧東小学校は、現状の活用計画では、道路について特に拡張等の必要はないものと考えております。旧西小については、今後の計画によっては、先ほど議員がおっしゃるように、法に従い、必要な進入路の確保があるものと考えております。

それから、2点目の校舎の解体の関係でございますけれども、昨年の議員の説明資料に沿ってのお尋ねですが、一定期間の活用について、応募等がなく実現しない場合には、できるだけ活用の方向で考えたいと思いますが、方針どおり、解体の費用も含め検討しなければな

らないと考えております。このときに委員会も、もう一度立ち上げて検討いたします。現時点では、具体的な時期については未定であります。公募期間等の期間については、方針は示してございますが、改めて担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、公募の期間と応募がなかった場合の解体の考えについて少し説明をさせていただきたいと思います。

旧東小学校については、現在作成中の公募要綱がまとめ次第、公募のほうを開始したいというふうに考えています。旧西小学校については、現時点では作成時期は未定ですが、廃校プロジェクトのほうに掲載をさせてもらっておりますので、その内容を踏まえた中で、今後、公募要綱をまとめて、また公募のほうを開始したいというふうに考えています。

ただ、それから公共施設整備計画推進委員会からの答申で、最初の応募を開始してからおおむね5年が経過しても施設利用が見込めない場合は、施設の維持管理の削減、売却または解体撤去の検討というふうな形が示されておりますので、先ほど町長からありましたとおり、委員会を立ち上げてという形もございますが、基本的には、答申内容に沿った形で事業を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 道路も何とか広がってくればいいのかと考えておりますけれども、応募状況、これにもよるよということですので、ぜひ公募を早くしてもらうのが必要かなと思っておりますので、東小学校については、特に公募要綱を早くしていただいて、早いアクション、これが必要かと思います。

町の集落の中心にある小学校ですので、そこでにぎやかな声が聞こえるというのが町民の方の希望でありますので、なるべく早い公募にしていいただければいいかと思っておりますけれども、廃校プロジェクトの問合せ先のアドレスなんかも、もうちょっと確認してよく見ていただければ、もう少し応募があるのかなと思いますけれども、少しでも参加が増加するように早いアクション、早い動きで対応していただければいいかと思っておりますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私からの質問は終わりにさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました 3 番、大川良樹議員、1 番、正木誠司議員の一般質問は、明日 6 日に行います。

---

**◎散会の宣告**

○議長（渡邊 弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 2 5 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和     年     月     日

議            長

議            員

議            員

第 3 日

3 月 6 日（木曜日）

## 令和 7 年河津町議会第 1 回定例会会議録

### 議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 同意第 1 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 4 同意第 2 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 5 同意第 3 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 6 同意第 4 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 7 同意第 5 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 8 同意第 6 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 9 同意第 7 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 10 同意第 8 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 11 同意第 9 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 12 同意第 10 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 13 同意第 11 号 河津町農業委員会の委員の任命について

日程第 14 議案第 10 号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 11 号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 12 号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 13 号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 18 議案第 14 号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第 15 号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 6 年度ガバメントクラウド接続用機器購入契約について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 河津町指定金融機関の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 6 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 6 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 7 年度河津町一般会計予算
- 議案第 2 8 号 令和 7 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 令和 7 年度河津町土地取得特別会計予算
- 議案第 3 0 号 令和 7 年度河津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 7 年度河津町介護保険特別会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 7 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 3 号 令和 7 年度河津町水道事業会計予算
- 議案第 3 4 号 令和 7 年度河津町温泉事業会計予算

#### 出席議員（10名）

|     |           |       |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 正 木 誠 司 君 | 2 番   | 北 島 正 男 君 |
| 3 番 | 大 川 良 樹 君 | 4 番   | 桑 原 猛 君   |
| 5 番 | 渡 邊 昌 昭 君 | 6 番   | 遠 藤 嘉 規 君 |
| 7 番 | 上 村 和 正 君 | 8 番   | 渡 邊 弘 君   |
| 9 番 | 稲 葉 静 君   | 1 0 番 | 宮 崎 啓 次 君 |

#### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者

|                  |           |                        |           |
|------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長              | 岸 重 宏 君   | 副 町 長                  | 木 村 吉 弘 君 |
| 教 育 長            | 鈴 木 弘 光 君 | 総 務 課 長                | 川 尻 一 仁 君 |
| 企画調整課長           | 島 崎 和 広 君 | 町民生活課長                 | 鈴 木 亜 弥 君 |
| 健康増進課長           | 土 屋 典 子 君 | 福祉介護課長                 | 中 村 邦 彦 君 |
| 産業振興課長           | 稲 葉 吉 一 君 | 建 設 課 長                | 臼 井 理 治 君 |
| 防 災 課 長          | 村 串 信 二 君 | 水道温泉課長                 | 友 田 佳 伸 君 |
| 教育委員会<br>教 務 局 長 | 土 屋 勉 君   | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 室 長 | 渡 辺 音 哉 君 |

---

事務局職員出席者

|         |         |     |       |
|---------|---------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 山 本 博 雄 | 書 記 | 土 屋 翔 |
|---------|---------|-----|-------|

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

---

◎一般質問

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には一問一答に答弁をいたします。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、大川良樹議員、1番、正木誠司議員。

---

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（渡邊 弘君） それでは、3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和7年河津町議会第1回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日の私の質問は次のとおりでございます。

1件目、「観光の町」の玄関口である河津駅前広場周辺に屋外分煙施設の整備促進について。

2件目、エコクリーンセンター東河の現状について。

3件目、ごみ処理の広域連携について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

まず、昨年9月議会で提案させていただきました現在開催中の第35回河津桜まつり期間中に、人力車の誘致に対し、オープニングの2月1日から2月28日までの間、第53回河津桜まつりのイベントとして実現できたこと、河津桜まつり実行委員会の事務局はもとより、担当課の担当職員には動線の確認、動線での諸問題の対応、いろいろとご尽力を賜り、本当に時間がない中での準備だったのですが、何かとこの一月間、心配された事故もなく実現でき、町民の方々からも「車夫さんが挨拶してくれたよ」、「ごみ拾いをしていたよ」、「英語で外国の方を運んでいたよ」等、多くの町民の皆様から嬉しいお声をいただき、自分としてもこの第35回河津桜まつりのイベントに協力ができ、本当によかったと感じております。

ちなみに、車夫に直接確認をしたのですが、今回の成績どうだったかなということで、彼のほうが鎌倉店から派遣されていたんですけれども、二十数人車夫さんがいる中で2位の成績だったということで、結果的に113組のお客様を河津町内で引いたそうです。外国人の割合なんですけれども京都の嵐山辺りだと7割のお客様が外国人ということなんです、河津町に至っては1割ほどだったそうです。本人も周知がちょっと弱かったのかなということは申していました。

あと町内を人力車で引いた感想として、二十日ぐらいまではほとんど桜が咲いていなかったものですから、桜がない分、いろいろなところを巡り、非常に観光地としても河津はクオ

リティーが高い。特に来宮神社の鳥精進・酒精進のお話や、河津桜原木の秘話、栖足寺のかっぱ伝説、涅槃堂や見晴らし台、大噴湯公園の湯けむり、東大寺の樹齢900年のチイの木、ホルトノキと言うそうなんですけれども、あとは来宮神社さんの樹齢1,000年を超える大楠、とにかく桜以外にも非常に観光地として魅力的な町だということをおっしゃってくれておりました。

京都なんか行きますと、車夫の勧める観光スポットみたいな形で広まったのが嵐山の竹林の小道などが有名ですが、人が通らない路地を好んで案内するものですから、大噴湯公園から東大寺に抜ける路地などを案内しながらもわくわくする路地でしたということでした。

本当に、人力車えびす屋を誘致できたことは、京都嵐山に本拠地を置き、京都に2か所、北は小樽、函館、浅草、鎌倉、奈良、神戸、宮島、倉敷、関門、湯布院と、全国の有名な観光地と肩を並べることができた。また、人力車えびす屋も認めた河津町だと認識できるのではないのでしょうか。

それらを踏まえ1件目、観光の町の玄関口である河津駅前広場周辺に屋外分煙施設の整備促進についてを質問いたします。

この質問をする上で、前回もお話ししましたが、私は喫煙者でないことを申しつけさせていただきます。

令和5年12月議会でも、町たばこ税の安定的な財源確保の観点から同じ質問をさせていただき、ほぼゼロ回答だったものですから、もう一度、私自身は河津駅前広場周辺に屋外分煙施設の設置は必要であると感じているので、今回は観光の観点から、再度お伺いしたいと思います。

町は先ほど来、申し上げますように、現在も河津桜の開花が遅れたことから、第35回河津桜まつりの開催をしており、目標来場人員を80万人と掲げております。現在も多くの来遊客、日本各地はもとより、多くの訪日外国人の方をお迎えしております。この河津桜満開の状況を見ますと、やはりこの町は河津桜発祥の地、観光立町、第1の主産業が観光、それらを改めて感じております。

観光地河津についてお伺いします。この河津町がこれからも持続可能な観光地、観光のまちを維持していくには何が必要なのでしょう。観光地としてお客様を受け入れる上で大切なことはどのようなことと思いますか、お伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川良樹議員の観光の町の玄関口である河津駅前広場周辺

の屋外分煙施設の整備促進について、具体的には持続可能な観光地として必要なこととはということでお尋ねですのでお答えします。

まず、持続可能な観光地として、駅前広場への分煙施設とお考えのようですが、このことが持続可能な観光地として関連がいま一つ私は理解できない状況であります。この問題は、観光地としてというよりも、人間としての健康維持の問題や社会的な認識にもあると思いますが、今回はこの点には触れませんが、根本的なその場所が適しているかどうかの問題であると考えております。

お尋ねのこの点については、既に前回の質問でお答えしておりますが、再度のお答えとなります。

まず、河津駅を含む駅前広場という場所が、交通の結節点いわゆる電車、バス、タクシーといった交通機関の乗り降りする場所であり、他の駅の状況を見ても、喫煙を行う場所がない現状であります。議員がお尋ねの民間事業者の協力のあるなし等の問題ではなく、設置がふさわしくないというふうに認識をしております。

また、議員がお尋ねの観光地としてのおもてなしの重要な点については、私は喫煙だけではなくて、町全体の人も含めたいろんな資源を生かすことがおもてなしだと思っております。以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 町長の今、答弁をいただきまして、たばこを吸うのは体に害を及ぼすからということも含めて、観光地として、別にその駅前になくてもいいんじゃないのということだと思ふんですけれども。

僕はちょっとそれとは反対というか、この後も申し上げますけれども、実際、実行委員会調べですけれども河津駅の降車人員というのは第33回の河津桜まつりでは8万2,642人、第34回の桜まつりでは8万9,881人と、前年比109%の電車利用をし、観光客の方が降りてこられております。今年の速報値は出ておりませんが、昨年の第34回河津桜まつりでは、降車人員も伸びております。その中には合わせて、もちろん訪日外国人旅行者、インバウンドも伸びていると思います。地球の歩き方が展開する訪日旅行情報サイト「GOOD LUCK TRIP」が、海外在住の891人を対象に5月に実施した「日本で不便に思うこと」の調査、複数回答なんですけれども「喫煙できる場所の少なさ、分かりにくさ」が14.4%で、8位にランクインしております。喫煙者237人に限ると44.3%に上ったとアンケート調査で公表されております。また、インバウンド、訪日外国人旅行者は観光庁調べですけれども、

昨年2024年は過去最高で3,687万人、コロナ前の2019年3,188万人を超え、特定の観光地に過度に観光客が集まるオーバーツーリズムが問題にもなっております。町は観光庁の補助事業を活用しながら、インバウンドを誘致しようといろいろな事業や施策に取り組んでいただいていると思いますが、呼び込むだけでなく、併せて受入れ側としてしっかりとした対応が必要と考えます。

その中の一つとしても、私は喫煙所、屋外分煙施設の整備は必要と考えます。中でも玄関口である河津駅前周辺での屋外分煙施設の設置は利用者を考えても、設置による喫煙場所の分かりやすさ、たばこの吸い殻等の美化を含め、また望まない受動喫煙対策のためにも、見過ごせない課題の一つと考えます。

総務省は、令和6年度税制大綱において、屋外分煙施設設置に当たり厚生労働省が定める屋外分煙施設の技術的留意に沿って整備された施設であれば、対象施設の整備に要する経費のうち、一般財源、上限500万円の2分の1が交付税の措置を受けられるということを示しており、また、JTの方もお話をさせていただいたのですが、もし設置をするならば、吸い殻入れの提供も協力してくれるそうなので、望まない受動喫煙対策やインバウンド誘致の観点からも踏まえお伺いします。

①民間事業者の協力を得ながら、持続可能な観光地のおもてなし、望まない受動喫煙対策としても屋外分煙施設整備促進の検討は。

先ほど町長きっぱりと駅前広場には分煙施設は造らないというお話をいただきましたけれども、今申し上げたような外国人の実際来られる訪日のお客様がアンケートで喫煙できる場所の少なさ、分かりにくさ、それをクリアするために、そういったものを造る必要があると思うんですけれども、再度いかがでしょう。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、再度の質問ですのでお答えをします。

先ほども私申し上げましたけれども、河津駅が多くのお客さんが降りるからしようということではなくて、その場所が適しているかどうか、そういう問題だと思っております。これは前から一貫をしております。内容については、先ほど申したように結節点たるというようなことでございます。そして、また民間事業者の協力ある、なしの問題じゃなくて、設置がふさわしくないというそういう場所の認識でございます。

また、今回の河津桜まつりにおいては、実行委員会で喫煙場所を設けておりますので、その対応については実行委員会としては対応しているものと考えております。

観光地としての、議員おもてなしの面でということで分煙施設としてのお考えですが、やはり先ほど申しているように、交通の結節点という意味合いでの考えで対応を考えております。おもてなしとしての分煙ではなく、禁煙をする内容でのご理解をいただけるものと思っております。

既に、昨年度の駅前広場運営委員会で課題に挙げ、1月開催の運営委員会で報告協議をいただき、禁煙の方向で結論をいただき徹底すべく、表示などにより周知をしているところであります。この会議には、各交通事業者をはじめ、議員も含めて出席をしており、委員からは今回の結論についての特段の反対はございませんでした。

なお、委員会での内容については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは河津駅前広場の禁煙の件についてお答えいたします。

健康増進法の改正に伴い、河津駅前広場を交通結節点の公共施設として、受動喫煙防止の観点から禁煙について検討をしておりました。昨年度、河津駅前広場管理運営委員会において、駅前広場の禁煙について意見を伺わせていただき調査することとなりました。今年度、近隣駅前広場、交通結節点を調査した結果を見て、駅前広場の禁煙の承認を委員会でいただき、現在バス停付近に禁煙の表示をさせていただきました。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 担当課のほうからも、駅広のほうで禁煙が決まったよということでご報告もいただきました。私も禁煙のそのステッカーですか、表示のほうも確認させていただきました。

もちろん、それ健康増進法の改定でということで、前回も質問をさせていただいたんですが、けれども、平成30年の健康増進法の一部の改正で、令和2年より禁煙が進むというか、1つは屋内では原則禁煙、二十歳未満の人は喫煙エリアへ立入りができない。屋内で喫煙するには喫煙室の設置と標識、看板の設置等、主にこの3点が法改正によって努力義務から明確なルールへと変更されたと私は認識したもので、屋外エリアが禁煙というのは、1月29日の駅広の会議で決定したよということなんですけれども。

実際のところ、2月15日に、土曜日なんですけれども、午前10時頃からたばこを販売する

伊豆下田たばこ協同組合の方々が奉仕活動として、河津駅前広場のごみ拾いを3か所、10人前後だったそうなんですけれども、奉仕活動でごみ拾いをしたそうです。そのときに、2月15日ですよ、その際、236本の吸い殻を回収したということでした。

僕はたばこを吸わないので、これが多いのか少ないのかは分かりませんが、駅広場が禁煙に決定したということを含めて、今後ですけれども、駅広場の会議で禁煙が決まったということは、たばこを販売する組合、伊豆下田たばこ組合さんやJTさん、たばこを製造販売している民間企業が、河津駅前広場周辺に屋外分煙施設の設置を要望しても、それはもう受け付けないということではよろしいのでしょうか。関連でお伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 基本的には、委員会のほうで決定した事項でございますので尊重したいと思っております。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） この件に関しては、もうはっきりと結論をいただいたので、もうこれで終わりにしたいと思います。

ただ、さっき言った訪日外国人のお客様は、本当にそうやって不便をしているということだけは感じていただきたいと思います。

続きまして、2件目、3件目に入りますが、東河環境センターはご存じのとおり、東伊豆町と河津町で構成された一部事務組合として、し尿処理施設とじんかい処理施設の事業運営を行っております。

私もその東河環境センターの一部事務組合の議会議員ですので、これからのごみ処理は人口減少に対してのごみの減少やそれに対する対応等、ごみ処理は公衆衛生を保つための身近な公共サービスであるとともに、それを持続可能にしていくため、また将来を見据えていくため、あえて今回、組合議員でありますにごみ処理に対する町の方向性等を含め、お伺いしたいと思います。

それでは2件目、エコクリーンセンター東河の現状についてお伺いします。

今回は、じんかい処理施設エコクリーンセンター東河の現状や取組について伺います。

エコクリーンセンター東河は、平成15年3月に完成。その4月から稼働を開始し、現在22年間を経過しようとしております。途中、長寿命化総合計画に基づき基幹的改良工事が行われております。

そこでお伺いします。

①エコクリーンセンター東河の基幹的改良工事に対する起債総額、償還金返済期間等は、またそれに対する河津町の償還負担額は。

②エコクリーンセンター東河のごみ焼却量の処理能力は。また開設時と令和5年度との、ごみの焼却量と1日当たりの焼却量の推移と現在の処理能力は。

③今後予想される人口減少によるごみの減少への対応は。

④今後、エコクリーンセンター東河の延命化対策と建物を含むその利用がいつまでできるのか。

以上、4件お伺いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま大川議員から、エコクリーンセンター東河の現状についてということで、4点ほどご質問がありましたのでお答えします。

まず、認識といたしますか、考え方について私から申し上げます。

まず、一部事務組合の東河環境センターは、地方自治法で認められた特別地方公共団体で、それぞれ独立した組織として管理者の設置や、組合議員が選出をされて執行がされております。町と同じように、予算決算をはじめ、議会も行われて独立をした公共団体であります。

ですから、今回の質問については、言い方を変えると、よその町の行政機関の内容について、一部事務組合という行政組織の中で、当然、組合議員が質問すべきものであると考えております。

しかし、河津町が関係する起債償還額や町に関連するものについて、分かる範囲で担当課長より答弁させます。その他不足な点については、東河環境センターでお尋ねください。

私からは以上です。担当課長より答弁させます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 振る前に、まだ残っている答弁があったものですから、続けて答弁いたします。

3つ目に今後予想される人口減少によるごみの減少の対策はという点について、私からお答えします。

今後の人口減少やごみ減量化による長寿命化や経費節減、また環境を守る観点からも、ごみの減量化を並行して進めるべきであると考えております。

また、4点目については後ほど担当課長から答弁をさせます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） それでは、まず起債総額、償還金返済金等からご説明させていただきます。

一部事務組合東河環境センターでは、平成29年度から令和元年度の3か年で、ごみ処理施設基幹的設備改良工事を総事業費29億8,695万6,000円で実施しました。起債総額は15億1,340万円、返済期間は平成29年度、30年度、令和元年度に起債し、それぞれ3年措置12年償還です。平成29年度に起債したものは、3年後の令和2年度まで据え置かれ、令和3年度から元金償還となります。

令和5年度からは3か年全ての起債が元利償還となり、元金・利子合わせて年間1億2,646万1,974円を令和14年度までに償還し、令和元年度に起債したものが令和16年度に終了し、全ての起債が完済となります。

河津町の償還負担額ですが、基幹改良工事の両町の割合は、経費を均等割50%、搬入実績割50%とし、平成16年1月から25年12月までの10年間の両町のごみの搬入割合から、東伊豆町が59.35%、河津町が40.65%の割合で分担しています。令和6年度の河津町の分担金のうち、建設費分としては年間で5,140万7,000円でした。

続いて、ごみ処理施設の処理能力についてですが、ここからは一部事務組合東河環境センターへの聞き取りによります。

それによりますと、施設の設計上は最大で16時間燃焼し、2つの炉で60トン処理できるそうです。運営当初は12時間焼却し、1日45トン処理していたようですが、現在は職員の勤務体系と炉の長寿命化のために、燃焼方式と予防補修を行い、年間平均すると9時間燃焼し、2炉で1日30トンを目安としているそうです。

次に、開設時と令和5年度との焼却量、1日当たりの平均燃焼量の推移ですが、焼却量は開設時の平成15年度は1万1,880トン、令和5年度は8,207トン、平成15年度と比較して69%、3,673トンの減、また1日当たりの平均焼却量は、開設時の平成15年度は焼却日数が年間307日で、1日当たり平均38.69トン、令和5年度は焼却日数が年間313日で、1日当たり平均26.27トン、平成15年度と比較して1日当たり平均で12.42トンの減になるそうです。

続いて最後です。

センターの延命化対策と建物を含む利用がいつまでできるかですが、同じく一部事務組合東河環境センターへの聞き取りによりますと、平成29年度から実施した基幹改良工事の基礎として、東河環境センター長寿命化総合計画を策定しました。その計画の中では、建物が耐

用年数などから計画時点から50年、令和34年まで利用できるとして計画しており、延命化対策としては15年ごとの施設の改良工事を想定しているそうです。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 冒頭、町長のほうから、ほかの市町の内容を聞くと一緒だよということとでいただきまして。そんな中でも丁寧に課長のほうから回答をいただきまして、ありがとうございます。

本当に延命化というか、15年ごとにこれから延命化をしながら、建物的には50年、オープンしてから大丈夫だよということで、令和34年まではいけるよということで回答をいただきました。本当にありがとうございます。

今年に入りまして、1月17日に東河環境センター議会議員と管理者である東伊豆町長、副管理者である岸町長、町の担当者を含め、議員視察研修に静岡県東部の三島市・富士市に行かせていただきました。

そこで、三島市ではごみの減量化に取り組むべく、メルカリショップを活用した粗大ごみを減らす取組やフードロスやリユース対策事業を研修させていただき、富士市では令和2年に完成した富士市新環境クリーンセンターを研修させていただき、低炭素で循環型の最新鋭のじんかい処理施設を研修させていただきました。

その後、今年度からの取組として、新たな資源ごみの回収業者の現地視察をし、資源ごみの販売先を研修させていただきました。

そこでお伺いします。

①エコクリーンセンター東河のごみの資源化のその推移は。これは先ほども言いましたけれども、分かる範囲で結構です。

②河津町の今後のごみの減量化の取組は。

以上、2件についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今お尋ねの2件についてお答えをいたします。

まず、エコクリーンセンター東河のごみの資源化の取組とその推移はということでございます。

エコクリーンセンターでのごみの資源化の取組については承知をしておりますませんが、資源ごみの業者引取り売払い金額は今年度は約1,000万近くになったと聞いております。

また、次の質問でございますが、河津町の今後のごみの減量化の取組はということでございます。

これまではリサイクルを目的として資源ごみの回収などに力を入れてきました。今後はリユースやごみの減量化、使い切るとか生かす方向で減量化を考えていきたいと思っております。

町の減量化の取組及び推移については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） まず1点目の、東河環境センターの資源化の取組の推移ですが、同じく東河環境センターへの聞き取りによりますと、町で行っている新聞紙や段ボール、ペットボトルの収集資源ごみのほか、空き缶や粗大ごみ、金属類を中間処理して資源として販売し収益としているそうです。

資源ごみの売払い収入は、今年度、令和6年度からリサイクル品目を鉄スクラップなど4品目増、それに加え見積り対象事業者を3社から10社、賀茂地区から県東部に拡大し収益化しているもので、令和5年度の決算収入が28万8,073円でしたが、令和6年度の実績により、令和7年度の予算収入では約1,100万円を見込み、今後の市場の動向の影響を鑑みつつ、経過を見ていくとのことでした。

次に、町のごみの減量化の取組ですが、令和4年度に役場の前にリサイクルステーションを開設して、ごみの分別と収集日以外の資源ごみの排出につなげております。しかし、まだ可燃ごみの中にはペットボトルや段ボールなどの資源ごみがまだまだ含まれている状況もございますので、現在行っている取組を生かしながら、町民の皆様の減量に対する意識を高められるように、正しい分別のPRに努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 課長のほうからご丁寧に、また町長のほうからも東河のその資源化ですよね、資源化。予算ベースなんですけれども、令和6年度は37万、課長のほうは実績ベースでお答えいただいたんですけれども、予算ベースで見ますと令和6年度は37万6,000円だったんですよね。令和7年度は1,128万5,000円ということで、大分予算ベースなんですけれども、非常にこう差が出てきたということが、本当にこれすごいことだなと思っております。

先ほど課長のほうからも説明がありましたけれども、令和6年4月から4品目、鉄スクラ

ップ・破碎鉄・破碎アルミ・鉄缶、4種類が売り払う。自助努力によってその売り先を見つけてきて、今まではお金を出して引き取っていたものが、結局、売り払うことができたということで、すごくこの自助努力、管理者の指示の下に、職員が本当に自助努力をしてこういう結果を生み出したということで。本当にこういうことを聞きますと、ごみの分別をしっかりと、資源ごみは資源ごみで出せばお金になるし、それをするにより、ごみの減量化にもつながる。ペットボトルなんかは今もそうですけれども、お水でちょっと洗ってもらって出してもらえば、より一層、資源として活用できるし、売り払うこともできるということです。本当にすごいことだなと、僕はこの研修を通じて感じたものですから。

こういう、今までの前例踏襲型というんですか、ちょっと行政なんかでよく使う言葉があるんですけども、それをちょっと考え方を変えて変革を求めるような動きをしたことによって、自治体においても稼ぐ力につながってきているのかと感じております。これについては、町長どう思っておりますか。

それともう一つ、町の先ほどの今後のごみの減量化という中で、資源ごみのリサイクルステーションのお話が出ましたので、あわせてちょっと質問をしたいんですけれども、関連として、関連質問をしたいんですけれども。

今後、売払い収入などのことを考えると、缶の回収も含めたほうがお金になりますのでよいのかなと思うんですけれども、資源ごみのリサイクルステーションで缶の回収なんかを今後考える必要はないのでしょうか。

以上、2点お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点のご質問にお答えします。

まず、前例踏襲型ではなく、自治体において稼ぐ力に対して町長はどうお考えかということでございます。

これまで前例踏襲型を行ってきたものではなくて、入札システムや業者選定の範囲の問題、あるいはごみの場合には災害時などのごみの対応の問題、いろいろな面で価格だけではなくて配慮してきたのがこれまでのやり方でなかったかと思っております。

近年、金属類などの価値が上がり、処理というより価値としての利用が増え、価格も上がってきているのも大きな要素と言えます。町でも入札に関わるごみ収集業者選定に対しては、選定委員会で審議をして決定をしておりますが、できるだけ費用的にも節減できるような競争原理に配慮しつつ行っております。

また、稼ぐというよりも資源を有効に使うという点からリユースを目指し、廃校の備品をメルカリショップに出店をし、収益を得ながらリユースに努めております。また、役場の駐車場に接している資源ごみのストックヤードについても、多くの町民の方にご利用いただき、通常の地域内の集積所ではなく利用する方も多くおり、資源ごみの回収強化とごみの減量化についても進めております。

それから、2つ目のご質問の、リサイクルステーションでの缶の収集についてでございます。

今は缶は行っていないわけでございます。ただ、現在行っている中でも相当、管理といいですか、量が多いこともありますけれども、ほぼ毎日とは言いませんけれども、職員が東河環境センターまで運ぶという手間があります。それともう一つやっぱり管理といいですか、そういう手間もかかります。そういう中で缶が中身の問題とかありますので、その辺の適当かどうか、それも含めて今後の検討をしたいと思っています。

どちらにしても、ごみの減量化を進めるということは根本の考え方でございますので、そういう形が減量化につながるか、今後も事業者のごみも含めて検討しなきゃならないと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当に町も、昨日も町長おっしゃっていましたが、メルカリを活用して廃校になった備品関係を処理するとか、やっぱり本当にリサイクルステーションを造ってからもそうですし、減量化には取り組んでいただいていると感じております。

なおかつ、よく新聞でも目にすることも多いので、リサイクルステーションの活用は、本当にいい、少しずつですけれども、まだこれからも品目によって、まだまだそういう資源になるなという部分もあるんですけれども、やっぱりなかなか一気にそこを上げていくというのは、町民においてもきついことだと思いますし、やっぱり缶にしても一旦、ペットと一緒にゆすいでというのを確実にしてもらえるものであれば、やっぱりリサイクルでも承れるよとか。やっぱりお互いにそういう、一緒になって努めていけるような形が本当にできれば、資源につながっていくのかなという感じは本当にしております。

引き続き、ぜひ町のほうのそのごみの減量を含めて。今回、売払い収入が1,000万近くということで、2年前ですか、ごみが有料化になってから、その当時1,700万円ぐらい、ごみ袋からの収入が上がるよなんていう話もあったものですから、それと変わらないぐらいの金

額になりますので、本当に今後ともそういう形で進められると嬉しいと思います。

2 件目の質問を踏まえまして、3 件目、ごみ処理の広域連携について伺います。

環境省は平成31年3月29日付の通達で、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について、人口減少の進展による一般廃棄物排出量の減少が見込まれる中、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、各地域において安定かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が必要であるとし、全都道府県に令和3年度末までにごみ処理広域化、ごみ処理施設の集約化に関わる計画、原則10年間の策定を求めました。

このため、静岡県では県内市町と合意形成を図りながら、上記計画となる静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランを作成しました。その中で地域別広域化ブロック区割りの評価結果及び広域化等の推進の流れの中で、賀茂地域の現状は東河以外は1市3町、それぞれの市町でごみ処理場を維持していましたが、先日2月27日の伊豆新聞で知ったのですが、南伊豆町は焼却施設が壊れ、これの修繕を断念という新たな動きも出ておりますが、県のマスタープランの中の計画期間、令和4年から令和13年の中ではその推進もあったせいなのか、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、1市3町による南伊豆地域清掃施設組合の設立に至っております。

また、長期的な展望、令和14年から34年では、賀茂地域一帯での広域処理を検討しますということを示されているのですが、それらを踏まえ伺います。

これらの長期的な展望の中で、先ほど質問もしましたが、エコクリーンセンター東河の長寿命化総合計画と静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランとの整合性はどのように推進していくのでしょうか、お聞かせください。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問で、ごみ処理の広域連携ということで、長寿命化総合計画と県の一般廃棄物処理広域化マスタープランとの整合性はということでお尋ねですのでお答えします。

基本的には、県のマスタープランに従っていくんだと思っておりますが、ただエコクリーンセンター東河のごみ処理施設の延命化工事によりまして、令和2年度から約15年間の延命化が行われました。今後は延命化により維持されると思いますが、その後については県が示しているとおり、検討課題として賀茂地区で1か所の処理施設での将来計画であることが理想であると思っております。

ただ、今後のそれぞれの市町の状況などもありまして、組合としてどのような経緯を経て

いくのかは不透明であります。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） はい、そうですね。本当に、これから先どうなっていくのか、本当に不透明で、次の質問も同じような質問になってしまうんですけれども。

令和6年12月21日の伊豆新聞の記事で、大きく「事業費膨張305億円」の文字が本当に目に飛び込んできました。新聞記事を読むと、先ほど紹介した1市3町による南伊豆地域清掃施設組合の当初予定をしていた建設費・運営費を含む総事業費が251億円から305億円に膨れ上がったという記事で、これはかなり衝撃的だったんですけれども。自分も東河環境センター議会議員として、この一般質問の通告を作成したんですけれども、さらにその後、立て続けに伊豆新聞の記事ですけれども、2月22日に賀茂広域ごみ処理建設計画、3町負担再検討、困難であるとか、一番びっくりしたのが先ほど紹介しました2月27日に、南伊豆町の焼却施設の稼働停止の記事で、南伊豆町は今後施設修繕は行わずに、可燃ごみ処理は民間会社や協力自治体への排出による処理委託ということで、今後どういう中で南伊豆地域清掃施設組合が進んでいくのか、本当に不透明だと思います。

分かりませんが、南伊豆のことなんかもちょうどタイムリーな記事だったので、東河はもちろんうちの町だけの問題ではないので、東伊豆のことも含めてになると思います。それに、その先の相手のこともあることなので、なかなか不透明でお答えできないかもしれませんが、南伊豆地域清掃組合との広域連携の可能性について、もし、先ほどもちょっと今後のあれは不透明だよということで、なおかつ町長のほうからも県が示すような賀茂地域は今後の先、長期的に見たときは1つが理想的だよということだったんですけれども、それ合わせて広域連携の部分でどのような、お答えできる範囲でお願いできればと思います。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの南伊豆地域清掃施設組合との広域連携の可能性はということでお尋ねですのでお答えします。

先ほども申したとおりに、私は将来的には賀茂地区で1か所であることが理想であると思いますが、議員がお尋ねの南伊豆地域清掃組合を構成している下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市3町の方が見えてきませんので、現段階では組合の方針どおり進むものと思っておりますので見守りたいと思っております。仮に、議員がお尋ねのようなことがあれ

ば、現管理者であります東伊豆町長や組合議員をはじめ、両町の議員での協議が必要かと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

本当に、今回いろいろ質問をさせていただいたんですけれども、組合議員ということで、環境センターのほうでまたいろいろ、今後の展開は詳しいお話が聞けるといいますので、その点、また東河環境センターの部分は、私たち3人、議会議員もおりますので、そこら辺はしっかりと見ていきたいと思っております。

令和3年の6月議会以来、久しぶりにちょっとごみの処理問題について質問させていただいたんですけれども、そのときはごみのリサイクルボックス設置について質問をした後に、12月に役場の前に資源ごみのリサイクルステーションを設置いただきました。ぜひとも、それらを活用しながら、缶も売払い収入の財源になりますので、引き続き検討をいただければと思います。

河津町の負担金が少しでも減るようにご検討いただき、また町民の皆様には、ごみの分別をしっかりといただくことにより、ごみの減量化にもつながりますし、資源化にもつながりますので、環境に優しい観光のまちづくり、わくわくするようなまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（渡邊 弘君） それでは、1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

令和7年第1回定例会開催に当たり一般質問の通告を行ったところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は次のとおりです。1件目、賀茂地域の高等学校再編状況について、2件目、ふるさと納税の寄附状況について、3件目、踊り子温泉会館の今後について、以上の3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1件目の質問、賀茂地域の高等学校再編状況についてお伺いいたします。

令和5年12月の第4回定例会において、私、稲取高校の存続について一般質問を行ったところ、町長から、今後、賀茂地域において地域協議会を立ち上げ、賀茂地域の4校について検討を行っていくとの回答がありました。その後、令和6年3月27日に開催されました第5回地域協議会において県立高校の在り方に関するグランドデザインが協議され、賀茂地域では下田高校を本校として稲取、南伊豆分校、松崎の各校をサテライトキャンパスとした4校が連携したキャンパス制への移行が示されました。

この会議の資料の中、ご存じのこの資料のほうを見ますと、今後、各学校におけるグランドデザインの具現化について、各市町、学校と協議を行った上で決定し、令和7年度の公表を目指すというふうに載っておりました。

このサテライト制につきましては、伊豆新聞や静岡新聞でも公表され、多くの町民も認識していることと思います。この発表から今、約1年が経過しておりますが、その後どのような進捗、具体案等について検討されたか。実際今ちょっと私が調べる限り、何も情報等が開示されておりませんが、令和6年度中にどのような進展があったのかについてお伺いをいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木誠司議員ご質問の賀茂地域の高等学校の再編状況についてということで、進捗状況を主にお尋ねだと思います。

この問題は、私も当初から、地域協議会ということで大変関心を持ってきた事項でございますので、一定の方向性が出たのかなと思っておりますので、その辺も後ほど教育長のほう

からまた説明いたします。

私からは前段として、少しご回答したいと思っております。

県の教育委員会による賀茂地域の県立高校の在り方に係る地域協議会が、これは首長ですとか教育長、PTA、産業界など関係者によりまして令和4年7月から開催をされてきました。協議会設置の趣旨は、県の学校づくり推進計画に基づいて地域の状況変化や課題、問題等を踏まえ、長期計画で示されている県立高校の在り方について、改めて検討を行うということでございます。

これまで、議員がおっしゃるように5回の協議を経まして、令和6年3月の協議会において賀茂地域のグランドデザインが示され、了承をされたところであります。

先ほど申しましたけれども、私は協議会の当初から、強引に進めるのではなく、地域の意見を十分聞いた上で今後の方向性を見いだしてほしいという発言をして、県当局も数々の問題に丁寧に取り組んできたものと思っております。特に賀茂地区の高校進学者の減少によりまして、定員に達しなかったり、また学級数を減らすなど大きな状況変化があります。

そのような中で、高校の再編、特に統合や廃校などの状況が考えられ、特に地元東河地区唯一の稲取高校の存続を望み協議会に出席をして意見を述べてまいりました。その中で、子供たちが行きたくなるような高校を、すなわち魅力を高めることが入学者が増え、存続につながるものと考えを述べてまいりました。

最終的には、入学者が減少する中で思うように定員確保ができない状況でも、地域の学校として今後も存続する方向として県教委が示した内容は、賀茂地域ならではの特色や小規模校のメリットを生かし地域に密着をしたきめ細かい教育を展開し、地域全体のフィールドとして賀茂の子の育成を目指すというもので、具体的には、先ほど議員もおっしゃっておりますが、教育効果を高めるためのリモート授業などを取り入れることが示されました。

今後は、それぞれの高校は当面存続しながら、下田高校を基幹として、松崎高校、稲取高校、南伊豆分校などが連携をしたキャンパス制への移行の方針も示されました。令和6年度にグランドデザインの連携について、各関係と協議を行った上で決定し、令和7年度に公表を目指す予定となっております。

これまでの経緯と今後の詳細については、教育長より答弁させます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私からは、これまでの経緯と今後の詳細について、町長の答弁と重

なる部分ではありますが、説明させていただきます。

静岡県教育委員会では、多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を踏まえた魅力ある学校づくりを推進するため、平成30年度から令和10年度までの11年間を計画期間とするふじのくに魅力ある学校づくり推進計画を策定し、生徒及び社会の多様化するニーズに対して柔軟に対応した取組を推進してきました。

また、近年の静岡県の教育を取り巻く状況変化や課題等を踏まえ、長期計画で示されている県立高等学校の在り方について改めて検討し、令和4年度に基本方針が策定されました。その基本方針の下、賀茂地区の静岡県立高等学校の在り方に係る地域協議会での協議を踏まえ、令和6年3月に賀茂地域のグランドデザインが策定されました。そこで示されました目指す方向は、賀茂地域ならではの特色や小規模校のメリットを生かし、地域に密着したきめ細かい教育を行い、地域全体をフィールドとした学びを展開することにより、将来を担う人材や世界で活躍する人材を育成することとなっています。

また、具体的な将来像として4点が示されました。1つ目、学びの拠点を存置し、かつ学習集団の規模を確保するため4校が連携したキャンパス制への移行、2つ目、下田高校を本校、稲取高校を稲取キャンパス、松崎高校を松崎キャンパス、南伊豆分校を南伊豆キャンパス、3つ目、遠隔配信センターの設置、これはオンライン授業を行うためです。4つ目、各キャンパスにおける市町との連携、施設の複合化、短期的な学びの推進。

今、幾つかキーワードとなる言葉が出てきましたが、キャンパス制とは学校運営においては統一した基本方針の下に既存の複数の校舎を有効活用しながら、一つの学校として機能させるものです。大学におけるキャンパス制に相当します。

キャンパス制のメリットとして、一体的に運営されるので教員の融通や遠隔授業を利用して幅広い授業を設定できるそうです。例えば理科では物理、科学、生物など、地理・歴史・公民では日本史、世界史、地理、倫理、政経、公共などです。

オンライン授業についてですが、平成27年より高等学校の全日制、定時制課程における正規の授業として制度化しています。令和6年度は数学、英語等の習熟度別指導や理科、地歴、公民等の専門性を持った教員等からの指導を実施するため、遠隔授業の配信機能を集中化した遠隔授業配信センターを掛川市の総合センターに開設し、県内に点在する小規模校とネットワーク構築をしているそうです。賀茂地区でも、試行年度として稲取高校、松崎高校において受信機器の整備やセンター配信試行が行われました。

松崎高校に問い合わせたところ、物理の授業においてこの遠隔授業を行ったということで

した。次年度移行の計画立案が行われていると思いますが、令和7年からの配信の本格実施が計画されているようです。

話は戻りまして、各学校におけるグランドデザインの具現化については、各関係と協議を行った上で決定し、令和7年度に公表を目指す予定となっております。

最後になりますが、賀茂地域においては、限られた教育資源を生かし教育の質、機会を維持・向上させることが求められています。教育空白地域の回避とともに集団規模や多様性の確保も重要になります。人口減少の中、地域に愛着を持ち、地域を内外から支える次世代を担う人材育成に向けて教育基盤をどのように整備していくか、地域の大きな課題だと考えています。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今回の町長及び教育長の説明で、この6年度中に各学校に配信授業用のいろんな機器とかがもう配置されているというのが分かりました。この示されましたグランドデザインは今着々進んでいるということで認識をさせていただきます。

この7年度に発表という形になって、それがどのようなになるかというのは、かなり地元の方も待ち望んでいるのではないかとということと、私、この資料を見た中で1点ちょっと危惧したのは、ここに、将来2年連続して入学者が15人を下回った場合は、教育の質の保障等の観点から、原則として募集を停止、これは今の普通の高校にも当てはまる事項だと思うんですけども、例えば今、下田高校を中心とした1つの学校として考えるのか、それともサテライト校単独でも考えるのかというのが、こちらのほうで分からなかったもので、もしその辺が分かれば教えていただきたいと思います。

というのも、やはり少子化が進んでいるこの賀茂地域においては、今の中学生や小学生の子供を見れば、本当にどんどん減っていくのは明白でありまして、もしこのサテライト校においても単独で15人入る人がいなくなったときには廃校になっちゃいますという話になると、いずれ何年後かには、またこの廃校何とかという問題が出てくると思います。今の段階でこういう問題も踏まえまして、賀茂各市町、または河津町から県に対して、ここから先の将来を見据えて廃校とならないような要望や回避策みたいなものの提案だとか、申入れを行っているのかについてお伺いをいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問でございますけれども、特に定員の関係といえます

か、募集定員状況の話だと思います。

議員がおっしゃるように、2年連続15人以下の場合には、原則として募集を停止する方針については、これまでもそうであったように、これからも継続するものと考えております。今回のサテライト制についても同様であると思いますが、その内容については、後ほど教育長より答弁をさせます。

私が思うのには、やはりこれまでもそうだったんですけれども、15人以下が続いた場合には停止をするということが県の原則といたしますか、それが学校を運営する原則ということで強く言われていますので、その方針は多分変わらないのではないのかなと。サテライト制になっても変わらないのではないのかなと思います。後ほど教育長が答弁いたしますけれども。

ですから、サテライト制になっても、やはり定員を確保するための魅力ですとか、そういうつくりが大変重要ではないのかなと思っております。ただ、原則としてということでございますので、議員がおっしゃるように、謙虚な考え方等も含めて、そういう要望は可能かと思っております。

また、県教委と町との関係でございます。これについては少しお話ししますが、この協議会の中でも私も発言をしております、今の県の池上教育長と機会があるごとに直接話はできております。特に申入れという必要もなく、私なりの意見を述べてきました。現実的には、今年の正月にも県庁挨拶行ったときに教育長とも話をさせていただきました。議長も含めてなんですけれども。そんなこともできるような関係になっております。そういう中で、今後の対応をしていきたいなと思っております。

ただ、結果として、今年度は分かると思うんですけれども、現状の募集生徒数などの問題を考えたとき、一朝一夕にはなかなかこちらの思いだけでは解決できないこともありまして、当面の方向としては、十分でないにしても存続の方向で進めることがよかったのかなと思っております。高校がない町として、河津町としては保護者の負担をできるだけ軽くするために、また子供が行きたい学校を選べる機会を増やすためにも交通費の助成を考え、伊豆急線内の通学費用、高校までの電車賃の約半額補助を昨年度から実施をしている、そんなこともあります。

ですから、これからはサテライト校になっても厳しい状況は続くものだと私は考えております。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 議員が疑問に思われている点については、私も疑問に思い、地域の協議会において何度か確認をいたしました。答えとしまして、キャンパス制のサテライト校においても将来、2年連続して入学者が15人を下回った場合は、教育の質の保障等の観点から、原則として募集を停止するということです。このことが県教委のほうから示されました。以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、明確に県教委からの回答ということで、サテライト校であっても15人を2年連続下回ると本当に廃校という形がもうはっきり分かりました。

その中でも、稲取高校の話をさせていただきますと、主となるのがこの河津町、東伊豆町の子供たちが通う学校だと思うんですけども、そうすると、やはり何年か先にはまた廃校をどうするという話になってしまうと思うんですよ。今、町長のほうも県の教育長といろいろお話をしているんなことを要望しているということも分かりました。でも、やはり今後我々が必要なのは、とにかく子供たち対して教育の機会、教育の選択の機会というのを与えるというか、もう用意してやらなきゃならないのが我々大人の役目だとすごく思います。

昨日の同僚議員のほうからも、小学校、中学校の不登校についての質問がありました。その中で、来年度から校内教育支援センターを設置して手厚い支援を行うということをおっしゃられておりまして、そうなりますと、本当に小学校、中学校ではそういう形でもって、これは主に多分、不登校の子ですとか、いろんな理由でなかなか学校へ行けない、通常の授業を受けられない子の支援を行うんですけども、裏を返しますと、中学を卒業したらそこでもう終わりですよと、そういう形にもなるんじゃないかというのはすごく危惧しております。やはり中学からから高校へ行くというのが今の河津町においても、ほぼ全員と言っていいくらいの子がそういう選択をする中で、そういう子たちの進路というものを何か考えてやらなきゃいけないのかなというふうにちょっと私、昨日の同僚の関連質問の後に考えまして、そういうところを何か今の中でもって、町長から県のほうにも言ってくれたかなという形で今回質問したんですが。

これはちょっと提案になるんですけども、例えば静岡県には、今の静岡中央高校という公立の通信制高校があるのはご存じだと思います。この静岡中央高校のサテライト校として稲取高校とかというのは登録なり、そういうことってできないんでしょうかというふうに考えました。先ほどあったように、今、配信センターでもっていろいろと本校の授業をほかの分校とかでもやっているというような形になれば、例えばその静岡中央高校の通信制高校の

教育課程を稲取キャンパスで採用したりとか、そういうことというのは無理なんじゃないかな。

今、通信制高校という形でもって私話をさせてもらいましたが、2024年、日本全国でもって通信制高校で学んでいる高校生というのは29万人という数字が出ております。単純に考えますと、大体1学年100万人ぐらいとして、3学年300万人ぐらいの高校生がいるとすると、本当にもう10人に1人ぐらいは通信制高校で学んでいるというふうな現実が見えていく中で、特に賀茂地域はどうしても通学の問題とかがありまして、高校の選択肢というのが狭められてきた中で、でも今は日本ではこういう形で県立の通信制高校もある、本当に市立の通信制高校なんかかなりそろっておりまして、そういうところを何とか中学から進学するときの選択の場にできないかなんていうふうに考えました。

昨日話がありました校内教育支援センターを利用して手厚い保護をした子供たちで、なかなか中学とかも登校できない子たちが、今度高校に行きたいよ、勉強したいよといっても、なかなか学校に行けないから諦めて就職とかという場合も考えられると思います。そういうときに、例えばで言いますと、この稲取高校、空撮写真とかを見ますと校舎が2つあります。今子供たちが減って、校舎の1つの棟のほうで通常の稲取高校の子供たちの授業をやりながら、もう一つの別棟のほうはほかの静岡中央高校、そういうところの通信制高校のサテライト校としての機能を持ったり、そういう形での運用というのが何となくできるんじゃないかなというふうなのはちょっと今思いました。

こういう形で、県立だけでなく、行く行くは私立の通信制高校のサテライト校というふうになれば一番いいんですけども、そういうことをぜひ我々考えて、この賀茂地域の本当に今でも選択肢が少ない子供たちのために、少しでも選択を増やしてあげるということを我々がやって、これは本当に簡単に町単独ではできないと思うんですけども、先ほど町長のほうから教育長とのつながりもあるという形もありましたので、ぜひ先ほどの地域協議会の場ですとか、何かの教育長や県知事とお会いする場で、このようなモデルとしてできないかなというのを提案をすることというのはできるでしょうか。お願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの正木議員のご質問ですけども、2つの側面があるのかなと思っております。まず、通信教育の学校の話なんですけれども、今いろんな子供たちがいて、学校へ行くだけが学びではないようなこともあるかと思います。そういう子供たちに対しては、やっぱり通信制の高校とか、学習の場は私も大事だと思っておりますし、また、そう

いう学校が増えているというふうな状況を聞いたこともありますので、そういう意味合いの通信制の高校の役割もあるのかなと思っています。

今回の賀茂地区の高校再編の話なんですけれども、私、先ほど後ろ向き話をしましたけれども、今年度からサテライト校としてどのようなことになるか分かりませんが、どちらにしても高校を存続するためには、子供たちがその学校を希望しなきゃダメなものですから、その魅力をいかにつくるかということが大きな課題になってくると思います。

これ県の教育長なんかに聞きますと、やはり賀茂地区については生徒が少ないということがあって、先生方も本当に少ないわけですね。そういう意味では、学習の均等ではありませんけれども、先生が多くいることによって学習の質が上がるということもあるみたいなんです。そういう面では、逆に今回のサテライト制にすることによって掛川の県の教育センターのほうからの授業を受けることによって質が上がるということも考えられるんじゃないのか、そのことによってその高校が魅力的なものになるのかなと。

また、今県が考えている中では、習熟度別のサテライト、そういうのを考えているようです。科目によってなんですけれども、例えば数学だとか英語だとか、子供たちは差がうんとあるわけですね、そういうものをサテライト制を使うことによって専門の先生が習熟度によって授業を行うということもできるんじゃないかと。今までは高校の中だけだったものが全県下的な、専門的な、教育センターを活用することによってそういうことも可能になるんじゃないか、そのことによって高校の子供たちが少ない人数でも質がある程度維持できるのかなと、そんなこともあります。

それから、専門的な教員の需要というのもあります、これは、やっぱり小規模な学校ですと専門教員が少ないわけですね、その中で県の指定、高校あたりでも授業の規定があるようですけれども、サテライトを使うことによって専門的教員の需要ということで、理科だとか地歴公民なんかがこういう形でできるのではないかとということで、このサテライト制を、センター配信型というんですけれども、これを利用することによって県が目指しているということなものですから、私は後ろ向きだけではなくて、この制度をうまく使うことによって子供たちの学びの場がさらに広がって、将来の夢が広がって、高校が存続できればいいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 今、町長からそういう形で前向きの、いかに子供たちのために我々が

学びの場を用意するか、これやっぱりすごく重要なことだと思います。

今、私質問したのは、ぜひ次、教育長ですとか県知事に会ったときに、今言った通信制高校のサテライト校としてできませんかというのを一言ちょっとお口添えをいただいて、もしこれ本当に実現すれば、かなり子供たちにとっても高校選択の幅が広がると思います。また、先ほども言いましたが、小学校、中学校になかなか登校できない子供たちも、もしかしたら通信制高校だったら、ここは行けるんじゃないかと選んで、そういう子供たちへの支援の継続ということになるかもしれないと思います。

今回この質問をするに当たりまして、私もいろいろと高校について、その中でこの通信制高校ということも出てきまして、いろいろ学んでみたんですけども、通信制高校の多くが、今言ったように小学校、中学校で学校へ通えなかった子が選んだりですとか、あとは普通高校を途中でちょっとドロップアウトしてしまったけれども、何とか高校卒業の資格を取って大学へ行きたいというような子がかなり多く通っているというふうに、卒業生の言葉でもありました。

また、そういう子供たちだけでなく、例えばスポーツに打ち込みたいですとか、将来なりたい職業の専門的な基礎知識を学びたい、これは先ほど町長も言っておりましたけれども、そういう専門家の科目を学びたいというところから選んでいる子も数多くいるというふうに掲載されておりました。

これ、私の実績ではないんですけども、私の子供は昔、稲取高校へ行っていてまして、ゴルフ部に所属していたんです、そのときに、静岡県でナンバーワンの優勝するような高校生、その子が今、浜松にありますクラーク記念国際高校という通信制の私立の学校なんです、そちらに通いながらプロゴルファーを目指しているよというふうに聞いて、実際その子の努力もありまして、そこから大学へ行って、今はプロゴルファーとして頑張っている、このような事例もありますので、やはりいろんな選択肢を我々が用意してやって、一番危惧するのは、伊豆の南部に住んでいる、田舎だから進学先が少ないのは当たり前で、さらに子供が減っているから高校が廃校になっていくのは当たり前だということを、何とか我々大人が打破して、こういうのが簡単に来年できるとは思いませんし、3年先、5年先にできるとも思いませんけれども、やはりこの地域に住む我々が声を強く上げていかないと、なかなか先には進んでいかないと思いますので、今後、ぜひ町長には県の教育長や知事に会ったときには、そういう形で通信制高校のサテライト校としてできないかというような要望等を伝えてもらいたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、ふるさと納税の寄附状況についてお伺いいたします。

当初、通告では、令和6年のふるさと納税の寄附額についてお伺いするとしたんですが、昨日の町長の行政報告や、また同僚議員の質問の回答として、最新2月末の数値として、対前年比で約115%、金額で2,000万円強の増となっているとの回答がありました。また、アマゾンのふるさと納税や一休ドットコムに登録を行って、さらなる増加策に取り組んでいるとのことでした。

これは、昨日、町長もおっしゃっていましたが、専任配置されている地域おこし協力隊の頑張りと、あとは本当に返礼品にご協力していただいている町内の事業者皆様の協力があった増加だと思います。誠にありがとうございます。

以上のことから、通告の1番につきましては承知いたしましたので、次の通告2番についてお伺いいたします。

ふるさと納税を獲得するために、今、日本全国の各自治体では様々な工夫を凝らして商品のブラッシュアップ等をさせ、さらなる寄附額アップを図るために、それこそ自治体同士が競争して取り組んでいるとも言えます。

河津町では、令和7年度の寄附額アップを図るため、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。また、新たな返礼品等、今考えているものがあればお伺いをいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） このふるさと納税については、昨日も答弁しておりますので本当に簡単な答弁になるかと思います。

おかげさまで今年度見込みについては、議員がお尋ねのように昨年よりも増えるものと想定しております。そういう面では、関係者の皆さんの協力によってこの事業が少しずつ浸透しているのかなと思います。ただ、町としても、先ほど議員がおっしゃったように、あらゆる仕組みといいますか、いろんな機会を使って改良するべきものは改良していきたいなと思っております。

特に今年度から始めた現地決済制度については、来年も力を入れていきたいなと思っておりますし、この辺も大きく伸びたというような話も聞かれます。

もう一つは、やっぱりふるさと納税制度というのは現地で製造したものが返礼品になるということでございますので、特に製造事業者等の取扱品目の増加ですとか、あるいは観光地ですので観光事業者の協力を得ながら、さらに増やすような努力をしていきたいなと思っております。

おりますし、また、皆さんの協力を仰いでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 今町長おっしゃったように、今年伸びた現地決済制度ですとか、やはりいろんな方に選んでもらえるものを本当に伸ばしていくというのは重要なことだと思いますので、ぜひそういうところを取り組んでもらって、来年の寄附額アップということを図っていただきたいと思います。

また、今いろいろなふるさと納税のサイトを見てみますと、人気となっているのは、今町長が言ったように、肉や海産物など、その地方の特産品、これはもうその地方でしかつくれないようなもの、あとはトイレトペーパーなどの日用品や旅行券などがかなり上位に来ているというのが見受けられます。

河津町は、残念ながら肉などの畜産物ですとか工業製品というのはありませんけれども、今おっしゃったように、自然を生かした、温泉等も生かした、この地の利を生かしたふるさと納税返礼品というのはまだまだあるかと思います。例えば、昨日、同僚議員の一般質問でも河津桜の植樹のほうをどうでしょうかというのがありました。植樹だけではなくて、その植樹をしたときに桜にプレートをつけて名前をつける。私だったら多分孫の名前をつけてやったりとか、そういうこともいいのかなと思ったり、また今年度、この河津町では、わさび田の環境整備体験ですとか、伊勢海老の海老網の漁業体験、こういうものを行いましてかなり好評を得ているというふうに聞いております。

今回、ふるさと納税の品として、今はそれを体験して、取ってうちへ持って帰るという形かもしれませんが、もしこれ宿泊を組み合わせ、取ったらその日のうちに、自分が取った海産物を旅館やホテルで食べられたり、例えばわさびを取れば、そこで自分がすったわさびで刺身を食べられるなんか、そういう体験と宿泊をセットにしたような商品なんかちょっとおもしろいんじゃないかなと思いましたので、7 年度の商品開発、商品発掘というときに参考になるか分かりませんが、ぜひそういう形でもってふるさと納税の寄附額アップということにいろいろ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、3 件目の質問に移ります。

踊り子温泉会館の今後についてお伺いいたします。

2 年前の令和 5 年第 1 回定例会で踊り子温泉会館のリニューアルについて私質問したところ、土地の一部が令和 7 年 3 月までの借用期限となっており、また設備の老朽化の問題もあ

り、今後様々な面を考慮して検討していくとの回答がありました。

現状を見てみますと、今年度、温泉施設の大規模な改修をしたり、また新たに酵素風呂をつくったりと、本当に設備をよくして今運営していることから、この3月までの契約も延長をされて、今後も踊り子温泉会館は町の観光施設として運営していくものと思われませんが、町として今後どのような形で、どのような位置づけとして運営をしていくのか、方針や方向性があれば伺いたいします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3問目の踊り子温泉会館の今後についてということでお答えします。

踊り子温泉会館の借地の問題等につきましては、温泉の給湯事業と温泉会館などの今後の構成については、現在、町の内部で検討をしております。

詳細については、この後、副町長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうから、町長のほうから町内部で検討しているということでございますので、その詳細について説明をさせていただきます。

温泉会館は平成5年7月にオープンしまして30年余が経過しまして、老朽化も目立ってきているのが現状であります。こうした状況を踏まえまして、町としても温泉会館をどのようにしていくかということが課題となっておりますので、令和4年度から私と関係各課の課長等で検討会を開催しまして、方針等を検討してまいりました。それをもって町長と最終方針を決定しまして、温泉会館管理運営委員会に諮って方向を決めてきたところでございます。

温泉会館の用地の貸借期間につきましては、議員の質問にもあったとおり、今月末、令和7年3月末ということになっております。

温泉給湯事業の第2次給湯の期限が令和13年3月末となっております。温泉会館は町の温泉給湯事業と密接な関係があると考えておりますので、温泉会館の地権者様には第2次給湯事業に合わせて終了するというような方向でご理解を得ておりまして、今のところ給湯事業の終了までは温泉会館運営委員会で方針を決定していただいたとおり、現在の施設を維持、継続していくという方向でおります。

その後につきましては、温泉給湯事業の第3次計画を令和8年度には取りまとめていきたいということで考えておりますので、その中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 今の回答で、令和13年3月までは今の運営で確定していると、その後につきましては今後の検討という認識でよろしいですね。はい。

この温泉会館、本当に利用している人も多いですし、桜まつり期間中、私は週に3回ぐらい通っているヘビーユーザーなんですけれども、本当に人が多くて、最近特に話をしますと宿泊の形態もかなり違ってきまして、キャンピングカーで来て道の駅に止めて、その中で寝ているような人ですとか、あとは民泊で来ている方、やはり民泊ですとなかなか温泉がないもので、せっかく伊豆に来たんだから温泉に入りに来たという方も多く見受けられました。ぜひ第3次の給湯計画においても、今後の継続というものが図られるようにお願いしたいと思います。

この温泉会館につきましては、新たな客層の呼び込みを図るため、令和6年10月から女性フロアに酵素風呂が新設されました。今、約半年が経過したんですけれども、この温泉会館はどうしても観光地の施設ということで、時期によって利用者の多い、少ないというものがあると思われます。年末年始や桜まつりの観光シーズンのハイシーズン、それ以外の閑散期を経て、今半年たっているんですけれども、この新しくつくった酵素風呂の利用状況は順調であるのか、また、今言いましたように、令和13年まで決まっているという中で、長期にわたって現在運営している民間企業さんのほうが運営が問題なく継続されていくのかについて1点。

あと、今現在、利用者の意見等を聞く仕組みというのがあまりないような気がします。というのも、先ほど言ったように私週に3回ぐらい通っているんですけれども、その中で顔見知りになった方とか、町民の方、近隣から来ている方とも話をして、女性なんかからいろいろ意見を聞きまして、例えば酵素風呂ができたもので脱衣所が狭くなって、曜日や時間帯によってすごい着替えが不便になってしまったよというような声があったり、また、洗面台の数も少なく、ドライヤーも3台しかないため、混雑時に髪の毛を乾かすことができなくて、脱衣所で待っているだけでも本当に髪の毛が濡れたままで長い時間待たなきゃならなくて、もうちょっと我慢できなくて、そのまま帰って家で乾かしているよと。そういう不便さの意見について聞いております。

今後も長期にわたり温泉会館は、令和13年まであと6年ありますが、やはり利用者や町民の貴重な声、意見を聞いて、不便を解消していくということが非常に重要じゃないかと思

ます。そして快適でリラックスできる施設、空間をつくっていくことが重要かと思います。

それにあわせて、今後、町としてどのように利用者の声を聞いて改善につなげていくのか。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木議員の運営について、利用者ですとか町民の意見の反映についてのお尋ねだと思いますので、お答えします。

前問で答えたとおり、今後の方針については内部で検討している段階でございますので、方向が決まった段階で検討組織などを立ち上げて、議会も含め町民の意見についても参考にしていきたいと思っております。

また、現状の改善点についても、ご意見があれば現場等の意向も踏まえて、改善できるところは考えていきたいと思っております。

お尋ねのように、今年度から観光協会による新たな活用事業が展開されており、議員がお尋ねの点も含めまして担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、私からは、去年10月にオープンしました酵素風呂等の実績について説明させていただきたいと思います。

昨年10月にオープンしました当事業でございますが、1月末日までの利用者数でございますが、酵素温浴につきましては270人、ヘッドスパ等のリラクゼーションサロンにつきましては183人、美食カフェにつきましては349人の利用がございました。

議員の指摘いただいた事項でございますが、今回改修して事業を行ったスペースにつきましてはリラク্সルームという場所ございまして、そこに置いてありましたチャイルドシートにつきましては脱衣所のほうに移動をさせていただきましたが、脱衣所については改修は行っていないということで、洗面台の数も減っていないというのが私たちの認識でございます。

先ほど町長が答弁しましたとおり、給湯事業終了時以降の計画が決まっていないということですので、大規模な改修等につきましてはの予定は現時点ではございません。酵素風呂の利用者も増えているということから、ご不便をおかけする点はあろうかと思っておりますけれども、温泉会館自体の利用者数も増えてきているということで、効果は徐々に出てきていると思

ますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 酵素風呂が順調に、本当に酵素風呂だけではなくて、ヘッドスパですとか食事ですとか、以前から食事の問題等もありまして、そういうところが入ったのはすごくよかったなと感じています。

今、課長のほうからリラクゼーションルームとして使ったところが今の酵素風呂になっているので、そんなに不便はないだろうという形なんですけど、実際やっぱりそういうところが、私今回言いたかったのは、利用している人からすると、今までリラクゼーションルームだったけれども、ロッカーが置いてあったんですね、実は。だって、もともと私使っていたので分かりますから。女性リラクゼーションルームにあったそのロッカーを男性のほうに移して、男性側のほうがロッカー増えているんですよ。そうすると、女性から結構多いのが、今までリラクゼーションルームであっても、例えばこっちの更衣室が混んでいれば、そちらのほうへ着替えを持って行って着替えたりして、結構広く使えたのが、感覚的に、本当に以前に比べて3分の2くらいの広さになって、人も多くなると、本当に着替えも大変だよという意見をすごく聞いております。これ、もしあれでしたら、直接利用する方にぜひ聞いてもらいたいと思うんです。

また、先ほどありましたように髪を乾かす、洗面台が4台あるのにドライヤーは3台しかないらしいですよ。小さいことなんですけれども、我々男のほうは4台で、ドライヤー2台しかないんですけど、男は髪は毛短いもんで、ばあってやっちゃえば乾いちやんですけれども、女性は長い髪の方とかいいますと、1人でそれこそ20分とか、長い時間ずっとドライヤーを使っていて、後から来た人は本当は使いたいんですけども、後ろで待っているんですけども、前の人が終わらないから、仕方なくもう帰っているというふうに聞いております。先ほど大規模な改修は難しいという形があったんですけども、ドライヤーをぜひ3台から4台へ増やすことはできますでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） そういった現場での意見も上がってくれば、こちらのほうで対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。また、現場のほうからも意見等がちょっと上がってきていないものですから、認識不足のところがあったかもしれませんが、そういった意見がございましたら、対応できるところは対応していきたいと

思います。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） ありがとうございます。

なかなか利用者の方もそういう不便なところを、あそこへ勤めている従業員の方に言うと、何かクレーム言っているんじゃないかと思われて、ちょっと嫌な気がするのと、なかなか言えないというのものもあるそうです。今、私こういう形でもって町のほうにお伝えしましたので、こういう意見があるということを認識してもらって、早速、次に行ったときには、私から従業員さんのほうに、こういう意見がありますよということを上げてくださいということをお願いしますので、本当にドライヤーを1台増やすだけでもかなり便利になると思いますので、そういう対応をよろしく願いいたします。

今回は、本当に女性目線という形で新たに酵素風呂をつくって、入場人員も増えているということをお聞きして、安心しているんですが、今後、利用者の意見、また女性目線の意見というのはすごく重要だと私も考えております。皆さん、三島スカイウォークというのもご存じだと思いますけれども、この三島スカイウォークを造るに当たってどこに一番を力を入れたかというのを知っている方は少ないと思います。これ実はホームページにも掲載されているんですけれども、三島スカイウォークのトイレって2億円かけたトイレだそうです。

2015年当時、総工費35億とか40億の中でかなりの額をトイレにかけているという形で言われまして、私たまたまその営業の方と知り合いでしたもので、ぜひ来てくださいと。渡って行って帰ってきたらトイレ使ってくださいと言われたんですよ、本当に我々のトイレは日本一のトイレだと自負していますという形でもって言われました。それが約10年前ですね。

そのときに、2億のうちの8割、9割は女性トイレに使って、男子トイレは1割ぐらいだけれども、それでも大したものでしょうと言われて、本当に男子トイレのほうもかなり広さや色調が落ち着いているのにびっくりしたのを今でも覚えております。数で言いますと、男性用が小が16、個室10に対して、女性用が個室が32という形になって、本当はかなり女性が便利に使えるように特化したようなトイレを造った。これ本当に女性目線で造られたトイレとして当時かなり話題になったのを覚えております。

それから今10年たちまして、このトイレの重要さというのは、いろいろ日本国内でも認識されまして、高速道路のサービスエリアであるとか、あとは都市部の主要駅のトイレなんかも本当に女性目線とか、清潔さ、使いやすさ、こういうものを全面的に考えたトイレというのがどんどん、どんどんできているのが今の日本の観光施設だと思います。これはインバウ

ンドの方にも広く知られており、本当に日本のトイレは清潔だと。これで高評を受けて、日本へ行ってみたい、トイレを見てみたいという方も増えてきているというのも実情だと思います。

河津町にもバガテル公園や温泉会館、大噴湯公園など、観光の目玉となる施設が存在しております。女性目線で今回、温泉会館に酵素風呂も新設されました。でも、先ほど言ったように、一方でもって狭くなり、使いづらくなったというような意見等も出ております。河津桜まつりにおいても同様で、毎年のようにやはりトイレの問題が挙がっております。清潔さも足りないというふうに聞いてもおります。ぜひ訪れた観光客の皆さんや利用者の皆さんの声を聞いて改善に取り組んで、20年後、30年後も選ばれる持続性のある観光のまち河津町であり、河津桜まつりというものを目指して、今後も町、役場、議員一体となって取り組んでいければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午後 零時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、10番、宮崎啓次議員より早退するとの連絡がございました。ご報告を申し上げます。

---

#### ◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第 2、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住所、河津町湯ヶ野192番地の4。

氏名、高崎美智代。

昭和35年8月2日生まれ。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

高崎氏は64歳で現在1期目であります。大変精力的に人権擁護委員活動を行っており、引き続き委員をお願いするものであります。

なお、2期目の任期は令和7年7月1日より令和10年6月30日までの3か年です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦について適任とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦について適任とすることに決定いたしました。

---

◎同意第1号～同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、同意第1号から日程第13、同意第11号までの都合11件は、河津町農業委員会の委員の任命についてでありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なき模様です。

一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命について。

以下同意第1号から同意第11号の河津町農業委員会の委員の任命については、担当課長より一括の説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

ちょっと、産業振興課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら着座でご説明ください。

○産業振興課長（稲葉吉一君） ありがとうございます。

それでは、私からは同意第1号から同意第11号まで説明をさせていただきます。

まず、初めに定例会資料1ページをご覧いただきたいと思います。

河津町農業委員会の委員の任命についての説明が第1ページに記載してございます。

2ページ目には法律及び施行規則の抜粋を添付してございます。

農業委員会等に関する法律では、農業委員会の任命につきまして議会の同意を求めるものとされておりまして、委員の過半数を認定農業者等が占めること、また、認定農業者が少ない場合の緩和措置等が記載されております。ご覧いただければと思います。

その条件を満たすよう候補者を選定しておりますので、ご了承いただければと思います。

それでは、同意第1号へお戻りいただきたいと思います。

同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命について。

下記の者を河津町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和

26年法律第88号) 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町沢田286番地の1。

氏名、正木武。

昭和43年10月6日生まれ。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

本同意案件につきましては、河津町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

正木武氏につきましては、沢田区からの推薦をいただいております。推薦理由は、水利組合の役員であり、地域事情に通じており、農業委員に適任であるとのことでございます。

以下、同意第2号から同意第11号までは住所、氏名、生年月日、推薦理由のみを説明させていただきます。

同意第2号。

住所、河津町峰63番地。

氏名、正木敏弘。

昭和31年1月30日生まれ。

正木敏弘氏につきましては、上峰区からの推薦をいただいております。推薦理由は、以前に農業協同組合に勤務していた経緯があり、地区から農業の知識が豊富であり、適任であるとのことでございます。

同意第3号。

住所、河津町谷津153番地の1。

氏名、渡辺寿夫。

昭和30年2月1日生まれ。

渡辺氏につきましては、谷津区からの推薦をいただいております。推薦理由は、地域の役員を歴任し、地域事情に通じており、農業委員に適任であるとのことでございます。

同意第4号。

住所、河津町見高400番地。

氏名、萩原久夫。

昭和35年1月27日生まれ。

萩原氏につきましては、見高浜区からの推薦をいただいております。推薦理由は、ワサビ苗栽培などを行っており、農業に関する見識を有しており、区の役員を歴任し、地域の事情に詳しく、農業委員として適任であるとのことことです。

同意第 5 号。

住所、河津町谷津318番地。

氏名、飯田隆一。

昭和47年12月 4 日生まれ。

飯田氏につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項において、利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならないとされており、司法書士として専門的知識を有しており、今期に引き続き 2 期目の委員をお願いするものでございます。

同意第 6 号。

住所、河津町川津筏場756番地の 3。

氏名、平川辰彦。

昭和38年11月 5 日生まれ。

平川氏につきましては、農業経営振興会からの推薦をいただいております。推薦理由は、ワサビ栽培を長年行っており、また、地域においても区の役員を歴任し、地域の状況に詳しく適任であるとのことことです。

同意第 7 号。

住所、河津町梨本332番地。

氏名、稲葉二郎。

昭和24年10月 8 日生まれ。

稲葉氏につきましては、梨本区からの推薦をいただいております。推薦理由は、地域の役員を歴任し、地域事情に通じており、農業委員に適任であるとのことでございます。

同意第 8 号。

住所、河津町峰681番地の 6。

氏名、村木貞一。

昭和27年 7 月14日生まれ。

村木氏につきましては、農業協同組合からの推薦をいただいております。長年農業協同組合に勤務され、1 期 3 年農業委員、そのうち 2 期 6 年にわたり農業委員会委員長として河津町の農業に対し尽力をいただいております。適任であります。

同意第9号。

住所、河津町川津筏場728番地。

氏名、土屋茂。

昭和25年7月17日生まれ。

土屋氏につきましては、上佐ケ野区から推薦をいただいております。推薦理由は、長年官公庁等にて農地関係にも従事、現在は認定農業者として果樹、米栽培を行っており、農業に精通しており適任であるとのこと。

同意第10号。

住所、河津町見高2255番地の51。

氏名、土屋常平。

昭和26年6月12日生まれ。

土屋氏につきましては、農業経営振興会からの推薦をいただいております。前回の改選から農業委員をお願いしたところ、推薦理由は、長年官公庁等にて農地関係にも従事、現在は認定農業者としてかんきつ栽培を行っており、地域でも区長などを歴任、農業に精通しており適任であるとのこと。

同意第11号。

住所、河津町沢田256番地。

氏名、後藤美南子。

昭和34年10月14日生まれ。

後藤氏につきましては、一般公募からの応募でございます。現在は2期6年にわたり農業委員をお願いしたところ、農業経験を生かし、引き続き女性農業委員として町の農業振興に期待され適任であります。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑につきましては、一括で行います。同意番号を言ってからお願いをいたします。

なお、討論と採決は議案ごとに行います。

まず、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上をもって、質疑を終了します。

これより討論に入ります。

同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第3号 河津町農業委員会の委員の任命について討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第3号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第4号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第4号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第5号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第5号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第6号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第6号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第8号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第8号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第9号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第9号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第10号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第10号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第11号 河津町農業委員会の委員の任命について討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより同意第11号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第14、議案第10号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第10号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年河津町条例第10号）及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第10号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

育児休業、それから、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例等の条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、定例会資料3ページのほうをお願いをしたいと思います。

定例会資料の内容でございます。2の概要といったところをご覧いただきたいと思います。

改正の概要でございますが、超過勤務を制限する職員の範囲を見直しを行うものでございます。

対象となる職員の範囲を「3歳に満たない子のある職員」から、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大するものでございます。それから、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化でございます。

1点目としまして、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度の個別の周知、意向確認を行うものです。

2点目としまして、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供を行うも

のです。

3 番目としまして、職場環境の整備を行うものでございます。

次の 4 ページから 7 ページまでに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案にお戻りいただき、2 ページ目をご覧くださいと思います。

附則です。

施行期日第 1 項。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

経過措置。

第 2 項。この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学前の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても規則に定めるところにより、当該請求を行うことができる。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第 10 号 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第15、議案第11号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第11号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第11号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、並びに同法を実施するため」を削る。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

なお、定例会資料7ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第11号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第16、議案第12号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第12号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第12号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正により、令和7年4月から地域手当が支給されることになったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料8ページをお願いをしたいと思います。

議案第12号関係の資料でございます。

2の改正の概要といったところでございます。

地域手当につきましては、これまで河津町は支給対象地ではなかったため支給されていなかったが、支給区分が都道府県単位となり、静岡県が4%の支給地となったため、河津町職員の給与に関する条例に準じて新たに支給するものでございます。

激変緩和措置により2年間の段階的に実施するため、令和7年度は2%の支給を行います。

なお、地域手当につきましては勤務時間当たり給与額、期末勤勉手当の算定基礎額の計算に参入されるものでございます。

次の9ページから11ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただ

ればと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第12号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第17、議案第13号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第13号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年河津町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第13号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部改正による公営費用の単価の改定に伴い、条例の公営費用の単価を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料12ページをお願いをしたいと思います。

議案第13号の関係資料でございます。

2の改正の理由といったところから説明をさせていただきます。

河津町では令和2年12月に河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び同規定を制定しましたが、令和4年4月6日に公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が一部改正され、公営費用の単価が改正されたことから今回改正をさせていただきます。

改正の概要でございます。

まず、選挙運動用の自動車の借上げでございます。

一般旅客運送事業者との契約につきましては、これまで2万3,360円から6万4,500円に、これは、ハイヤー、タクシーの借上げといったものでございます。

それから、その他の契約としまして自動車の借入契約、こちらがこれまでが1万5,800円だったものが1万6,100円、燃料の供給契約につきましては、1日7,560円から7,700円。それから、新たに運転手の雇用契約といったものが加わり、それについては日額1万2,500円となります。

それから、選挙運動用のポスターの作成でございますが、これまでは900円掛けるポスターの掲示場数でしたが、単価の決め方、それから、単価掛けるポスターの掲示場数となります。今後予想される36か所の掲示場数で考えますと、1枚当たりの単価が9,326円ということになります。

それから、選挙運動用のビラでございます。これまで1枚当たり7円51銭だったものが、7円73銭となります。

なお、ビラにつきましては作成枚数の上限は特に変更はございません。

これはあくまで上限金額でございますので、これ以下の費用を公費負担とすることとなります。

次の13ページから15ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

下側の附則でございます。

施行期日第1項。この条例は公布の日から施行する。

適用区分第2項。この条例はこの条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ポスターの部分なんですけれども、これまで900円だったポスター単価が900円だったものがポスターの掲示、場所の数だけの分が公費で負担されるということなんですけれども、今回計算すると1枚当たりが900円のが9,362円ということで10倍になっているんですけれども、これって、間違いじゃなくてそのような計算になるわけですか。ちょっと確認です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 単価の決め方といったものが示されておりまして、ここにも計算式が書いてございますが、単価の決め方については541円31銭掛けるポスターの掲示場数に31万6,250円といったものが加わります。ですので、この金額はそれから割ることの掲示場の数といった形になりますので、この、さっき言ったとおり1か所当たりについては9,326円といった計算になります。

○議長（渡邊 弘君） よろしいですか。

よろしいですか。

その他質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑ない模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第13号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第18、議案第14号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第14号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年河津町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） それでは、議案第14号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料で説明させていただきます。定例会資料の16ページをお開きください。

1の改正の理由です。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例を改正するものです。

改正の概要です。

番号利用法の第2条各項（第1項から15項）は定義規定となっており、第8項の新設に伴い項ずれが生じたため、条例における当該箇所を修正するものです。

17ページに新旧対照をつけてありますので、参考にいただければと思います。

議案にお戻りください。

附則です。

附則。この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第14号 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第19、議案第15号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第15号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

て。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 議案第15号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由は、河津町国民健康保険財政の安定的運営に向け、税率の見直しを行うものでございます。

税率は静岡県国民健康保険運営方針で示されている保険料水準の統一に向けて、県が算定する標準保険料税率へ近づけるものとして、河津町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料でご説明させていただきます。定例会資料の18ページをお開きください。

河津町における国民健康保険の状況からです。

まず、国民健康保険では平成30年度から県が各市町の所得水準や医療費水準に応じた事業費納付金及び標準保険料税率の額を決定し、各市町が標準保険料税率を参考に保険料税率を定めることとされております。

河津町の国民健康保険会計は制度開始翌年度の令和元年度以降、単年度収支がマイナスとなっており、このままでは基金を取り崩しながら非常に厳しい財政状況が想定されております。また、町の人口減少と同様に被保険者数も年々減少し、特にこの5年以内に後期高齢者医療保険へ移行する現在70歳から74歳の被保険者数が全体の30%以上を占めており、数年中にさらに大幅に減少することが分かっております。

このため、国民健康保険財政を安定的に運営するため税率の見直しを行うこととするものです。

税率の改定の内容です。

税率は静岡県国民健康保険運営方針で示されている保険料水準の統一に向けて県が算定している標準保険料税率に近づけていくことを基本としておりますが、これに沿って引上げをそのまま行くと現行の税率から大幅な引上げになります。このことから、被保険者の急激な負担増とならないように考慮し、標準保険料税率と現行の税率との差の5分の1を目安に調整した税率改正としました。

表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっております。

医療費分として所得割、均等割、平等割、後期高齢者支援金分として均等割、介護納付金が所得割、均等割の税率をそれぞれ改定します。

2、その他として字句、条番号等の整理を行うものでございます。

以上の改正については、河津町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当であるとの答申をいただいております。

次ページ以降に新旧対照をお示ししてございますので、ご参照ください。

議案に戻っていただきまして、附則をお開きください。

附則。

施行期日第1項。この条例は令和7年4月1日から施行する。

適用区分第2項。この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） この改正について、町民への周知方法について教えてください。

○議長（渡邊 弘君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 今回の議会が終わりましたら、広報4月号からPRを始めていく予定です。

以上です。

○1番（正木誠司君） 承知いたしました。

○議長（渡邊 弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第15号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第20、議案第16号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第16号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団員等公務災害補償条例（平成8年河津町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 議案第16号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由です。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をするためでございます。

次ページをお願いします。

条例第 号。

河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料の26ページをお願いします。

まず、1の改正の経緯でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から適用されることにより、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員及び消防作業従事者の損害補償に係る補償基礎額の改定及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の概要です。

(1)の補償基礎額の改定ということで、表をご覧ください。階級、あと勤務年数ごとの表となっております、金額が新旧で記載してございます。大体300円から600円の増額となっております。

下の米印2つ目ですが、補償基礎額の改定は一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、公安職俸給表が改定され、所定の補償基礎額が示されております。

次の(2)扶養に係る補償基礎額の加算額の改定ということで、扶養に係る補償基礎額の各要件における加算額を以下のとおり改定するということで、第1号、第2号、第3号から6号ということで金額が改定されます。こちらについても給与表の改定に伴う扶養手当に準じて所要額を改定するものでございます。

すみません、議案に戻ってください。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） すみません、こちらの定例会資料のほうの1 番、改正の経緯の中に消防作業従事者という言葉が出てくる。こちら、河津町におけるこの消防作業従事者というものの定義があれば、お教えてください。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 消防作業従事者というのは、町内で、うちの町の場合ですと、何だっけ、あれ、何ていうんだっけ。

〔「自主防」と言う人あり〕

○防災課長（村串信二君） 自主防、自主防消防隊、そちらがまず、該当になります。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） すみません、承知いたしました。

それでは、各区の自主防の消防隊員として登録されている方というような定義ということで認識させていただきます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第16号 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第21、議案第17号 河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第17号 河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和34年河津町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、議案第17号 河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由です。

消防団員等公務損害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするためでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料29ページをお願いします。

まず、1の改正の経緯でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から適用されることにより、消防団員等公務損害補償等責任共済等に関する法律

施行令で定める消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の概要ということで、別表をつけてございますが、階級、勤続年数ごとの表となっております。勤続年数については5年刻みとなっております、今までは30年以上というところまででしたが、今回35年以上という部分が追加されております。

次ページに新旧対照表が添付してございますので、参考としてください。

議案にお戻りください。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第17号 河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第22、議案第18号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第18号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団員の報酬等に関する条例（昭和44年河津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 議案第18号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由です。

河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で定める非常勤特別職の報酬額の改定に併せ、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。

条例第 号。

河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料31ページをお願いします。

1、改正の経緯です。

提案理由と同じでございますが、河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で定める非常勤特別職の報酬額が令和7年4月1日から改定されることに併せ、所要の改正を行うということです。

2の改正の概要です。

この消防団の団員の会議手当及び夜間会議手当について、この新旧のとおり金額を改正するものでございます。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、参考としてください。

議案に戻ってください。

附則です。この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって、討論を終結します。

これより議案第18号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩といたします。

よろしくお願いします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第23、議案第19号 令和6年度ガバメントクラウド接続用機器購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第19号 令和6年度ガバメントクラウド接続用機器購入契約について、以下担当課長より詳細は説明いたします。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） それでは、議案第19号について説明させていただきます。

本案は、機器購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第19号 令和6年度ガバメントクラウド接続用機器購入契約について。

令和6年度ガバメントクラウド接続用機器購入について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的、令和6年度ガバメントクラウド接続用機器購入。
- 2、契約の方法、随意契約。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。
- 3、契約金額、1,631万4,870円。
- 4、契約の相手方、栃木県宇都宮市鶴田町1758番地、株式会社TKC、代表取締役社長飯塚真規。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

機器購入については、町基幹系システムの標準化に伴い、ガバメントクラウド移行に向け自庁側の接続用機器、サーバーやネットワーク機器でございますの購入を行うものです。本物品の契約に伴い、2月10日に仮契約を締結しております。納期につきましては、令和7年

3月31日を予定しております。

説明は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和6年度ガバメントクラウド接続用機器購入契約についてを採決  
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第24、議案第20号 河津町指定金融機関の指定についてを議題と  
します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第20号 河津町指定金融機関の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）

第168条第2項の規定により、令和7年7月1日から令和9年6月30日まで、三島信用金庫を河津町指定金融機関として指定する。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（渡辺音哉君） それでは、議案第20号 河津町指定金融機関の指定についてをご説明させていただきます。

まず、提案理由です。現在の指定金融機関との契約が令和7年6月30日に満了することに伴い、町内に支店を置く3金融機関に次期指定金融機関への意向、条件の確認をした結果、三島信用金庫が唯一受託することができることから、引き続き次の指定金融機関として指定するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第20号 河津町指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 2 1 号及び議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第25、議案第21号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について、日程第26、議案第22号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について、以上2件は指定管理者の指定についてでありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号及び議案第22号の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第21号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について、議案第22号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について、以上2議案は一括で担当課長より説明いたします。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第21号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について、議案第22号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

まず、議案第21号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について。

峰温泉大噴湯公園の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、峰温泉大噴湯公園。

指定管理者所在地、河津町峰495番地、名称、下峰区。

指定期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いをいたします。

議案第22号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について。

見高地区地域振興施設の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、見高地区地域振興施設。

指定管理者所在地、河津町見高358番地の2、名称、見高地区地域振興施設舟戸の番屋運営組合。

指定期間、令和7年4月1日から令和9年3月31日。

提案理由でございます。

峰温泉大噴湯公園、見高地区地域振興施設の両施設は、指定管理期限が令和7年3月末をもって期限を迎えるもので、その更新を行うものでございます。

この指定管理につきましては、町指定管理者選定委員会を開催して、協議の結果、指定管理を担う意思が双方とも確認されましたので、公募によらないで指定管理者として指定管理をお願いすることとしたものでございます。今回の指定管理者の指定に関しましては、指定管理者選定委員会を1月14日、2月10日に開催をいたしまして、事業実績等を精査した結果、上程をさせていただくという結論に達したものでございます。

また、事業実績や指定管理者の意向により、指定期間にあつては、峰温泉大噴湯公園は3年間、見高地区地域振興施設については2年間として上程をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑につきましては、一括で行います。議案番号を言ってからお願いをいたします。なお、討論と採決は議案ごとに行います。

まず、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

議案第21号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について、討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について、討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩を解き再開いたします。

ただいま私のほうで議案について読み間違いがございましたので、訂正をいたします。

これより、議案第22号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第27、議案第23号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第23号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合理約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第23号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

組合の構成団体である「西豆衛生プラント組合」が、令和7年4月1日から名称を「西豆広域行政組合」に変更することに伴い、組合理約の一部を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約。

静岡縣市町総合事務組合理約（平成18年市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「西豆衛生プラント組合」を「西豆広域行政組合」に改める。

附則。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

定例会資料33、34ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第23号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第28、議案第24号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第24号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第11号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ612万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,229万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

総務課長に申し添えますが、説明が長くなるようでしたら着席して説明をしてください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第24号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第11号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

年度末における事業費の確定見込み等による歳出の追加及び変更、それに伴う財源の変更、また、一部の事業を翌年度に繰り越して事業を実施するための繰越明許費を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

10款地方交付税1億9,575万7,000円1項地方交付税、同額でございます。

14款国庫支出金4,051万4,000円1項国庫負担金△950万円、2項国庫補助金5,170万8,000円、3項委託金△169万4,000円。

15款県支出金△1,122万1,000円1項県負担金△575万円、2項県補助金△347万3,000円、3項委託金△199万8,000円。

17款寄附金85万3,000円1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金△2億1,869万3,000円2項基金繰入金、同額でございます。

20款諸収入56万3,000円 4項雑入、同額でございます。

21款町債△1,390万円 1項町債、同額でございます。

歳入合計△612万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費5,000円 1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費△4,447万3,000円 1 項総務管理費△4,065万9,000円、2 項徴税費33万4,000円、  
3 項戸籍住民基本台帳費△45万6,000円、4 項選挙費△369万2,000円。

3 款民生費1,722万円 1 項社会福祉費1,492万円、2 項児童福祉費230万円。

4 款衛生費△60万1,000円 1 項保健衛生費△82万1,000円、2 項清掃費22万円。

5 款農林水産業費△535万8,000円 1 項農業費、同額でございます。

6 款商工費2,396万1,000円 1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費△497万3,000円 2 項道路橋梁費、同額でございます。

8 款消防費582万円 1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費227万2,000円 1 項教育総務費△11万9,000円、2 項小学校費95万9,000円、6 項  
保健体育費143万2,000円。

歳出合計△612万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名の順に述べさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費、住基ネットハードウェア更新事業1,071万9,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、低所得世帯支援給付事業3,282万9,000円。

6 款商工費 1 項商工費、物価高騰対応重点支援事業3,510万円、七滝駐車場公衆トイレ解  
体・外構改修事業1,499万円。

9 款教育費 1 項教育総務費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,467万8,000円。

合計 1 億831万6,000円。

こちらにあっては、住基ネットの関係につきましては、ガバメントクラウド全体の実施により全国的なボリュームが増えたことにより、翌年度に繰り越し実施をするものでございます。

また、低所得世帯の支援給付、それと物価高騰対応重点支援事業につきましては、物価高騰対応重点支援の地方創生臨時交付金を活用して事業を実施するものでございます。

七滝の駐車場公衆トイレの解体・外構改修事業につきましては、七滝駐車場公衆トイレの整備工事の工期延長になったことにより繰り越し、実施をするものでございます。

教育費の情報通信ネットワーク環境整備事業につきましては、こちら2回の入札を試みましたが不調となり、工期等の見直しを行い事業実施をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明をさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

保健福祉防災センター改修事業（緊急防災・減災事業債）、150万円、120万円。

救急医療対策事業（過疎対策事業債）、550万円、450万円。

観光駐車場整備事業（過疎対策事業債）、4,000万円、2,920万円。

道路維持事業（過疎対策事業債）、420万円、300万円。

道路新設改良事業（過疎対策事業債）、700万円、660万円。

小学校グラウンド修繕事業（過疎対策事業債）、810万円、790万円。

これらにつきましては、事業費の確定見込みにより地方債の限度額を減額させてもらうものでございます。

次の5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

7ページのほうをお願いをしたいと思います。

それでは、ここから着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、主要内容について説明をさせていただきます。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1億9,575万7,000円。こちらは普通地方交付税の追加交付によるものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金△950万円。障害者自立支援給付費の負担金でございます。

2項国庫補助金5目総務費国庫補助金5,170万8,000円。こちらにあつては、社会保障・税

番号制度個人番号カード交付事務費の補助金△の45万6,000円、こちらは振り仮名通知の出力機器システムの改修の契約に伴い減額をするものでございます。それから、下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、令和6年度に実施をしました新たな住民税非課税世帯臨時交付金、それから定額減税の補足調整給付金は減額とし、新たに推奨メニューとして給付金プレミアム商品券事業、それから低所得世帯への支援給付金として増額をするものでございます。合計としますと5,216万4,000円の追加となります。

3項委託金1目総務費委託金△169万4,000円。こちらにあつては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の委託金でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金△575万円。重度心身障害者の医療費の負担金△の100万円、それから障害者自立支援給付費の負担金△の475万円です。事業の確定等に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2項県補助金1目総務費県補助金△645万円、移住就業支援事業補助金。それから2目民生費県補助金25万6,000円、成年後見推進事業費の補助金。4目農林水産業費県補助金225万円、こちらは農業の次世代人材投資事業費の補助金。7目県営事業軽減交付金47万1,000円、県営事業の交付金です。これらは、県補助金の実績見込みによるものでございます。

3項委託金1目総務費委託金△199万8,000円、こちらは県知事選挙の委託金でございます。事業費確定による減額でございます。

17款寄附金1項寄附金2目商工費寄附金85万3,000円、さくら振興の寄附金でございます。キリンビールよりさくらの保全活用等に対する寄附でございます。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金△2億1,869万3,000円、財政調整基金を△1億8,400万4,000円。公共施設整備の基金繰入金を△の3,468万9,000円。公共施設のほうについては事業費の確定によるもの、それから財政調整基金にあつては財源調整をするものでございます。

20款諸収入4項雑入1目雑入56万3,000円。公益財団法人静岡県市町振興協会の交付金、こちらは事業費の確定によるものでございます。△の17万5,000円。それから防犯灯の電気料等地元負担金、こちら地元の負担金でございます。25万円でございます。

次のページをお願いいたします。

賀茂地区指導主事共同設置負担金返還金48万8,000円。令和5年度の精算に伴うものでございます。

21款町債 1 項町債 1 目総務債△30万円、2 目衛生債△100万円、4 目商工債△1,080万円、5 目土木債△160万円、7 目教育債△20万円。こちらにあつては、事業費の確定に伴い起債の借入額を変更するものでございます。

計△の1,390万円。

次のページをお願いをいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費5,000円。こちらにあつては、議会議員の正副議長、それから各常任委員会の改選に伴うものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費△75万円。こちらは研修費の実績見込みによるものでございます。

4 目財産管理費△3,703万1,000円。こちらにあつては、決算見込み、事業費の完了見込みによるものでございます。

5 目電算費△778万7,000円。こちらにあつても、事業費の確定によるものでございます。なお、役務費についてはL G W A Nのメールサーバの設定変更に伴うものの追加でございます。また、需用費につきましては、トナーの消耗品の購入といったものでございます。

次のページをお願いをいたします。

6 目交通安全対策費 9 万8,000円。こちらにあつては、交通安全指導員の負担金でございます。婦人交通指導員の人件費増に伴い負担金の増でございます。

7 目企画費△21万7,000円。情報通信充実化システムのツール使用料、こちらは公式L I N Eのサポートプランへの加入に伴うものでございます。また、18節の負担金、補助及び交付金にあつては、地域資源活用事業費の補助金でございます。こちらは事業費の確定によるものでございます。

それから8 目地域づくり推進費△1,172万6,000円。7 節の報酬につきましては、地域おこし協力隊の謝礼、これは実績による減としまして561万6,000円、ふるさと納税の謝礼、これ返礼品の対応ということで500万円、それから10節、13節、18節については実績によるものでございます。

11目減債基金費1,569万5,000円。こちらにあつては、減債基金の積立てでございます。普通交付税の追加交付により、現在債の償還に充てるための基金のことでございます。

15目諸費105万9,000円。こちらにあつては、光熱水費としまして防犯灯電気料の見込みに

よる追加でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項徴税費 1 目税務総務費33万4,000円。こちらにあつては、町税等の還付金の還付見込みによる追加でございます。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費△45万6,000円。戸籍システムの改修の委託料ということで、事業費の完了に伴うものでございます。

4 項選挙費 3 目県知事選挙費△199万8,000円。こちらにあつては、全ての項目、事業費の完了に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費△169万4,000円。こちらにあつては、全ての項目、事業完了に伴う減額でございます。

計△の369万2,000円。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費1,726万9,000円。こちらにあつては、職員手当としまして時間外手当、それから需用費としまして事業消耗品、役務費としまして通信運搬、振込手数料、12節の委託料としまして物価高騰対応生活支援の事業の委託料、それから負担金、補助及び交付金としまして、2 番目に書いてあります物価高騰対応生活支援給付事業費の補助金、こちらについては低所得者世帯への給付事業を行うものでございます。そのほかの負担金でございますが、新たな住民税非課税世帯等の臨時特別給付金、それから定額減税補足調整給付金にあつては、事業の確定によるものでございます。

3 目障害者福祉費△85万1,000円。こちらにあつては、18節負担金、補助及び交付金としまして、障害者相談支援事業費の負担金でございます。負担金の増額によるものでございます。

19節の扶助費については、重度心身障害者医療費の扶助としまして、実績見込みによるものでございます。

5 目国民健康保険費33万4,000円。こちらにあつては、法定繰入の額の追加によるものでございます。

6 目介護保険費△183万2,000円。こちらは繰出金の確定見込みによるものでございます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費230万円。12節の委託料につきましては300万円でございます。こちらについては保育所の委託料としまして、人数の変更及び公定価格の変更によるも

のでございます。19節の扶助費につきましては、出産費助成金の実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費△82万1,000円。こちらにあっては、事業費の確定によるものでございます。一部メディカルセンターの負担金については16万円の増、メディカルセンターの特別負担金にあっては△の99万円、順天堂バスの直行バスの運行事業費の負担金については9,000円でございます。

2項清掃費2目じん芥処理費22万円。こちらにあっては、委託料としまして22万円でございます。指定ごみ袋の管理業務の委託料でございます。サービス店会への委託をするごみ袋の管理のうち、製造単価の上昇によるものでございます。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費225万円。こちらは青年就農給付金でございます。新規農業者への給付を行うものでございます。なお、こちらの財源にあっては、県から全て来るものでございます。

4目農業施設費△760万8,000円。農業用施設等の改修工事の事業完了に伴うものでございます。

計△535万8,000円。

次のページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工振興費3,510万円。こちらにあっては、商工会への補助金でございます。プレミアム商品券工事券発行によるものでございます。令和7年度へ繰り越し、事業を実施するものでございます。

3目観光費△1,199万3,000円。こちらにあっては、工事請負費については花卉園駐車場の整備に伴う事業完了に伴う減額でございます。18節の負担金、補助及び交付金でございますが、桜まつりの運営補助金としまして桜まつりの期間の延長に伴い、補助金の200万円という形で予算を計上させてもらっております。費用が不足した場合への対応といったことでございます。それから宿泊業経営力基盤強化事業費補助金、こちらは事業の確定による減額でございます。

7目さくら振興費85万4,000円。24節積立金でございます。こちらは歳入でありました、キリンビールよりいただきましたさくら振興への寄附をそのまま基金へ積み立てるものでございます。

計2,396万1,000円でございます。

7 款土木費 1 項道路橋梁費 1 目道路維持費△110万円。

2 目道路新設改良費△387万3,000円。こちらにあっては、全て事業の確定によるものでございます。

計△497万3,000円。

8 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費582万円。こちらは下田地区消防組合の負担金でございます。人件費等の増による負担金の増額分でございます。

次のページをお願いをいたします。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費ゼロ。こちらは財源更正でございます。

4 目学校管理費△11万9,000円。こちらは事業完了に伴う減額でございます。

計△11万9,000円。

2 項小学校費 1 目小学校管理費95万9,000円。施設の修繕料でございます。小学校の保健室のエアコンの修繕を行うものでございます。

6 項保健体育費 3 目学校給食費143万2,000円。こちらにあっては、幼稚園・小学校園児童生徒の給食費の負担金をするものでございます。食材費の高騰により、国の交付金を活用し給食会計への負担をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4 番、桑原猛議員。

○4 番（桑原 猛君） 4 番、桑原です。

10ページの1番、電算費の委託料のところなんですけど、先ほど入札の説明もありましたガバメントクラウド接続環境用構築委託料のTKCのところなんですけど、これが新たにこういうことをやるに当たって随意契約ということなので、その前の、前というか、その接続するとかそういう管理料が上乗せになるのか、システムが変わるのか、上乗せになって、管理料というのが減るものなのか、そういうものちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（渡邊 弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） それは、ガバメントクラウドになることによって管理するお金がどうなるかという質問でよろしいですかね。

新年度予算で説明する予定でいたんですけども、国が進めている、共通化してガバメン

トクラウドにいくというということは、今まで以上に結構お金がかかる状態ですから、うちの町で、ちょっと当初予算のほうで資料持っているんですけども、幾ら増えるかという試算はしておりますけれども、想像以上に負担が大きく、市町によって違うんですけども、うちにもかなりの単位でお金が増えます。またそれは当初予算のほうで説明させていただきます。

○4番（桑原 猛君） 分かりました。お願いします。

○議長（渡邊 弘君） ほか、質疑ございますか。

いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第24号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第29、議案第25号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第25号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,456万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） では、議案第25号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

提案理由でございますが、出産育児一時金が当初の見込みを上回ることにより、当初の5名分を1名分増額し、合わせて財源の補正をするものでございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

7款繰入金50万円 1項他会計繰入金33万4,000円、2項基金繰入金16万6,000円。

歳入合計50万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款保険給付費50万円 4項出産育児諸費、同額でございます。

歳出合計50万円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括については説明を省略させていただきます。

5ページをお願いします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、内容の説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金33万4,000円、出産育児一時金繰入金。  
出産育児一時金 1 名分50万円の増額補正に伴い、一般会計から繰り入れる法定繰入分でございます。

計33万4,000円でございます。

2 項基金繰入金 1 目国民健康保険事業基金繰入金16万6,000円。今回補正の50万円に対しての法定繰入分以外の財源でございます。

計16万6,000円でございます。

次のページをお願いします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費 4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金50万円。出産育児一時金の不足分 1 名分50万円を補正するものでございます。

計50万円。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第25号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第30、議案第26号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第26号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,153万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,326万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第26号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

こちらの介護保険特別会計補正予算でございますが、提案理由といたしましては、介護給付費の実績の見込みを勘案した歳出の増減、また、それに伴います国県の支出金等の歳入の増減でございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円です。

3款国庫支出金△391万2,000円 1項国庫負担金△310万円、2項国庫補助金△81万2,000円  
でございます。

4款支払基金交付金△395万6,000円 1項支払基金交付金、同額でございます。

5款県支出金△183万2,000円 1項県負担金△193万8,000円、2項県補助金10万6,000円  
でございます。

6款繰入金△183万2,000円 1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計△1,153万2,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

○議長（渡邊 弘君） 介護課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら着座でよろしくをお願いします。

○福祉介護課長（中村邦彦君） ありがとうございます。

続きまして歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款保険給付費△1,550万円 1項介護サービス等諸費△1,600万円、2項介護予防サービス  
等諸費50万円。

4款地域支援事業費85万円 1項介護予防・生活支援サービス事業費、同額でございます。

6款基金積立金311万8,000円 1項基金積立金、同額でございます。

歳出合計△1,153万2,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略とさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額の内容の説明をさせていただきます。

3款国庫支出金 1項国庫負担金 1目介護給付費負担金△310万円。

2項国庫補助金 1目調整交付金△102万4,000円。普通調整交付金でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業費）21万2,000円。地域支援  
事業費の交付金です。

計△81万2,000円。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金△418万5,000円。介護給付費の交付金でございます。

2 目地域支援事業交付金22万9,000円。地域支援事業交付金でございます。

計△395万6,000円でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金△193万8,000円。介護給付費の負担金でございます。

次ページをお願いいたします。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）10万6,000円。地域支援事業費の交付金でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金△193万8,000円。4 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）10万6,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅サービス給付費△2,000万円。居宅サービス費でございます。

3 目地域密着型介護サービス給付費400万円。地域密着型介護サービス給付費。

計で△1,600万円でございます。

2 項介護予防サービス等諸費 6 目介護予防住宅改修費20万円。

7 目介護予防サービス計画給付費30万円。

計50万円。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 2 目介護予防・支援サービス事業費（通所事業）85万円。介護予防・生活支援サービス通所事業費でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款基金積立金 1 項基金積立金、介護給付費準備基金積立金311万8,000円。準備基金への積立てとなります。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第26号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

3時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎議案第27号～議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邊 弘君） 日程第31、議案第27号 令和7年度河津町一般会計予算、議案第28号 令和7年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算、議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 令和

7年度河津町介護保険特別会計予算、議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 令和7年度河津町水道事業会計予算、議案第34号 令和7年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、同種の令和7年度予算でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第34号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第27号 令和7年度河津町一般会計予算、議案第28号 令和7年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算、議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 令和7年度河津町介護保険特別会計予算、議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 令和7年度河津町水道事業会計予算、議案第34号 令和7年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案については、それぞれ担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、令和7年度河津町一般・特別会計予算について説明をさせていただきます。

まず、予算書を1枚おめくりいただきまして、当初予算の概要について説明をさせていただきます。

令和7年度予算総計表及び純計表でございます。これは一般会計、特別会計、企業会計、それぞれの予算の歳入歳出予算額を一覧表にしたものでございます。企業会計では現金の伴わない予算を除いて算出しております。

8会計の歳入総額は下から3段目となりますが、総計としまして歳入72億2,611万1,000円、歳出につきましては、71億9,522万9,000円でございます。会計間で重複している金額がございますので、純計額としまして歳入69億7,007万6,000円、歳出につきましては、69億3,919万4,000円でございます。

それでは、2枚ほどおめくりいただきまして、議案第27号を説明させていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着席をして

説明をしてください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

議案第27号 令和7年度河津町一般会計予算。

令和7年度河津町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億2,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1 款町税 9 億5,971万6,000円 1 項町民税 3 億1,908万3,000円、2 項固定資産税 5 億3,480万9,000円、3 項軽自動車税2,822万5,000円、4 項町たばこ税5,786万5,000円、5 項入湯税

1,973万4,000円。

2 款地方譲与税5,518万2,000円 1 項地方揮発油譲与税1,021万6,000円、2 項自動車重量譲与税3,111万8,000円、3 項森林環境譲与税1,384万8,000円。

3 款利子割交付金27万3,000円 1 項利子割交付金、同額でございます。

4 款配当割交付金480万円 1 項配当割交付金、同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金719万9,000円 1 項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6 款法人事業税交付金1,852万6,000円 1 項法人事業税交付金、同額でございます。

7 款地方消費税交付金 1 億8,241万1,000円 1 項地方消費税交付金、同額でございます。

8 款環境性能割交付金845万5,000円 1 項環境性能割交付金、同額でございます。

9 款地方特例交付金335万6,000円 1 項地方特例交付金、同額でございます。

10 款地方交付税18億1,743万9,000円 1 項地方交付税、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

11 款交通安全対策特別交付金92万9,000円 1 項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

12 款分担金及び負担金4,287万5,000円 1 項負担金、同額でございます。

13 款使用料及び手数料6,888万7,000円 1 項使用料4,977万4,000円、2 項手数料1,911万3,000円。

14 款国庫支出金 3 億3,585万9,000円 1 項国庫負担金 1 億9,596万2,000円、2 項国庫補助金 1 億2,915万4,000円、3 項委託料1,074万3,000円。

15 款県支出金 3 億495万6,000円 1 項県負担金 1 億2,537万3,000円、2 項県補助金 1 億6,075万7,000円、3 項委託金1,882万6,000円。

16 款財産収入2,376万5,000円 1 項財産運用収入2,274万3,000円、2 項財産売却収入102万2,000円。

17 款寄附金 1 億5,390万4,000円 1 項寄附金、同額でございます。

18 款繰入金 1 億9,325万9,000円 1 項特別会計繰入金 2 万8,000円、1 項基金繰入金 1 億9,323万1,000円。

19 款繰越金5,000万円 1 項繰越金、同額でございます。

20 款諸収入4,690万9,000円 1 項延滞金82万5,000円、2 項預金利子1,000円、3 項受託事業収入 8 万5,000円、4 項雑入4,599万8,000円。

21款町債 3 億4,130万円 1 項町債、同額でございます。

歳入合計46億2,000万円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費6,461万7,000円 1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費10億9,549万8,000円 1 項総務管理費 9 億435万4,000円、2 項徴税費9,471万4,000円、3 項戸籍住民基本台帳費7,186万8,000円、4 項選挙費1,775万1,000円、5 項統計調査費582万5,000円、6 項監査委員費98万6,000円。

3 款民生費 8 億9,356万9,000円 1 項社会福祉費 6 億9,299万5,000円、2 項児童福祉費 2 億37万4,000円、3 項災害援助費20万円。

4 款衛生費 5 億6,821万8,000円 1 項保健衛生費 2 億8,419万円、2 項清掃費 2 億8,402万8,000円。

5 款農林水産業費 2 億2,074万3,000円 1 項農業費 1 億1,954万2,000円、2 項林業費8,816万9,000円、3 項水産業費1,303万2,000円。

6 款商工費 2 億5,692万9,000円 1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費 2 億7,306万8,000円 1 項土木管理費4,030万5,000円、2 項道路橋梁費 1 億8,761万6,000円、3 項河川費1,081万3,000円、4 項都市計画費941万7,000円、5 項住宅費2,491万7,000円。

8 款消防費 5 億7,081万円 1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費 3 億5,922万9,000円 1 項教育総務費 1 億3,106万3,000円、2 項小学校費3,371万円、3 項中学校費2,861万6,000円、4 項幼稚園費7,140万7,000円、5 項社会教育費4,764万4,000円、6 項保健体育費4,678万9,000円。

10款災害復旧費4,000円 1 項公共土木施設災害復旧費2,000円、2 項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円、3 項教育施設災害復旧費1,000円。

11款公債費 3 億731万5,000円 1 項公債費、同額でございます。

12款予備費1,000万円 1 項予備費、同額でございます。

歳出合計46億2,000万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、それから期間、限度額の順に説明をさせていただきます。

指定金融機関事務手数料、令和８年度から令和９年度、426万3,000円。高齢者保健福祉計画等策定業務委託料、令和８年度、350万円。見高地区地域振興施設自動体外式除細動器リース料、令和８年度から令和11年度、27万2,000円。踊り子温泉会館自動体外式除細動器リース料、令和８年度から令和11年度、26万円。教育委員会事務局複合機リース料、令和８年度から令和11年度、76万8,000円。河津中学校電話機リース料、令和８年度から令和11年度、70万円。文化の家自動体外式除細動器リース料、令和８年度から令和11年度、28万円。産業振興助成補助金、令和８年度から令和９年度、69万円。

次のページをお願いいたします。

第３表 地方債です。

起債の目的、起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明をさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は全て同様でございますので、最初の事業のみ説明をさせていただき、２事業目からは起債の目的、限度額のみ説明をさせていただきます。

地区集会施設大規模整備事業費補助金3,030万円、証書借入、利率３％以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

子ども医療費等助成事業（過疎対策事業）1,570万円、治山事業（緊急自然災害防止対策事業）920万円、道路維持事業（過疎対策事業債）2,740万円、道路新設改良事業（過疎対策事業債）700万円、橋梁維持事業（過疎対策事業債）2,730万円、防災施設整備事業（緊急防災減災事業債）２億450万円、非常備消防事業（緊急防災・減災事業債）1,990万円。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 議案第28号 令和７年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第28号 令和７年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

令和７年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ628万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款使用料及び手数料369万4,000円 1 項使用料369万3,000円、2 項手数料1,000円。

2 款財産収入7,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

3 款繰入金180万円 1 項基金繰入金、同額でございます。

4 款繰越金77万8,000円 1 項繰越金、同額でございます。

5 款諸収入1,000円 1 項雑入、同額でございます。

歳入合計628万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費628万円 1 項総務管理費、同額でございます。

歳出合計628万円。

説明は以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算。

令和7年度河津町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

1 款財産収入121万5,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

2 款繰入金1,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金35万7,000円 1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入1,000円 1 項預金利子、同額でございます。

歳入合計157万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款諸支出金157万4,000円 1 項土地取得費35万8,000円、2 項繰出金121万6,000円。

歳出合計157万4,000円。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） では、議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳出予算それぞれ10億5,650万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

1枚めくって、1ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順で説明させていただきます。単位は千円です。

1 款国民健康保険税 1 億7,791万8,000円 1 項国民健康保険税、同額でございます。

2 款一部負担金1,000円 1 項一部負担金、同額でございます。

3 款使用料及び手数料11万円 1 項手数料、同額でございます。

4 款国庫支出金1,000円 1 項国庫補助金、同額でございます。

5 款県支出金 7 億9,560万9,000円 1 項県負担金・補助金 7 億9,560万8,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入 1 万7,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

7 款繰入金7,600万1,000円 1 項他会計繰入金6,124万6,000円、2 項基金繰入金1,475万5,000円。

8 款繰越金2,000円 1 項繰越金、同額でございます。

9 款諸収入684万2,000円 1 項延滞金・加算金及び過料52万円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入632万1,000円。

歳入合計10億5,650万1,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費651万1,000円 1 項総務管理費379万8,000円、2 項徴税費249万5,000円、3 項運営協議会費21万8,000円。

2 款保険給付費 7 億8,342万円 1 項療養諸費 6 億7,916万4,000円、2 項高額療養費 1 億67万9,000円、3 項移送費 7 万5,000円、4 項出産育児諸費250万2,000円、5 項葬祭諸費100万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億4,407万3,000円 1 項医療費給付費分 1 億6,028万4,000円、2 項後期高齢者支援金等分6,030万円、3 項介護納付金分2,348万9,000円。

4 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

5 款保険事業費1,515万9,000円 1 項保険事業費175万4,000円、2 項特定健康診査等事業費1,340万5,000円。

6 款基金積立金 1 万7,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

7 款公債費1,000円 1 項公債費、同額でございます。

8 款諸支出金701万9,000円 1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

9 款予備費30万円 1 項予備費、同額でございます。

歳出合計10億5,650万1,000円。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから議案第31号 令和7年度河津町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

議案第31号 令和7年度河津町介護保険特別会計予算。

令和7年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,564万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこ

これらの経費の各項の款の流用

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

1 款保険料 1 億8,788万9,000円 1 項介護保険料、同額でございます。

2 款手数料 5 万 1 項手数料、同額でございます。

3 款国庫支出金 2 億4,741万1,000円 1 項国庫負担金 1 億6,713万9,000円、2 項国庫補助金 8,027万2,000円。

4 款支払基金交付金 2 億6,366万7,000円 1 項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金 1 億4,915万7,000円 1 項県負担金 1 億4,232万9,000円、2 項県補助金682万 8,000円。

6 款繰入金 1 億4,934万2,000円 1 項一般会計繰入金 1 億4,934万1,000円、2 項基金繰入金 1,000円。

7 款諸収入383万6,000円 1 項延滞金加算金及び過料 1 万2,000円、2 項預金利子1,000円、 3 項雑入382万3,000円。

8 款財産収入 4 万円 1 項財産運用収入、同額でございます。

9 款繰越金1,324万8,000円 1 項繰越金、同額でございます。

10 款負分担金及び負担金100万円 1 項負担金、同額でございます。

歳入合計10億1,564万円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費1,408万7,000円 1 項総務管理費659万7,000円、2 項徴収費95万8,000円、3 項 介護認定審査会費653万2,000円。

2 款保険給付費 9 億5,223万5,000円 1 項介護サービス等諸費 8 億7,717万8,000円、2 項介 護予防サービス等諸費1,353万円、3 項その他諸費55万円、4 項高額介護サービス等費2,256 万円、5 項高額医療合算介護サービス等費231万5,000円、6 項特定入所者介護サービス等費

3,610万2,000円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

4 款地域支援事業費4,837万3,000円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費1,674万4,000円、2 項一般介護予防事業費854万9,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費2,303万5,000円、4 項その他諸費 4 万5,000円。

5 款公債費1,000円 1 項公債費、同額でございます。

6 款基金積立金 4 万円 1 項基金積立金、同額でございます。

7 款諸支出金90万3,000円 1 項繰出金1,000円、2 項償還金及び還付加算金90万2,000円。

歳出合計10億1,564万円でございます。

次ページ、第2表 債務負担行為でございます。

事項といたしましては、地域包括支援システムパソコンリース料、期間といたしましては、令和8年度から令和12年度、限度額としましては、37万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,484万円2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順で述べさせていただきます。単位は1,000円です。

1 款後期高齢者医療保険料 1 億1,122万6,000円 1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料 2 万4,000円 1 項手数料、同額でございます。

3 款繰入金3,328万3,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

4 款諸収入30万8,000円 1 項延滞金及び過料2,000円、2 項償還金及び還付加算金30万5,000円、3 項預金利子1,000円。

5 款繰越金1,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計 1 億4,484万2,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療後期連合納付金 1 億4,451万円 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

2 款諸支出金33万2,000円 1 項償還金及び還付加算金30万5,000円、2 項繰出金 2 万7,000円。

歳出合計 1 億4,484万2,000円。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第33号と議案第34号についてご説明させていただきます。

初めに、水道事業会計の予算でございます。

議案第33号 令和7年度河津町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和7年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 給水戸数 3,476戸。

（2） 年間総給水量 81万立米。

（3） 1日平均給水量 2,220立米。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収入収益 2 億1,095万9,000円 第1項営業収益 1 億9,784万3,000円、第2項

営業外収益1,311万5,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億127万円第1項営業費用1億8,574万円、第2項営業外費用1,502万8,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,613万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,052万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額561万円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入4,679万3,000円第1項企業債4,100万円、第8項他会計補助金579万3,000円。

支出。

第1款資本的支出9,293万円第1項建設改良費6,171万1,000円、第2項企業債償還金3,121万9,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建設改良費、限度額4,100万円、起債の方法、証書借入、利率、政府資金は指定利率、その他については3.0%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、借入先の貸付条件に従う。ただし企業財政、その他の都合により措置期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借換えすることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,905万7,000円。

(2) 交際費 5万円。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は次のとおりとする。

(1) 水道量水器設置替え事業のため579万3,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は300万円と定める。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

水道事業会計の説明は以上となります。

続きまして、温泉事業会計の予算でございます。

議案第34号 令和7年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 令和7年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯戸数 497戸。

(2) 年間総給湯量 28万2,000立米。

(3) 1日平均給湯量 773立米。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収入収益1億2,253万2,000円第1項営業収益1億1,559万4,000円、第2項営業外収益693万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費用1億1,641万4,000円第1項営業費用1億959万2,000円、第2項営業外費用632万1,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額771万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金692万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79万1,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的收入99万円第9項温泉加入金99万円。

支出。

第1款資本的支出870万1,000円第1項建設改良費870万1,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,167万3,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

令和7年3月4日提出。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長(渡邊 弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも款の順をお願いいたします。

議案第27号 令和7年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊です。

ざっくりの説明でもいいんですが、答えてもらいたいんですけれども、先ほど議長がおっしゃったように、明日から予算審査特別委員会が始まりますので、そこで分かると思うんですけれども、一般会計予算4.8%減の2億3,000万円相当が昨年対比として下がっております。

そんな中で、考えてみれば、あちらの庁舎建設工事費用、それからあと七滝のトイレ、それと大きい事業でいうと幾つかあると思うんですけれども、それらが減ったということが分かるんですけれども、職員の給与手当、これだけでも7,000万近く職員等のお金がかかっていくと考えると、住民としてみれば、この物価高の中に、物価が相当上がっているという中で2億3,000万円も予算が削減されたということは、町長の昨日の施政方針の中にも、既存事業の廃止、縮小、再構築による歳出の徹底した見直しということがうたわれておりますけれども、これによって、住民サービス、これが低下するのではないかという心配も聞こえております。

その辺については、ないのかなということを確認したいなということで、質問させていただきますけれども、明日から個々のいろいろな部分についてはそれほど変わっていないのかもしれないんですけれども、それについてざっくりとこの場で聞くのが一番いいのかなと思って質問させていただきます。回答をお願いします。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大まかな回答になるかと思うんですけれども、議員がおっしゃるように、建設事業の大きいものが終了したということが大きいと思います。実際的には、総合的な面を見ますと、ソフト事業と予算全体の中では結構充実していることもありますんで、また、委員会等での質問をしていただければ分かると思うんですけれども、町民向けのものについては、公共交通のサービスでとか、いろんな面では昨年より充実していると思います。

ただ、全体的には、議員がおっしゃるように大きい工事が何本もあったものですから、その分の予算が大きく減ったというのが大きな原因かと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ということは、住民サービスが町民の方に聞かれたときに、住民サー

ビスの低下はないと、新しい事業も結構入っているんだよということで答えて問題がないと。  
建設がいろいろな、子育ての駐車場ももう終わったからということで、そういう建設費用が  
なくなったということで、全体の予算が少なくなったと答えて問題ないわけですね。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） そのとおりだと思います。

去年を見てみますと、特に保健センターの延命化工事ですとか、あと、今庁舎の中の工事  
も少しやっていたりとか、あと子育て支援センターの前の駐車場の整備、あるいは七滝の観  
光センターのトイレ等の大きい工事がありました。それとあとは、花卉園の工事なんかもあり  
ましたので、大分大きい工事が増えつつあります。

それと、もう一つは、今年度といいますか、来年度といいますか、調査ものが多くて、以  
外と工事そのものよりも今後の延命化に向けた調査的なものが多いものですから、そのため  
に予算が減った面もあるかと思うんですけれども、町民向けには、いろんなものにチャレン  
ジをして、特に健康ですとか、教育の面では、特に町民向けには、高齢者含めてですけれど  
も、大分充実した予算が組めたのかなと、そういうふうに思っておりますので、チャレンジ  
をしながら、新たなまちづくりに挑戦をしたいという思いがあるものですから、町民向けに  
はある程度充実したものが見込めるのではないのかなという、そんなつमりの予算でござい  
ます。

以上です。

○5番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

○議長（渡邊 弘君） よろしいですか。

○5番（渡邊昌昭君） はい。

○議長（渡邊 弘君） その他質疑ございませんか。

4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 私もちよつと総括したところで町長にお聞きしたいところなんです  
が、昨日の施政方針の中で、チェンジからサステイナブルというところの目標に向かつての予算  
ということなんですけれども、具体的にチェンジはどういう部分でチェンジをして、どこを  
継続していくのかというのを、ちょつとこの3つの項目あるんですけれども、どこがチェン  
ジ、変わったのか、変わっていく予定でいるのかということをお知らせいただければと思い  
ます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 説明がちょっと難しいんですけども、これがということではなくて、チェンジというのは、これまでも何回も申し上げているんですけども、やはりこれからの時代、特に少子高齢化ですとか、人口減少の中で河津町が生き残っていくためには変わらなきゃいけないということがまず前提にあります。

その中で、当然町も変わるんですけども、住民の方もやっぱりこれまでの住民サービス維持するためには、変わってもらわなきゃならないという、そういう意味のチェンジでございます。

そういう前提の下に、これから町が継続して、この町が小さい町ながらやっていける、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりができていく、そういうことによってこの町は維持できるという意味で、そういう概念の下でチェンジからサステナブルということで、町も町民も変わっていきましょと、そういうので未来をつくっていきましょと、そういう気持ちを込めた予算編成でございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原議員。

○4番（桑原 猛君） また、すみません、揚げ足を取るわけじゃないんですけども、また、今町長からもコンパクトというところがあったんですけども、コンパクトというのは、予算的なコンパクトなのか、町の維持管理するためのコンパクトなのか、ちょっとすみません、コンパクトについてもう少しお聞きます。

○議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これも前にちょっと質問に答えたような気もするんですけども、コンパクトというのは、今の町の現状を考えたときに、高齢化が大変進んでいて、自然減が大変大きいわけですね。その中で、ある程度将来的には減少になってくると思うんです。その中で、ある程度少なくなっても、住民サービスが充実をしていたり、にぎわいができたりとか、あるいは生活がしやすいとか、幸福度が満足、特にウェルビーイングと言いますけれども、そういうものが小さいんだけどその町の中で維持できるような、そんなまちづくりをしたいということで、小さいということは、ある程度の規模の中で住民サービスを提供することによって、にぎわいづくりですとか、いろんな面でこの町が維持できるのではないのかなという、そういう意味のコンパクト。ですから、増えることはなかなか難しいんですけども、小さいながらもそういうのを充実をしていく中で、町民の満足度を上げていきたいというのが考え方でございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 4 番、桑原猛議員。

○4 番（桑原 猛君） ありがとうございます。

これで町長のお気持ちが分かりましたので、明日からの予算審査特別委員会のときに、それに向き合って審査したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊 弘君） ほか、質疑ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） それでは、一般会計の予算ですが、質疑がない模様でございますので、次に進みます。

議案第28号 令和7年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第31号 令和7年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第33号 令和7年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第34号 令和7年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって、質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第19号から議案第26号の8議案を会議規則第……

〔「暫時休憩で」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩をお願いします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時24分

○議長（渡邊 弘君） 暫時休憩を解きます。会議を再開します。

ただいま議題となっておりました質疑を打ち切ります。

議案第27号から議案第34号の8議案を会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

議案第27号から議案第34号までの8議案を予算審査特別委員会に付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、13日の本会議までに審査報告書を議長に提出されるようお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡邊 弘君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

ただいまから13日午後3時まで休会とし、特別委員会の予算審査をお願いいたします。

13日は午後3時から議会を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 4時26分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和     年     月     日

議            長

議            員

議            員

第 4 日

3 月 13 日（木曜日）

## 令和 7 年河津町議会第 1 回定例会会議録

### 議 事 日 程（第 4 号）

令和 7 年 3 月 1 3 日（木曜日）午後 3 時開議

- 日程第 1 議案第 2 7 号 令和 7 年度河津町一般会計予算  
議案第 2 8 号 令和 7 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算  
議案第 2 9 号 令和 7 年度河津町土地取得特別会計予算  
議案第 3 0 号 令和 7 年度河津町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3 1 号 令和 7 年度河津町介護保険特別会計予算  
議案第 3 2 号 令和 7 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 3 3 号 令和 7 年度河津町水道事業会計予算  
議案第 3 4 号 令和 7 年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 発議第 1 号 河津町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 発議第 2 号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書について
- 追加日程第 1 議案第 3 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

---

### 出席議員（10名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 正 木 誠 司 君 | 2 番  | 北 島 正 男 君 |
| 3 番 | 大 川 良 樹 君 | 4 番  | 桑 原 猛 君   |
| 5 番 | 渡 邊 昌 昭 君 | 6 番  | 遠 藤 嘉 規 君 |
| 7 番 | 上 村 和 正 君 | 8 番  | 渡 邊 弘 君   |
| 9 番 | 稲 葉 静 君   | 10 番 | 宮 崎 啓 次 君 |

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

|               |           |                |           |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 町 長           | 岸 重 宏 君   | 副 町 長          | 木 村 吉 弘 君 |
| 教 育 長         | 鈴 木 弘 光 君 | 総 務 課 長        | 川 尻 一 仁 君 |
| 企画調整課長        | 島 崎 和 広 君 | 町民生活課長         | 鈴 木 亜 弥 君 |
| 健康増進課長        | 土 屋 典 子 君 | 福祉介護課長         | 中 村 邦 彦 君 |
| 産業振興課長        | 稲 葉 吉 一 君 | 建 設 課 長        | 臼 井 理 治 君 |
| 防 災 課 長       | 村 串 信 二 君 | 水道温泉課長         | 友 田 佳 伸 君 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 土 屋 勉 君   | 会計管理者<br>兼会計室長 | 渡 辺 音 哉 君 |

---

#### 事務局職員出席者

|         |         |     |       |
|---------|---------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 山 本 博 雄 | 書 記 | 土 屋 翔 |
|---------|---------|-----|-------|

開議 午後 3時00分

### ◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

---

### ◎議案第27号～議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、議案第27号 令和7年度河津町一般会計予算、議案第28号 令和7年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算、議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 令和7年度河津町介護保険特別会計予算、議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 令和7年度河津町水道事業会計予算、議案第34号 令和7年度河津町温泉事業会計予算について議題といたします。

本8議案につきましては、去る6日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託しております。また、これに関して、委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

桑原委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 桑原 猛君 登壇〕

○予算審査特別委員長（桑原 猛君） 報告書の読み上げをもって報告といたします。

令和 7 年 3 月 13 日。

河津町議会議長、渡邊弘様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、桑原猛。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

1、審査件名、事件の番号、件名、審査の結果の順で読み上げます。

議案第27号 令和 7 年度河津町一般会計予算 原案可決

議案第28号 令和 7 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決

議案第29号 令和 7 年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第30号 令和 7 年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第31号 令和 7 年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第32号 令和 7 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第33号 令和 7 年度河津町水道事業会計予算 原案可決

議案第34号 令和 7 年度河津町温泉事業会計予算 原案可決

次ページをお願いいたします。

2、意見。

1) 伊豆の踊子文学碑トイレの撤去により、湯ヶ野エリアに公衆トイレがなくなってしまう。来訪者の利便性を考慮し、同エリア内の新設も含め早急に検討されたい。

2) 令和 7 年度でバガテル公園の指定管理が終了する。費用対効果等を検証し、今後の維持管理について検討されたい。

3) 未就学児数の推移から、官民幼児教育・保育の提供体制の維持が困難となりつつある。現状の提供体制について早急に検討されたい。

報告は以上です。

○議長（渡邊 弘君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより議案第27号 令和7年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第27号 令和7年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 令和7年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第28号 令和7年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第29号 令和7年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第30号 令和7年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第31号 令和7年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第31号 令和7年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号 令和7年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号 令和7年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第33号 令和7年度河津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号 令和7年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第34号 令和7年度河津町温泉事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第 2、発議第 1 号 河津町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

4 番、桑原猛議員。

〔4 番 桑原 猛君 登壇〕

○4 番（桑原 猛君） 発議第 1 号について説明させていただきます。

発議第 1 号 河津町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 13 日。

河津町議会議長、渡邊弘様。

提出者、河津町議会議員、桑原猛。

賛成者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく大川良樹、同じく渡邊昌昭、同じく遠藤嘉規、同じく上村和正、同じく宮崎啓次、同じく稲葉静。

提案理由。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするため。

次ページをお願いします。

条例第 号。

河津町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例。

河津町議会個人情報保護条例（令和 5 年河津町議会条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第19条第 1 項中「議会の保有する」を削る。

第39条第 1 項第 1 号イ中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則。

(施行期日)。

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の河津町議会個人情報保護条例第54条から第56条までの改正規定は令和7年6月1日から施行する。

経過措置。

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

説明は以上です。

○議長(渡邊 弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第1号 河津町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊 弘君) 日程第3、発議第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維

持・確保を求める意見書についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

4 番、桑原猛議員。

〔4 番 桑原 猛君 登壇〕

○4 番（桑原 猛君） 発議第 2 号について説明させていただきます。

発議第 2 号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日提出。

河津町議会議長、渡邊弘様。

提出者、河津町議会議員、桑原猛。

賛同者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく大川良樹、同じく渡邊昌昭、同じく遠藤嘉規、同じく上村和正、同じく宮崎啓次、同じく稲葉静。

提案理由。

教員の長時間勤務は依然として歯止めがかからない状況にあり、そうした職場環境からか教員の採用倍率は年々低下している。静岡県内にも定数未配置の学校が存在し、教員の人材確保は喫緊の課題となっている。

このことから、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求め、政府・国会等関係者に別紙意見書を提出する。

なお、意見書及び提出先は添付のとおりです。

説明は以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第2号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書  
についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（渡邊 弘君） 先ほど町長から、議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時24分

○議長（渡邊 弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 追加日程第 1、議案第 35 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

議題の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第 35 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 13 日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第 35 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

刑法等の一部改正に伴い、条例中に定められている用語を改正するためでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

恐れ入ります。定例会資料で説明をさせていただきたいと思います。

定例会資料の追加資料 1 ページをお願いしたいと思います。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてといったものでございます。

まず、1 の改正の理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律において、自由刑のうち懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設して一本化する改正が行われました。これが令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、これに対応した箇所を変更するものでございます。

改正の概要といったことですが、町の条例において、「懲役」や「禁錮」の文言を使用している条例が7本ほどございます。そちらのほうにつきまして、検察庁との協議を行い、「懲役」または「禁錮」といったものに対して、「拘禁刑」といったものに改正を行います。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律に規定している経過措置と同様の経過措置を設けることとしております。併せて、文言の修正を行うものでございます。

条例につきましては、7本でございます。

河津町行政不服審査会条例（平成28年河津町条例第2号）。

河津町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年河津町条例第4号）。

河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）。

河津町法定外道路管理条例（平成14年河津町条例第17号）。

河津町普通河川条例（昭和46年河津町条例第7号）。

河津町消防団条例（平成24年河津町条例第16号）。

河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和34年河津町条例第8号）。

以上の7本でございます。

次の2ページから4ページに、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案の下側でございます。

附則でございます。

施行期日。

第1項 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

以降、第2項から第5項までに経過措置を示してございます。

説明については以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり議員の派遣をすることにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（渡邊 弘君） 日程第5、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（渡邊 弘君） お諮りいたします。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で令和7年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

令和7年河津町議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時33分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和     年     月     日

議            長

議            員

議            員

## 議案等審議結果一覧

## 議案等審議結果一覧

令和 7 年第 1 回定例会

| 議 案 番 号  | 件 名                      | 議 決 年 月 日 | 審 議 結 果          |
|----------|--------------------------|-----------|------------------|
| 諮問第 1 号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 7. 3. 6   | 適 任<br>高 崎 美 智 代 |
| 同意第 1 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>正 木 武     |
| 同意第 2 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>正 木 敏 弘   |
| 同意第 3 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>渡 辺 寿 夫   |
| 同意第 4 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>萩 原 久 夫   |
| 同意第 5 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>飯 田 隆 一   |
| 同意第 6 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>平 川 辰 彦   |
| 同意第 7 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>稲 葉 二 郎   |
| 同意第 8 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>村 木 貞 一   |
| 同意第 9 号  | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>土 屋 茂     |
| 同意第 10 号 | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>土 屋 常 平   |
| 同意第 11 号 | 河津町農業委員会の委員の任命について       | 〃         | 同 意<br>後 藤 美 南 子 |

| 議 案 番 号   | 件 名                                                              | 議 決 年 月 日 | 審 議 結 果 |
|-----------|------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 議案第 1 0 号 | 河津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について | 〃         | 原 案 可 決 |
| 議案第 1 1 号 | 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について                                  | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 2 号 | 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について                         | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 3 号 | 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について                | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 4 号 | 河津町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について                        | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 5 号 | 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                       | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 6 号 | 河津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について                                   | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 7 号 | 河津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について                        | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 8 号 | 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について                                  | 〃         | 〃       |
| 議案第 1 9 号 | 令和 6 年度ガバメントクラウド接続用機器購入契約について                                    | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 0 号 | 河津町指定金融機関の指定について                                                 | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 1 号 | 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について                                            | 〃         | 〃       |

| 議 案 番 号   | 件 名                                     | 議 決 年 月 日 | 審 議 結 果 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------|---------|
| 議案第 2 2 号 | 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について                 | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 3 号 | 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について             | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 4 号 | 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 1 1 号）             | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 5 号 | 令和 6 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）         | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 6 号 | 令和 6 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）           | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 7 号 | 令和 7 年度河津町一般会計予算                        | 7. 3. 13  | 〃       |
| 議案第 2 8 号 | 令和 7 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算                 | 〃         | 〃       |
| 議案第 2 9 号 | 令和 7 年度河津町土地取得特別会計予算                    | 〃         | 〃       |
| 議案第 3 0 号 | 令和 7 年度河津町国民健康保険特別会計予算                  | 〃         | 〃       |
| 議案第 3 1 号 | 令和 7 年度河津町介護保険特別会計予算                    | 〃         | 〃       |
| 議案第 3 2 号 | 令和 7 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算                 | 〃         | 〃       |
| 議案第 3 3 号 | 令和 7 年度河津町水道事業会計予算                      | 〃         | 〃       |
| 議案第 3 4 号 | 令和 7 年度河津町温泉事業会計予算                      | 〃         | 〃       |
| 議案第 3 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 〃         | 〃       |

| 議 案 番 号 | 件 名                                           | 議 決 年 月 日 | 審 議 結 果 |
|---------|-----------------------------------------------|-----------|---------|
| 発議第 1 号 | 河津町議会個人情報保護条例の一部を<br>改正する条例について               | 〃         | 〃       |
| 発議第 2 号 | 公立の義務教育諸学校の適正な教員数<br>の維持・確保を求める意見書の提出に<br>ついて | 〃         | 〃       |
|         | 議員派遣の件                                        | 〃         | 決 定     |
|         | 委員会の閉会中における所掌事務等の<br>調査の件                     | 〃         | 決 定     |